

三郷市緑の基本計画

素案

目 次

第①章 計画の基本事項	1
1. 緑の基本計画の目的・位置づけ	1
(1) 緑の基本計画の概要	1
(2) 計画策定の目的	1
(3) 計画の位置づけ	2
(4) 計画期間と計画対象地域	2
(5) 計画人口	2
2. 計画で対象とする緑と緑の機能	3
(1) 計画で対象とする緑	3
(2) 緑の機能	3
3. 緑を取り巻く社会情勢の変化	5
(1) 社会情勢	5
(2) 緑に関連した法制度の改正等	6
4. 三郷市の都市づくりの方向	7
(1) 三郷市のまちづくりの状況	7
(2) 三郷市の将来都市像	8

第②章 三郷市の緑の現況と課題	9
1. 三郷市の概況	9
(1) 位置・地勢	9
(2) 地形・地質	10
(3) 植生	10
(4) 沿革	11
(5) 土地利用	11
(6) 人口	12
2. 三郷市の緑の現況	13
(1) 緑の特性	13
(2) 前計画の進捗	15
3. 市民の意識・意向	21
4. 策定の視点と計画課題	23



第③章 計画の目標と基本方針	25
1. 計画の目標	25
(1) 緑のまちのイメージ	25
(2) 緑の配置方針	29
2. 計画の基本方針	31
第④章 緑の推進施策の方針	33
1. 水と緑の骨格・基盤を強化する	35
2. 花と緑を活かした愛着を感じる場所を創造する	51
3. 緑のある暮らしを楽しみ、育む	61
第⑤章 計画の推進に向けて	67
1. 推進のための体制・取り組み	67
(1) 主体の役割	67
(2) 推進体制	68
(3) 重点施策の取り組み	68
(4) 財源の確保・活用	69
2. 計画の進行管理	70
資料編	71
1. 緑の推進施策の主な推進主体となる担当	71
2. 緑に関する市民アンケート調査	73
(1) 市民アンケート調査の概要	73
(2) 市民アンケート調査の結果	73
3. 策定の体制と経緯	83
(1) 策定体制	83
(2) 経緯	84
4. 用語解説	85



第 1 章 計画の基本事項

1. 緑の基本計画策定の目的・位置づけ

(1) 緑の基本計画の概要

緑の基本計画は、都市緑地法に基づき策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、市町村が長期的な視点から定める緑に関する総合的な計画です。

本計画では、三郷市の緑をとりまく状況を勘案しながら、目指す方向を目標として、また目標を実現していくために必要な都市公園の整備、緑地の保全、緑化の推進などに関する取り組みの内容を定めます。

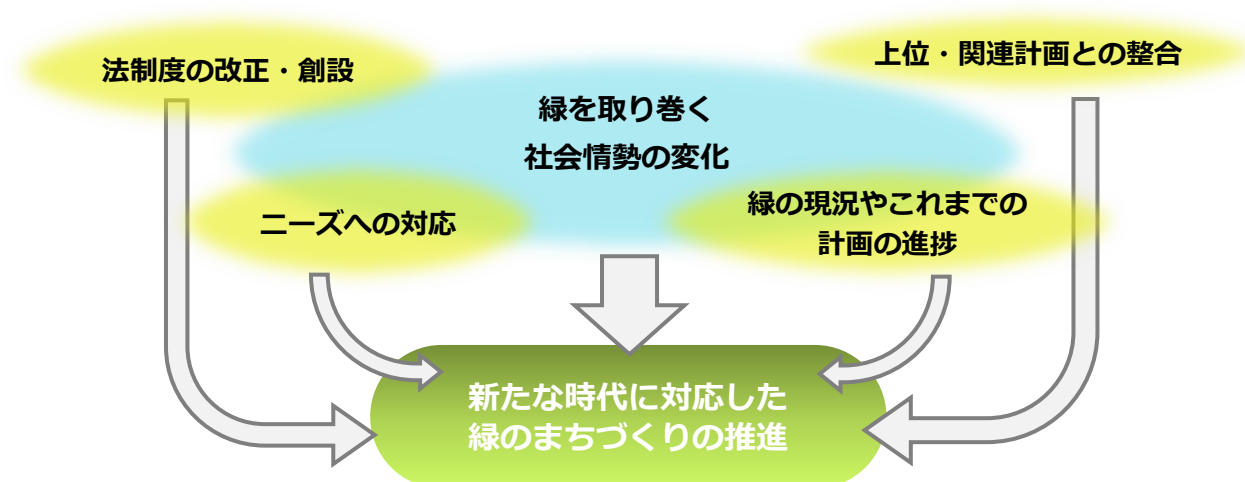
「緑の基本計画」を策定することによって、三郷市のまちづくりの一環として緑の保全・整備・活用などを進めることができるだけでなく、行政内部の合意形成が図りやすく、市民や企業を含めた緑のまちづくりの推進が可能となります。

(2) 計画策定の目的

本市は、平成 13 年 3 月に「三郷市緑の基本計画」を策定し、緑のまちづくりを推進してきました。平成 23 年 6 月には、緑を取り巻く状況の変化、社会情勢の変化や市民の意識に的確に応えて、より一層緑のまちづくりを積極的に推進するために改定（見直し）を行いました。

本計画は、前計画の目標年次が平成 32 年度（2020 年度）であったことを受け、新たな計画として、緑を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、上位・関連計画との整合、昨今の法制度の改正・創設への対応、緑に対する市民の意識・意向に対応しつつ、また、これまでの取り組みの進捗を確認しながら、新たな時代に対応し、緑の多様な機能を活用しながら、まちづくりをより一層推進することを目的として策定します。

■計画策定の背景と目的



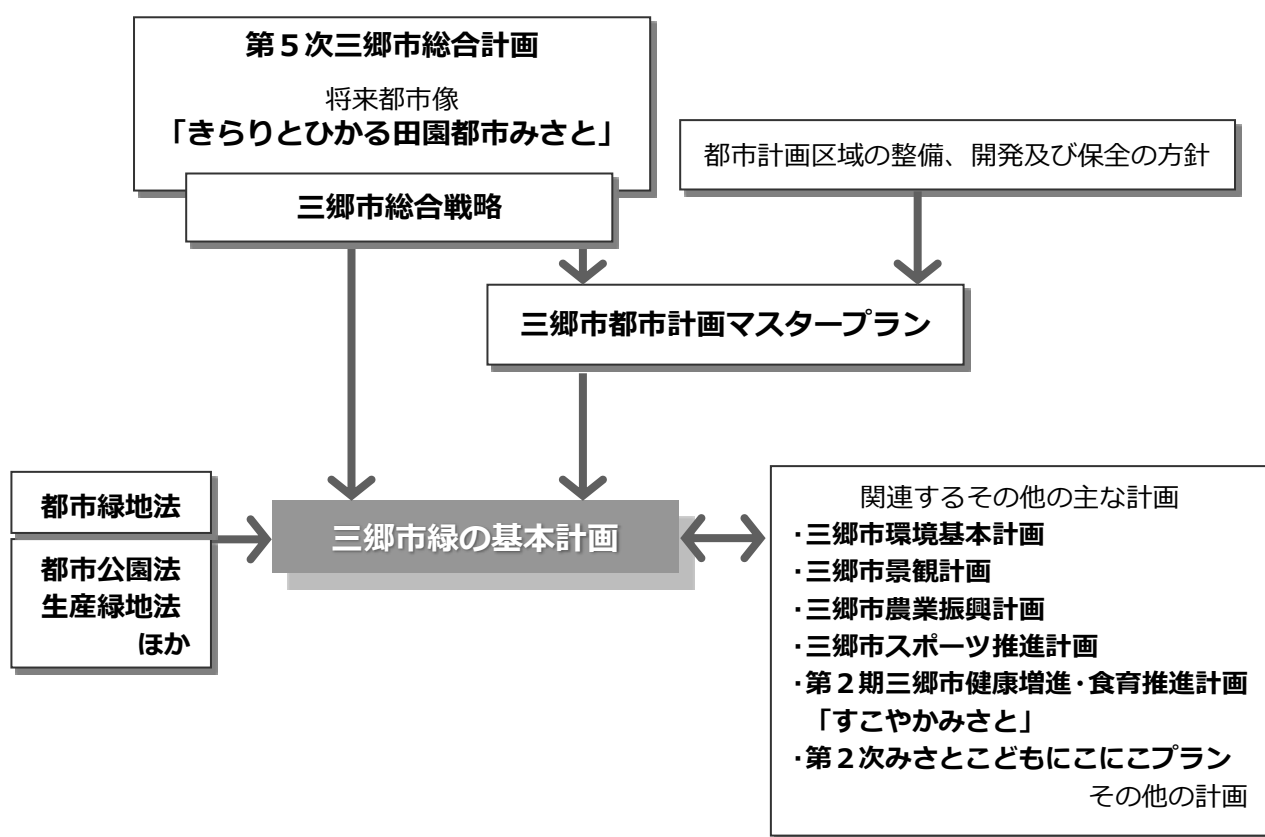
(3) 計画の位置づけ

緑の基本計画を規定する都市緑地法では、計画の策定に際し、議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想（総合計画）に即し、都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）に適合することとされています。

さらに、環境基本法に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景観法に規定する景観計画との調和が保たれるものであることが求められています。

本計画は、これらの上位・関連計画との整合を図りながら、緑に関する総合的な計画として位置づけ、策定するものです。

■ 計画の位置づけ



(4) 計画期間と計画対象地域

本計画の期間は10年間とし、令和12年度（2030年度）を目標年次とします。

計画対象地域は、三郷市全域（都市計画区域面積3,022 ha）とします。

(5) 計画人口

目標年次における人口は、14万8千人と想定します。

2. 計画で対象とする緑と緑の機能

(1) 計画で対象とする緑

本計画で対象とする緑は、樹木や草花などの植物だけでなく、植物に被覆されている土地及びこれらと一体となった水面やオープンスペースなど、自然的環境を形成し、市の環境を向上させる要素や土地などを総称するものとします。

具体的には、屋敷林・社寺林などの樹林地、農地、河川・水路、公園、緑地、グラウンド、緑道、街路樹、植栽地などを指します。

本計画では、これら緑の保全や整備、維持管理などのあり方や、市だけでなく市民や緑化推進団体、事業者が実施する緑に関する活動などの様々な取り組みも対象としています。

(2) 緑の機能

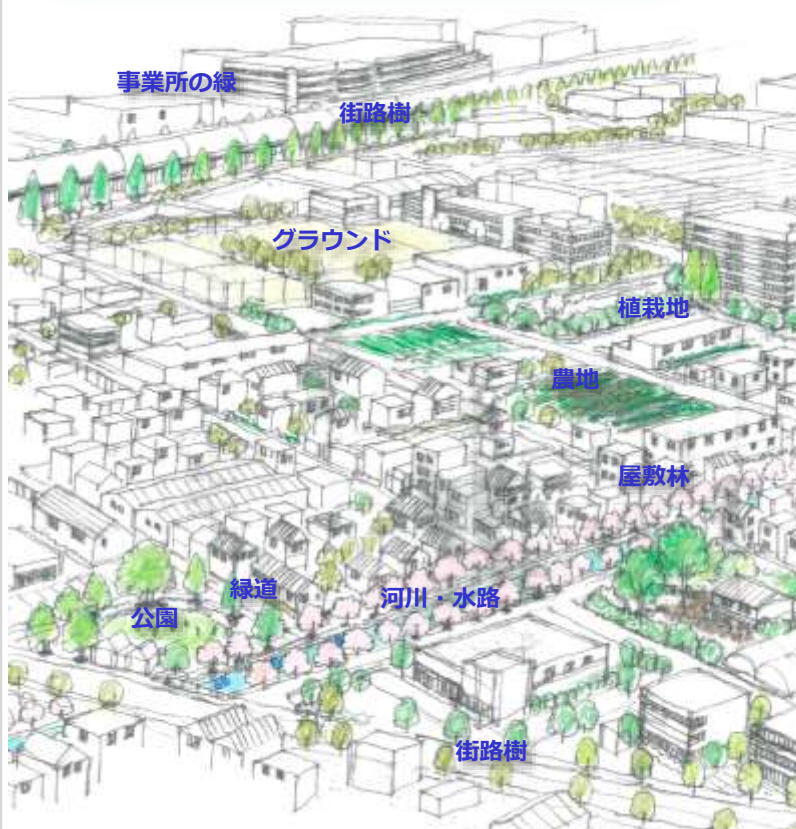
緑は多様な機能を持っており、私たちの心身の健康を守り、暮らしを支えています。

昨今では、このような緑の多様な機能を、単なる機能としてではなく、社会の課題を解決し持続可能なまちづくりを進めるために、より積極的に活用し、また効果的に組み合わせることで社会基盤としていく考え方や取り組みが重要となっています。

このような、考え方・取り組みによる社会基盤は「グリーンインフラ」と呼ばれています。本計画では、様々な場面において緑の機能をより積極的に活用し、グリーンインフラを推進するという視点から取り組むものとします。

都市における環境の保全・改善

- 緑陰を形成するとともに、蒸発散機能によって気温上昇を抑制します。また、まとまった緑地は冷気を生み出し、連続した緑の空間は清涼な空気の流れ（風の道）を形成するなど、ヒートアイランド現象の緩和に寄与します。
- 二酸化炭素の吸収源となります。
- 騒音・振動の緩和、防塵などに寄与します。



生き物の生息地・生育地の確保・保全

- 健全な生態系によって確保される生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）は、酸素や水の供給などの基盤条件を整え、暮らしに必要なものの原料を生み出します。
- 多様な生き物の生息・生育の空間を提供しており、生態系の維持など生物多様性を保持するうえで、重要な役割を果たしています。

■ 緑の種類と緑の機能

防災・減災

- 火災の延焼防止の役割を果たします。
- 雨水を貯留・浸透させ、浸水や洪水の緩和に役立ちます。
- 避難路・避難地、救援活動の拠点として活用されます。
- 防風、表土の浸食や土砂の流出の防止などの機能があります。

三郷らしい良好な景観の形成

- 河川・水路や屋敷林、農地などは、地域の景観を特徴づけ、精神的な安らぎや誇りや愛着、ふるさと意識を感じさせます。
- 人工物の堅いイメージをやわらげ、季節感やうるおいのある景観を形成します。

子育て支援や教育の場の提供

- 子どもたちの遊び場となります。
- 自然環境に触れることや生き物とのふれあいによって、豊かな情操を育みます。
- 自然観察や体験学習など、環境教育の場としての役割を果たします。

健康増進・レクリエーション

- 健康を維持するための環境を整えます。
- 精神的な安らぎや豊かさを与え、ストレスや疲れを癒し、緊張感を緩和する効果があります。
- 健康の維持・増進、スポーツなどのさまざまなレクリエーションの場を提供します。

コミュニティ形成や交流の場の提供

- 緑を介して人と人のふれあいやコミュニケーションが生まれます。
- 地域に密着した緑の活動は、人と地域を結び、まちの防犯や見守りにも役立ちます。
- 地域のイベントや交流の場としても重要な役割を果たしています。

にぎわいの創出や地域の活性化

- 地域の特徴ある緑、歴史・文化と一体となった緑は、重要な観光資源となり、内外から多くの人々を呼び込むことができます。
- イベントの場となり、交流人口の増加による地域の活性化に大きく役立ちます。



3. 緑を取り巻く社会情勢の変化

前計画の改定から約 10 年が経過する中で、緑や公園緑地行政を取り巻く社会情勢の変化を把握し、計画策定に向けた視点を整理します。

(1) 社会情勢

①人口減少や少子高齢化の進展

わが国は平成 20 年をピークに人口減少局面に入りました。国立社会保障・人口問題研究所の推計（H29 推計）では、令和 35 年には人口が 1 億人を割り込むと推計されています。

同時に、我が国の高齢化率は上昇を続け、令和 22 年には約 35%に達すると推計されています。高齢化が進むことで、市民生活を支える地域活動の担い手の不足や住民同士の交流の疎遠化などにより、地域コミュニティの維持が困難になることが考えられます。

このため、これまでの「成長」を前提とする社会・経済の仕組みを、「持続」型の仕組みへと根本的に見直していくことが迫られています。また、若年層世代の転出防止・転入促進を図るよう、子育てしやすい環境づくり、地域活力の回復が重要となり、そのために、三郷市の特徴や強みを活かし、都市の魅力を高めて、三郷市が選ばれるよう、競争力を高めていくことが求められます。

②新たな感染症の拡大

新たな感染症（COVID-19）が、特に 2020 年の年頭から世界規模で拡大し、人々の健康に脅威を与え、暮らしや社会・経済のあり方、意識や行動に大きな影響を与えています。また、感染リスクの抑制と社会・経済活動の両立をはじめとして、新たな生活様式への移行や都市のあり方などが問われています。

公園などの緑は、「都市の肺」として、感染症の拡大を防ぎ、清潔な空気をつくる基盤として発展してきた歴史があることから、緑の健康を守る機能とともに、豊かなライフスタイルをつくる様々な可能性を活かしたまちづくりをより一層進めていくことが求められます。

③地球規模の環境問題の深刻化

地球規模での環境問題は、温暖化による気候変動の進行により、局地的な集中豪雨の発生、台風の大規模化、猛暑日の増加などのほか、農業生産や生態系に対する悪影響が懸念されます。二酸化炭素などの温室効果ガスを派出しない脱炭素社会の構築は、喫緊の課題です。

2015（H27）年の国連サミットでは、地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少などの地球環境問題に対し、SDGs（持続可能な開発目標）を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

SDGs は、人間、地球、繁栄、平和及び連携のための行動計画で、経済、社会、環境のバランスのとれた持続可能な開発のための 17 の大目標と 169 の個別目標から成り立っています。

本計画は、この SDGs の目標達成にも寄与するものです。

■持続可能な開発目標（SDGs）の概要



※出典：首相官邸「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」ホームページ

④災害に対するリスクの拡大

今後、首都直下型地震、南海トラフ巨大地震が高い確率で発生されるとされており、依然として市民の生活に大きな脅威を与えています。また昨今は、集中豪雨や竜巻・突風を含めて自然災害が多発化・激甚化する傾向にあり、リスクも高まっています。

このような中で、防災に対する市民の意識の高まりとともに、災害を軽減することや、災害を受けても回復する力（レジリエンス）を高めていくことも求められています。

⑤市民のライフスタイルの多様化

近年は、ワークライフバランスや多様な働き方が普及し、市民のライフスタイルやワークスタイルの考え方が多様化しています。また、感染症の拡大などのリスクに対応したライフスタイル・ワークスタイルの変化も考えられます。

このような価値観の変革に対応するとともに、生活の豊かさ、つまり生活の質（Quality of Life : QOL）の向上を図るための、緑が果たす役割も重要となっています。

⑥社会資本の老朽化の進行と都市経営の効率化

高度経済成長期の急速な都市化に対応するために整備された道路、公園、下水道などの社会資本の多くは老朽化が進んでいます。適正な維持管理や更新が困難となる状況が生まれることが予想されます。

このため、維持管理・更新に係るトータルコストの縮減・平準化や施設の長寿命化とともに、都市経営の効率化も必要となっています。

（２）緑に関連した法制度の改正等

社会情勢の変化を受けて、緑とオープンスペースの持つ多機能性を、都市のため、地域のため、住民のために最大限に引き出すことを重視した新たなステージへと移行することを目的として、緑に関する法制度の改正等が行われ、新たな制度が創設されました。

■主な法律の改正の背景と概要

- ◆ 公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースは多面的な機能を発揮する。
- ◆ 緑豊かなまちづくりに向けては、公園面積が少ない地域の存在、都市農地の減少傾向、公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用の要請等の課題がある。
- ◆ 地方公共団体は、財政面、人材面の制約等から新規整備や施設更新等に限界がある。

●緑地・広場の創出 （都市緑地法の改正）

- ・ 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
- ・ 緑の担い手として、民間主体を指定する制度の拡充
- ・ 「緑地」の定義に「農地であるものを含む」が加えられ、緑政策に農地を包含

●都市公園の再生・活性化 （都市公園法等の改正）

- ・ 民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理体制の創設
- ・ 公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸
- ・ 都市公園に保育所などの設置が可能に
- ・ 公園の活性化に関する協議会制度の創設

●都市農地の保全・活用 （生産緑地法等の改正）

- ・ 条例による生産緑地地区の面積要件の見直し
- ・ 生産緑地地区内で直売所、農家レストランなどの設置が可能に
- ・ 指定後30年を経過する生産緑地を10年ごとに更新する「特定生産緑地制度」の創設

4. 三郷市の都市づくりの方向

(1) 三郷市のまちづくりの状況

三郷市は、昭和 47 年に市制を施行しました。昭和 48 年には武蔵野線が開通したほか、昭和 60 年には常磐自動車道、首都高速足立・三郷線、平成 4 年には東京外環自動車道（外環三郷西－和光間）がそれぞれ開通しました。

平成 17 年にはつくばエクスプレスの開通、東京外環自動車道(外環三郷西-三郷南間)延伸、平成 21 年には常磐自動車道三郷料金所スマートインターチェンジの本格運用、平成 30 年には東京外環自動車道三郷南－高谷ジャンクション間が延伸など交通の要衝として、ますます発展を遂げています。

これらの交通網の整備に伴い、「ピアラシティ」や「新三郷ららシティ」の市街地と大型商業施設が相次いでオープンしたほか、三郷中央駅周辺の市街地の整備が進展するなど、この 30 年ほどの本市をめぐるまちづくりの状況の変化は目まぐるしいものがあります。

■この 30 年の三郷市の都市づくりに関連した動向（主なもの）

年	主なできごと
1992 (H4) 年	東京外環自動車道（三郷 IC～和光 IC）開通
1998 (H10) 年	三郷中央土地区画整理事業告示
1999 (H11) 年	三郷インターA 地区土地区画整理事業告示
2001 (H13) 年	三郷市緑の基本計画策定
2005 (H17) 年	つくばエクスプレス開通・三郷中央駅開業 東京外環自動車道三郷南 IC 開通
2007 (H19) 年	三郷スカイパーク開園
2008 (H20) 年	におどり公園開園 新三郷ららシティまちびらき
2009 (H21) 年	三郷インター南部土地区画整理事業告示
2011 (H23) 年	三郷市緑の基本計画改定
2017 (H29) 年	三郷インター南部南土地区画整理事業告示
2018 (H30) 年	東京外環自動車道（三郷南 IC～高谷 JCT）開通 三郷市陸上競技場公園開園
2020 (R2) 年	三郷北部地区土地区画整理事業告示



インター南部地区



新三郷ららシティ地区

(2) 三郷市の将来都市像

本市では、令和12年度までの10年間のまちづくりの方向を位置づける第5次三郷市総合計画基本構想において、まちづくりの目標を「将来都市像」として定めています。

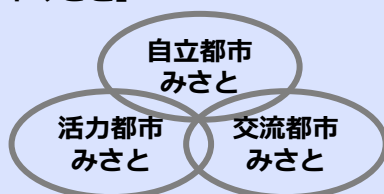
■ 将来都市構造図



基本構想

● まちづくりの理念

「自立都市みさと」
「活力都市みさと」
「交流都市みさと」



● 将来都市像

「きらりとひかる田園都市みさと」
～人にも企業にも選ばれる魅力的なまち～

● 人口フレーム

14万8千人 (R12)

● 施策の大綱 (まちづくり方針)

- 1 安全でいつも安心して住めるまちづくり
- 2 子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
- 3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
- 4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
- 5 魅力的で活力のあるまちづくり
- 6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
- 7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり

第2章 三郷市の緑の現況と課題

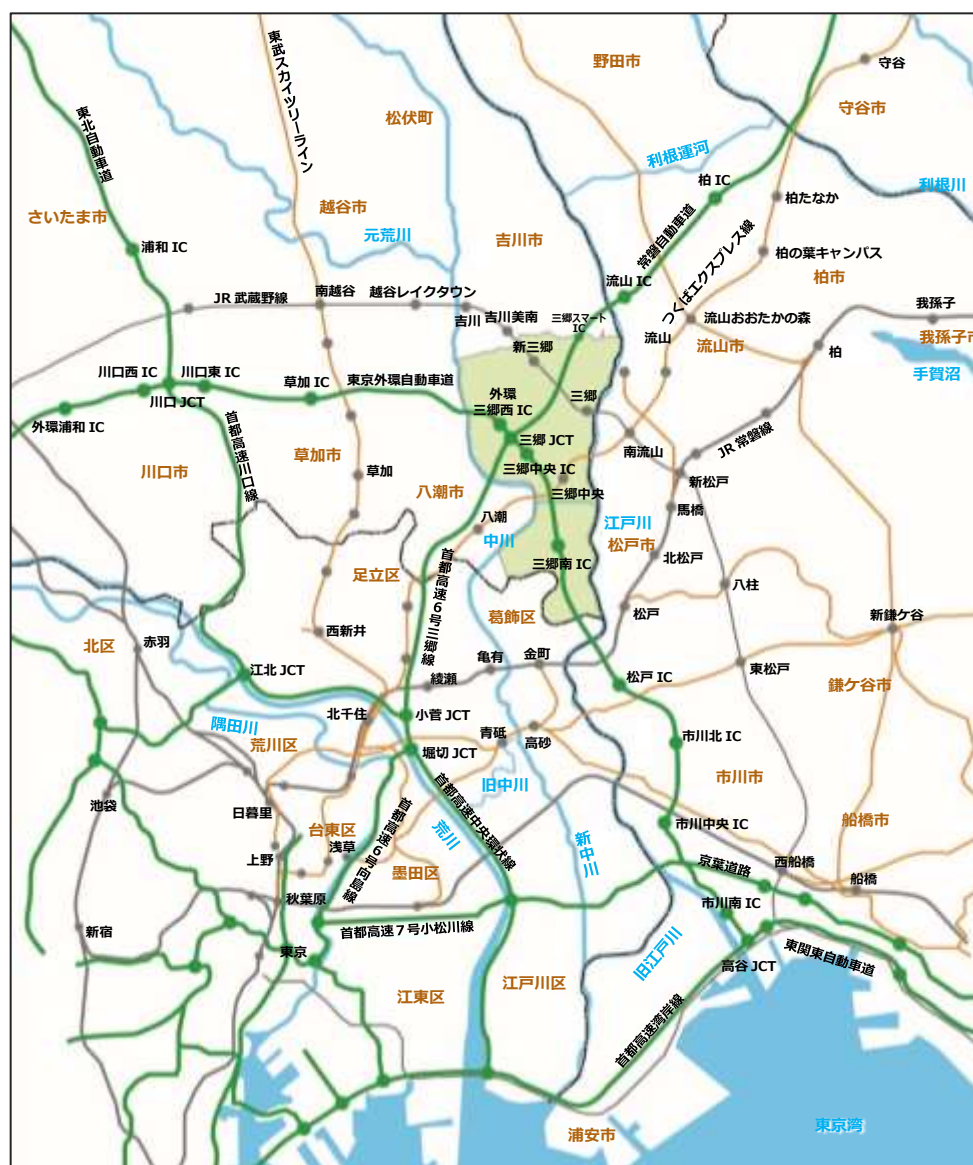
1. 三郷市の概況

(1) 位置・地勢

三郷市は、埼玉県の東南端に位置し、都心から最近地点 15km、最遠地点で 24km にあり、東西は 5.6km、南北は 9.5km あります。西に中川、東に江戸川、南に小合溜井と水に囲まれており、北は吉川市、南は葛飾区、東は流山市、松戸市、西は草加市、八潮市と接しています。

市内には、JR 武蔵野線、つくばエクスプレスの2本の鉄道と、南北に縦断している国道 298 号、東京外環自動車道と常磐自動車道・首都高速 6 号線が通過しており、またそれらの結節点である三郷ジャンクションを抱える自動車交通の要として発展しています。

■ 広域交通網図

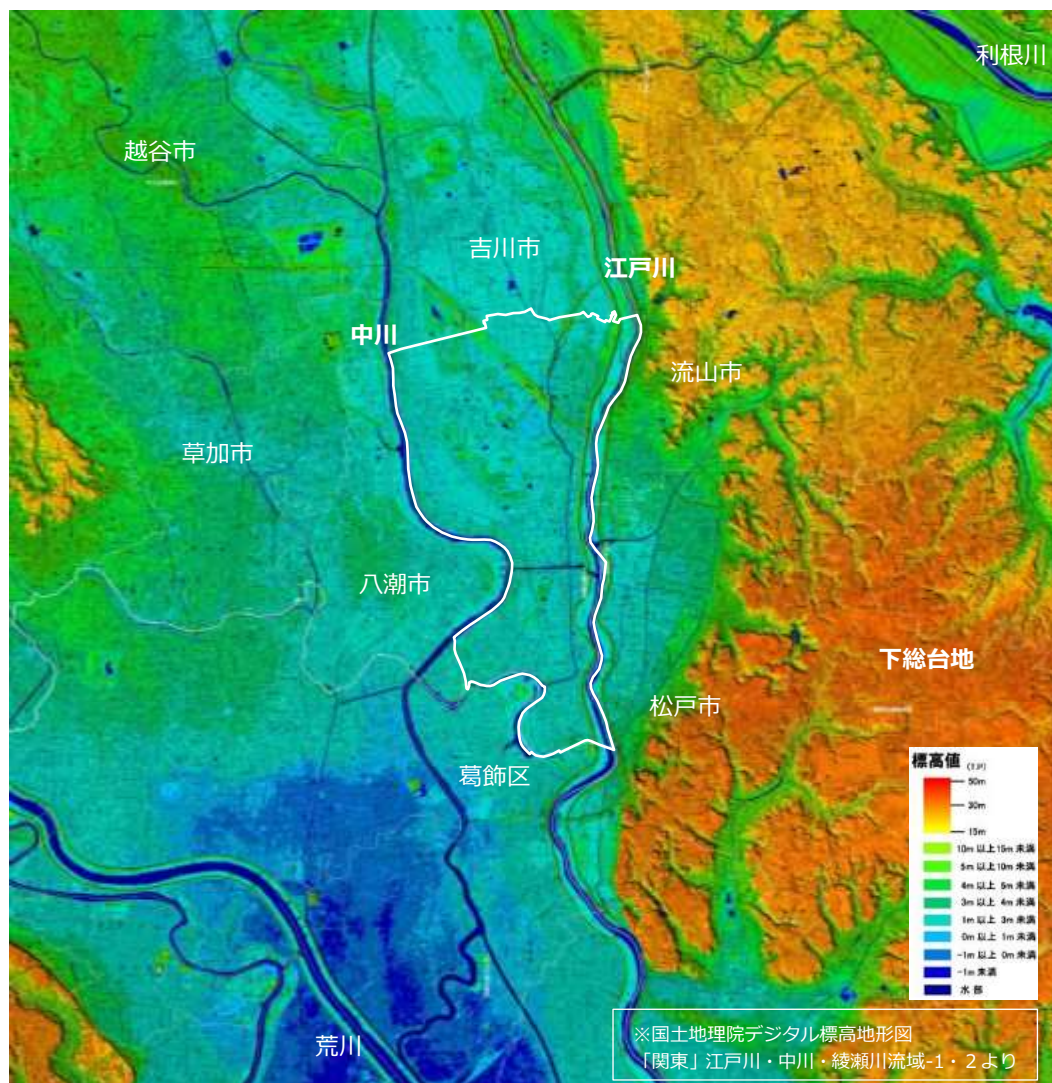


(2) 地形・地質

本市の地形は、中川と江戸川にはさまれた沖積低地（中川低地）に属しており、集落は、主にこれらの河川沿いの自然堤防の上に形成され、低平でほとんど高低なく、北から南に向かってわずかに低くなっています。

地質は、関東平野の江戸川及び中川（古利根川）に沿った沖積平野に属し、江戸川対岸の東部は下総台地ですが、当地方の沖積層は、台地を河川が浸食し、奥東京湾を運搬堆積物で埋めながら形成されたもので、上層部は一般に軟弱地盤、深度 30～50m 位まで沖積層が続いています。

■ 地形図



(3) 植生

本市の現存植生としては、大部分は水田雑草群落と市街地内の緑地・雑草地等により占められています。自然林の発達はほとんどみられず、中川沿いの自然堤防に屋敷林や社寺林として残存するシラカシ-イヌシデ群落、アカシデ-イヌシデ群落が地域にとって貴重な樹林地となっています。水辺においては、江戸川河川敷にススキ、ササなどの草地が一部分布していますが、人工草地または緑化されているところが大部分です。土の護岸部のほとんどは草本によって覆われており、水辺の一部にはヨシ群落などがみられます。

(4) 沿革

弥生時代後期 (2・3世紀頃)	中川左岸の上彦名から土器片が採集されており、この頃から集落が形成され農耕生活が定着したと考えられています。
古墳時代後期 (6世紀頃)	中川低地周辺の古墳から発掘された石材や埴輪から河川を通じた南北交通の要衝であったことが推定されます。
江戸～明治時代	三郷市域の村々は幕府の家臣団や大名が配置されることなく、一貫して御料所(天領)として属し、幕末期の市域には、51 を数える村が存在しました。 明治 20 年の町村制度の公布により、これらの村が彦成・早稲田・戸ヶ崎・八木郷の 4 ケ村に統合されました。
昭和時代～近年	昭和 18 年の戸ヶ崎村と八木郷村の合併を経て、昭和 31 年の町村合併促進法により、3 ケ村が合併し三郷村が誕生しました。 昭和 39 年の町制施行を経て、昭和 47 年 5 月 3 日県下 37 番目として市政が施行されました。当時の人口は約 49,000 人でした。 鉄道と高速道路の整備、住宅団地の建設などで、市制施行 10 年で人口が 10 万人を超す都市へと成長しました。

(5) 土地利用

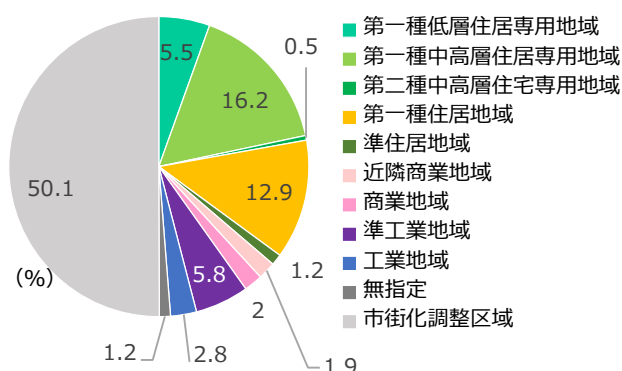
本市の地目上の土地利用は、農地が 13% (田 6%、畑 7%)、宅地が 36%、池沼・山林はわずかとなっています。

この約 15 年の推移をみると、田は約 144 ha 減、畑は約 94 ha 減となった一方、宅地は約 266 ha 増となっています。その他は大きく変化していないことから、農地が宅地化しているといえます。

本市は、全域が草加都市計画区域となっています(草加市・八潮市・三郷市の全域)。

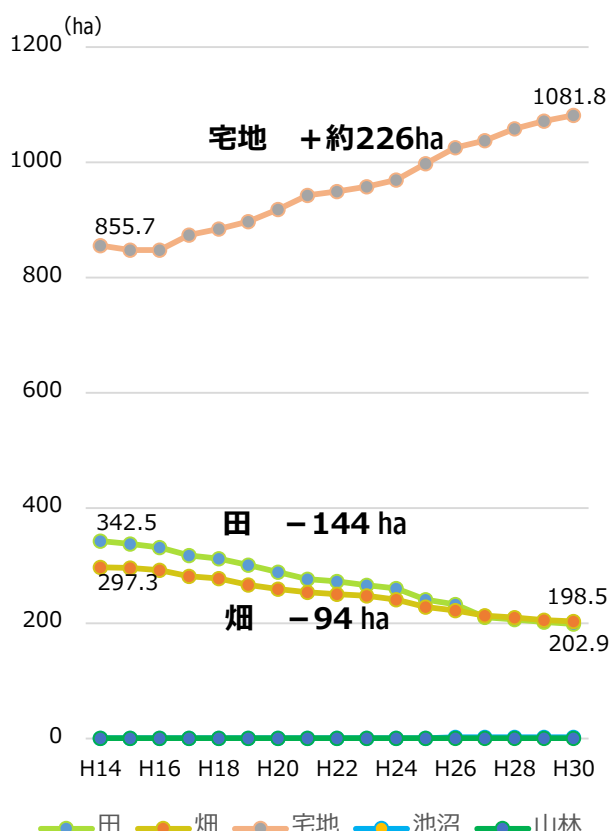
令和 2 年に三郷北部地区が市街化区域に編入されたことにより、市街化区域と市街化調整区域はほぼ同じ面積となりました。

■用途別面積 (R2.4 現在)



※出典:「みさとの都市計画」改定版

■地目別土地面積 (田・畑・宅地・山林) の推移



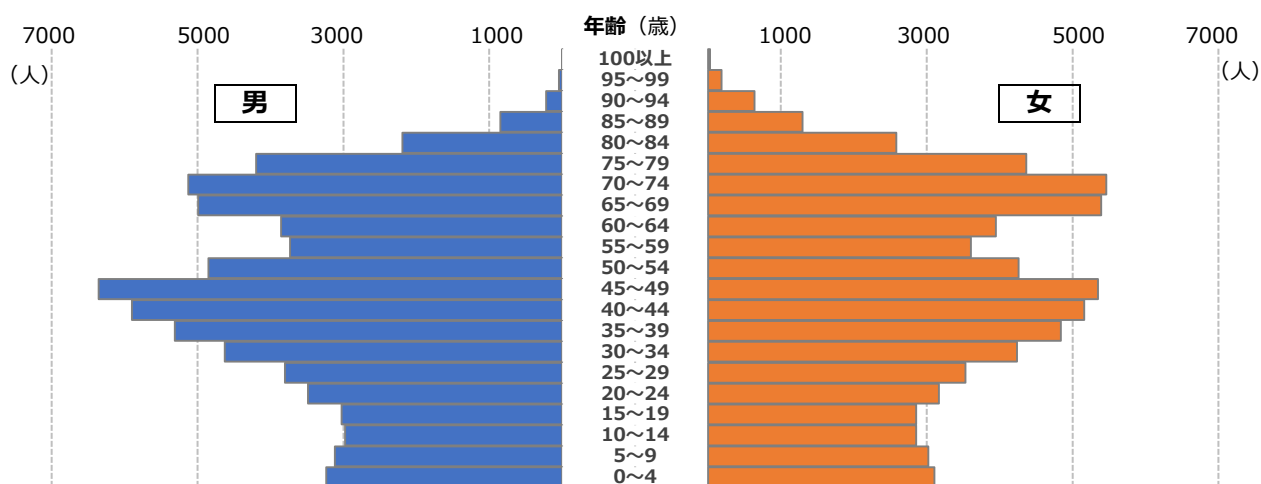
※出典:「みさと統計書」

(6) 人口

本市の人口は、令和2年4月1日現在、142,591人で、世帯数は65,195世帯となっています。人口は平成8年頃から微減傾向でしたが、つくばエクスプレスが開業した平成17年以降は、増加が続いています。

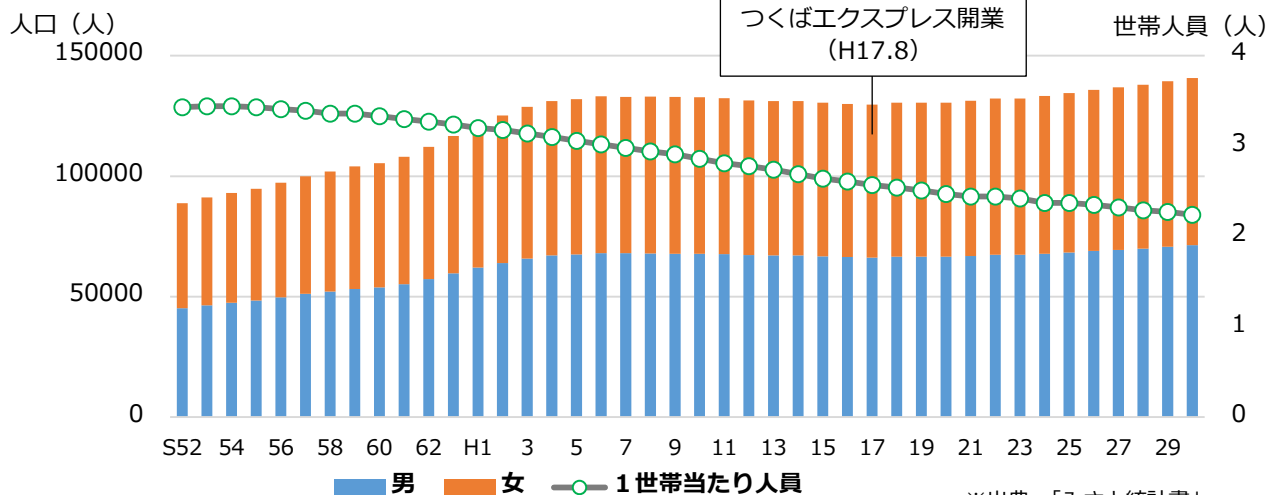
3構成の人口比率は、年少人口は横ばいですが、生産年齢人口が減少し、老年人口が増加しています。高齢化率はこの10年で10ポイント近く上昇しており、高齢化が進んでいます。

■ 5歳階級別人口ピラミッド (H31.4.1)



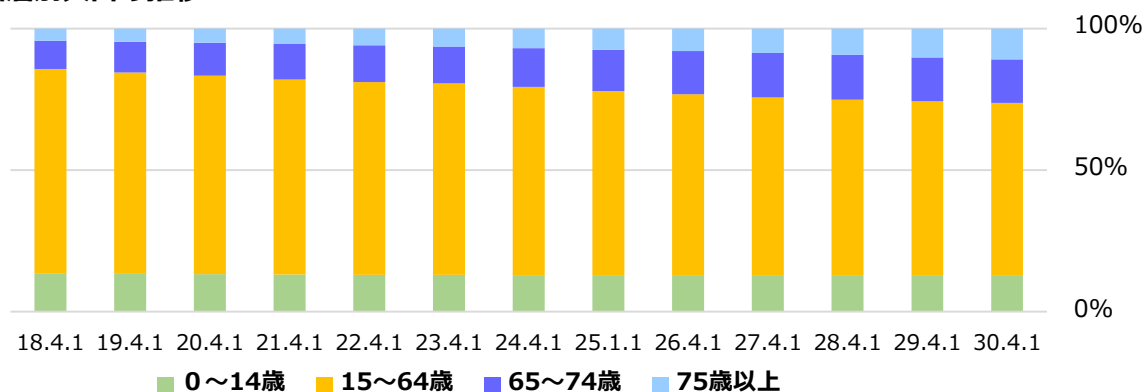
※出典：「みさと統計書」

■ 人口総数と一世帯当たりの人員の推移



※出典：「みさと統計書」

■ 年齢階層別人口の推移



※出典：「みさと統計書」

2. 三郷市の緑の現況

(1) 緑の特性

三郷市は、広域的な緑として重要な、東側を流れる江戸川、西側を流れる中川に挟まれ、これらの河川と、市の中央部を結ぶ三郷放水路、南に位置する小合溜井が大きな骨格を形成しています。

また大場川、第二大場川・下第二大場川、二郷半領用水路などが市域を縦断しており、身近な水辺をつくり出しています。これらの河川・水路周辺には、一部に農地と集落の屋敷林などが見られます。

このような平坦な地形の中に多くの水辺や屋敷林、農地が分布している本市の特性は、江戸川の東側の地形の起伏と一体となった谷津田や斜面林などの緑が分布している下総台地の地域の特性とは大きく異なっています。

農地のうち、田は北西部や北東部に広がっているほか、畑は市域全体に点在していますが、まとまりのある農地は少なくなっています。

樹林地は、古くからの集落などに屋敷林や社寺林が点在していますが、いずれも小規模なものとなっています。また、施設の植樹帯として整備されたものとして、常磐自動車道の植樹帯や埼玉県中川水循環センターの周囲の植樹帯が特徴的です。



江戸川



三郷放水路



大場川



中川



小合溜井



第二大場川と中川水循環センターの植樹帯

■緑地現況図

土地利用	
	田
	畑
	その他の自然地（草地等）
	水面
	山林
	その他の空地 （グラウンド・裸地等）
	公共空地（公園等）



農地（番匠免）



二郷半用水緑道と周辺の緑（栄）



※平成 27 年度都市計画基礎調査をもとに作成（一部加筆）

(2) 前計画の進捗

① 緑の目標水準の進捗状況

前計画で設定した緑の目標について、進捗状況を確認します。

■ 計画の目標の進捗状況

- 市域の緑地率は、目標を達成しています。ただし、緑地率を構成する緑地については、さらに精度の向上を図るため、新規に整理することとします。
- 都市公園の水準は大きく向上しています。公園等の水準は、微増にとどまっています。
- 緑の基本計画に対する認知度は、2.4 ポイント減少しています。
- 市民が主体となった花と緑の活動団体数は、団体の高齢化や人員不足などの理由で、減少しています。同様に、市民が維持管理にかかわる公園の割合も減少しています。
- 三郷の水や緑に対する満足度は、4.4 ポイントの増加にとどまり、公園の整備内容・管理等に対する満足度は、5 ポイントの増加にとどまっています。

	基準値 (平成 21 年 3 月末)	目標値 (平成 32 年度)	現況値 (令和元年度)
市域の緑地率	21.0%	22.0%	22.1%
市民 1 人あたりの 都市公園面積水準	3.05 m ² /人	3.2 m ² /人	4.04 m ² /人
市民 1 人あたりの 公園等面積水準	7.11 m ² /人	7.5 m ² /人	7.14 m ² /人
緑の基本計画に 対する認知度	30%	60%	27.6% (H29)
市民が主体となった 花と緑の活動団体数	112 団体	150 団体	88 団体
市民が維持管理に かかわる公園の割合	40%	60%	39%
三郷の水や緑に 対する満足度	18%	40%	22.4% (H29)
公園の整備内容・管理 等に対する満足度	23%	50%	28% (H29)

- ※ 緑地率は、市域面積に対する都市公園、その他の公園（運動公園、ちびっ子広場、わんぱく運動場、児童遊園等）、緑道、学校グラウンド、開発などによる植栽地、生産緑地地区、保存樹林、河川などの合計が市域に占める割合です。
- ※ 公園等は、都市公園、その他の公園（運動公園、ちびっ子広場、わんぱく運動場、児童遊園等）の合計です。（都市公園には都立水元公園の三郷市域 3.54 ha を含みます。）
- ※ 認知度、満足度の現況は、H21 年度・29 年度 緑に関する市民アンケート調査より
- ※ 市民が主体となった花と緑の活動・・・花いっぱい運動などの市民・団体（個人・グループなど）による花壇づくり、公園の清掃管理活動、樹木・樹林の維持管理活動など

②施策の実施状況

前計画に基づく施策の実施状況を、基本方針ごとに整理します。

基本方針1 三郷の環境を支える水辺と緑を守り、育てる

- 江戸川運動公園の整備（ソフトボール場3面、サッカーコート1面）
- 江戸川休憩施設整備（みさとの風ひろば、トイレ等）
- 三郷放水路 桜のプロムナードの維持と仮設トイレ設置（桜の開花時期）
- 4団体で、市立北中学校付近の花壇に赤・白3,000苗のシバザクラを定植
- ふるさとの川水辺の再生事業（河川清掃活動）
- 公園との一体的な護岸整備によるプロムナード（月の郷公園周辺、半田公園）
- 二郷半用水緑道の整備（中央地区）



月の郷公園付近のプロムナード



二郷半用水緑道（中央）

- 保存樹木・保存樹林・保存生垣の指定

	本数・箇所数	面積・延長
保存樹木	224 本	—
保存樹林	10 箇所	1.80 ha
保存生垣	41 箇所	2878.8m

(R2.3 現在)

- 樹木保険の加入



保存樹木（采女）

- 生産緑地地区の追加指定を実施（H24 より3年に1度追加指定）

	地区数	面積（ha）
生産緑地地区	168	29.6

(R2.3 現在)



生産緑地地区（高州）

- 生産緑地を借地公園用地として活用（1件）

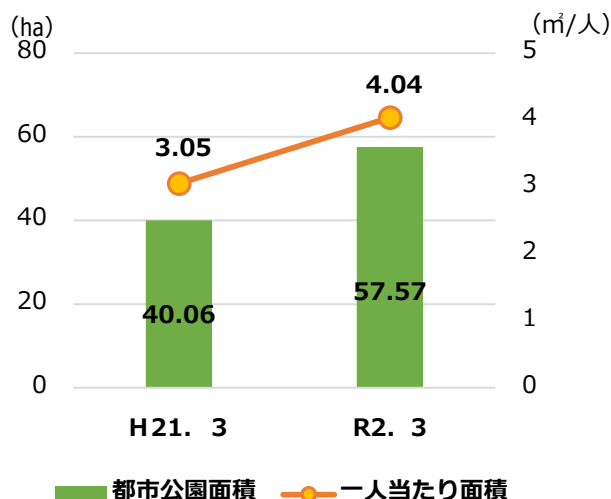
基本方針２ 魅力ある公園や緑のオープンスペースをつくる

- 都市公園の整備（三郷市陸上競技場公園、半田公園ほか 11 公園）、ちびっ子広場の整備
- 都市公園は 71 箇所、57.56ha が整備されています。中央地区、インターA 地区、インター南部地区など、土地区画整理事業の進展などにより、平成 21 年度と比較して、18 箇所、面積として約 17 ha 増加、市民 1 人あたりの都市公園面積は 3.05 m²/人から 4.04 m²/人と約 1.3 倍に増加しました。
- 公園緑地の配置状況は、北部の計画的な市街地では充実していますが、南部地域には全体的に少なく、規模も小さい状況となっています。また公園の不足地域は、主に市西部の既成市街地を中心に広がっています。

■ 都市公園の整備量

種 別	令和元年度 (令和 2 年 3 月)	
	箇所	面積 (ha)
住区基幹公園	街区公園	62 10.26
	近隣公園	4 7.93
	地区公園	2 11.77
都市基幹公園	総合公園	2 24.07
基幹公園計		70 54.03
広域公園※		1 3.54
合 計		71 57.57

※ 広域公園…都立水元公園（三郷市域）



- におどり公園のケヤキ園路において冬季イルミネーションの実施
- 三郷中央におどりプラザの整備と、におどり公園を活用したイベントの開催
- 公園の設計についてワークショップ開催
- 高州四丁目調整池の上部に通路及び緑地を整備



インター南中央公園（古代蓮）



ピアラシティ中央公園



中央三丁目公園



におどり公園の冬季イルミネーション

- 三郷市陸上競技場を活用したイベントの開催



三郷市陸上競技場公園

- 生産緑地を借地活用した戸ヶ崎中央公園の整備や半田運動公園の都市公園化



戸ヶ崎中央公園



半田公園

- 公園施設長寿命化計画の策定と実施
- 早稲田公園広場のリニューアル、遊具更新



早稲田公園の園路・広場と遊具のリニューアル

- 花壇の整備、ピアラシティ中央公園の指定管理者による管理



ピアラシティ中央公園のコミュニティガーデン

基本方針3 花と緑があふれる街並みとネットワークをつくる

- 10 団体に花いっぱい運動を斡旋し、新たに緑化推進団体に登録

■ 市民活動位置図



半田公園の花壇づくり



におどり公園の花壇づくり

凡例

- 町会等維持管理公園
- 花いっぱい運動
(公共空間の緑化活動)



(R2.3 現在)

- 三郷市消防本部消防訓練用地、三郷市立図書館敷地内などの緑化
- 市立保育所 6 箇所すべての園庭において芝生化完了
- 学校の森の維持 (幸房小学校、鷹野小学校)、学校において緑化推進事業を実施 (年 1 校)
- 三郷市みどりの条例施行規則を改正し、屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化などの緑化基準設定
- 早稲田ユリノキ通りにおける街路樹の見直し (ユリノキの間引きを実施)
- 二郷半用水緑道 (三郷放水路南から下第二大場川合流地点間) に照明を設置
- 江戸川堤防上に自転車道利用者に配慮し、トイレなどを整備
- 埼玉県コバトン健康マイレージ事業を開始



市立図書館



二郷半用水緑道スポットライト

基本方針４ 花と緑にかかわる市民との協働を推進する

- 広報みさとやホームページ、SNS を活用した、花いっぱい運動、マイツリー事業などの周知
- ららぽっとみさとにおける花いっぱい運動の写真展実施



花いっぱい運動
写真展

- 「三郷市の緑化推進事業」のチラシ、花、みどりの育て方等のパンフレットを作成・配布
- さつき栽培講習会実施
- 緑化推進団体の情報共有のため、活動状況の写真を各団体に配布
- 環境フェスタを開催、展示ブースによる苗の配布、エコガーデニングセットの配布等を実施
- 結婚記念樹の贈呈
- 観光誌の発行
- 企画型ウォークラリー「みさと謎さんぽ」の開催（二郷半用水緑道）
- AR ウォーキングアプリ「いこね！！」の開発



AR ウォーキングアプリ
「いこね！！」

- 春の花いっぱい運動における苗木、草花の提供
- 秋の花いっぱい運動における苗木・草花の販売、チューリップつかみ取りの実施
- 春・秋の花いっぱい運動において、マイツリー事業の周知と受付、募金の実施



春の花いっぱい運動



秋の花いっぱい運動

- 緑の基金還元事業による町会へのプランター、草花の提供
- 獨協医科大学との連携による地域の健康・活力向上に向けた研究・開発の推進
- 家庭で不用となった樹木を活用する制度について、新たに市による引き取り支援を開始
- インター南中央公園において、剪定枝をチップ材化して植栽地のマルチング材として活用
- 公共施設の刈草、剪定枝を堆肥化施設へ搬入

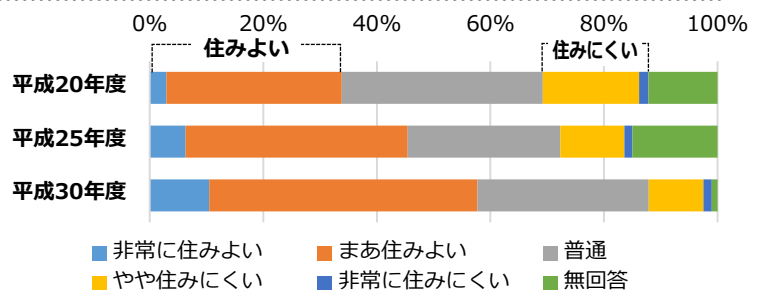
3. 市民の意識・意向

市民のみどりに対する意識や意向を整理します。

住みごころ

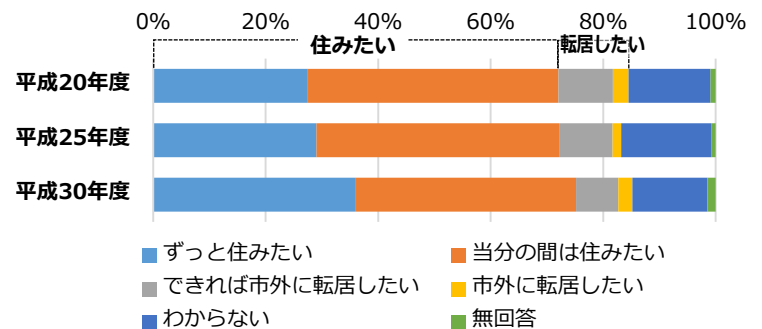
三郷市の住みごころは、「住みよい」が57.7%で、「住みにくい」は11.1%です。

「住みよい」は増加しており、平成20年度の約1.7倍となっています。



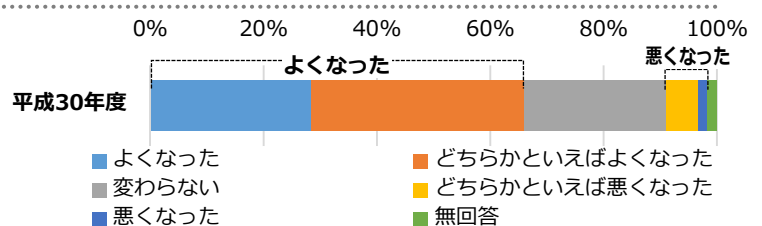
定住意向

三郷市への定住意向「住みたい」は大きな変化はありませんが、「ずっと住みたい」に限ってみると増加しています。



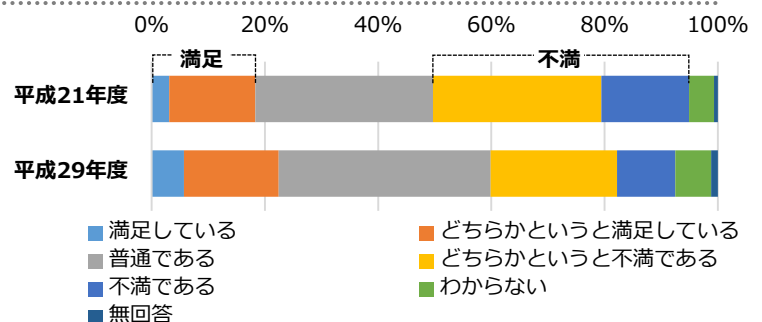
まちの変化

ここ数年の三郷市の変化については、「よくなった」が66.0%にのぼり、「悪くなった」の7.2%を大きく上回っています。



緑に対する満足度

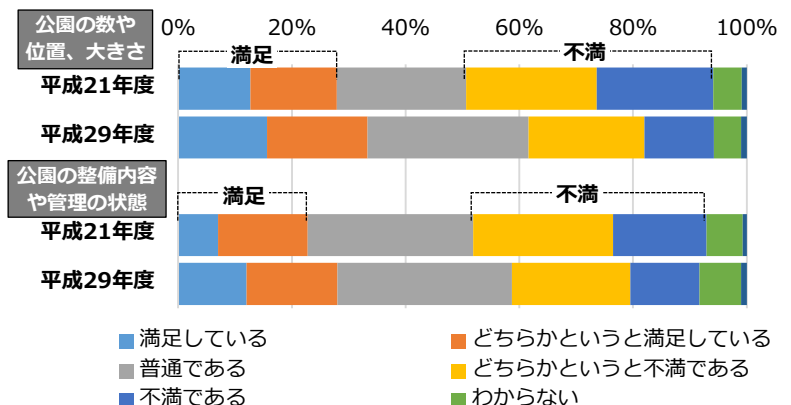
緑に対する満足度は、「満足」が22.4%、「不満」が32.6%で、不満とする意見が上回っています。



公園に対する満足度

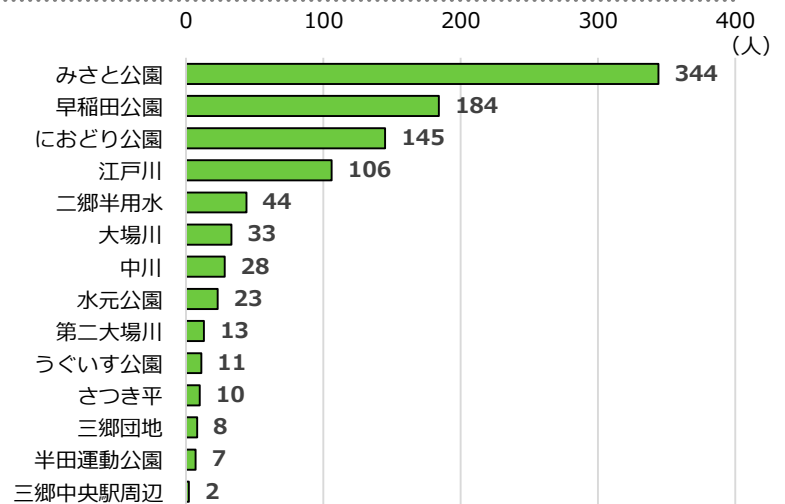
公園の数や位置、大きさについての満足度は、「満足」が33.3%、「不満」が32.6%と、ほぼ同じです。公園の整備内容や管理の状態については、「満足」が28.0%、「不満」が33.0%と、不満とする意見が上回っています。

平成21年度と比較すると、「満足」が増え、「不満」が減少しています。



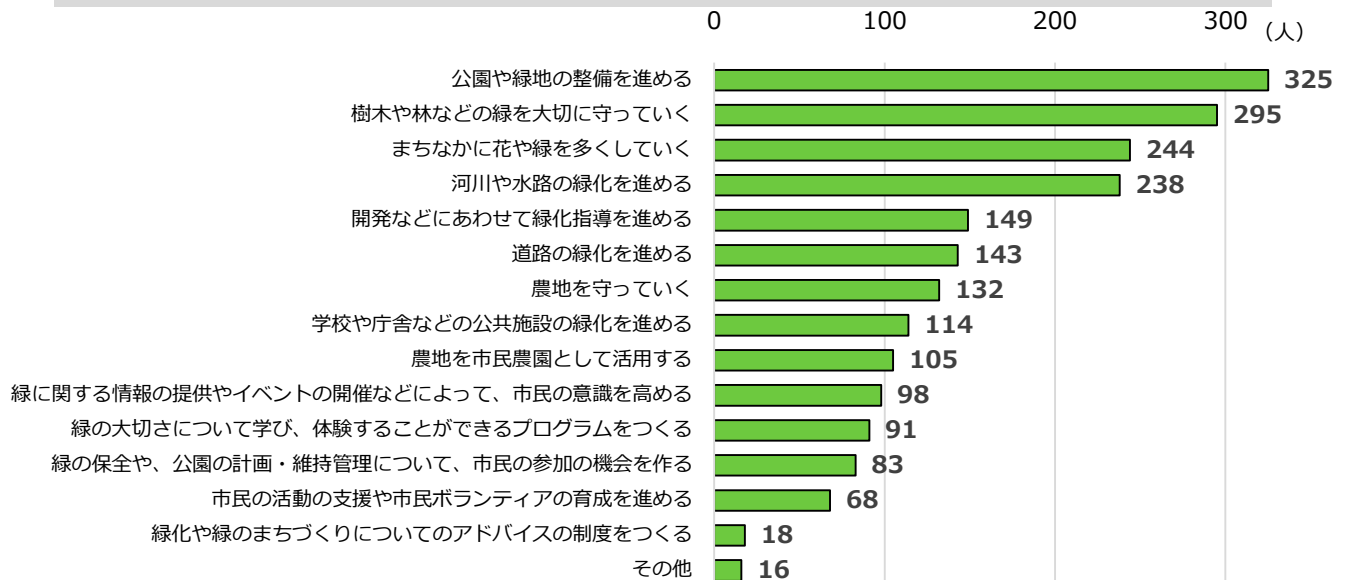
大切にしたい緑 緑

大切にしたい水辺や緑については、「みさと公園」が群を抜いているなど、公園や水辺が多く挙げられています。



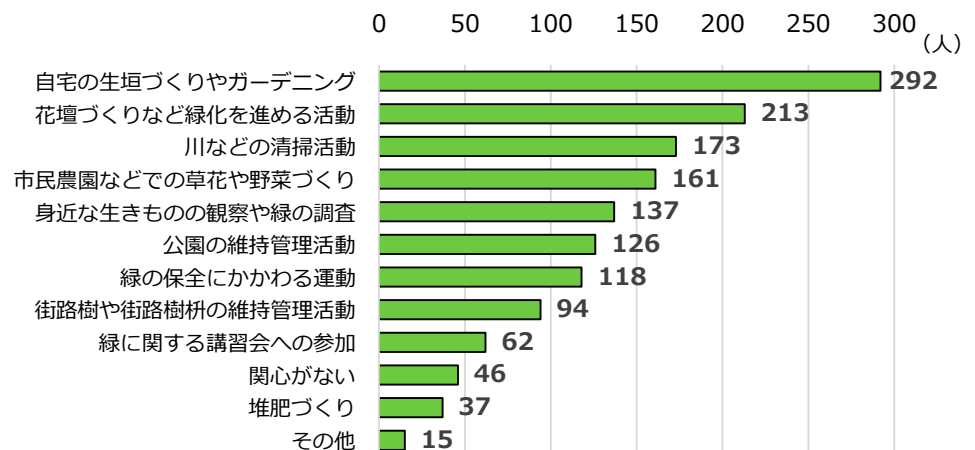
重要な取り組み 緑

重要な取り組みについては、「公園や緑地の整備を進める」が最も多く、次いで「樹木や林などの緑を大切に守っていく」となっています。



今後取り組みたい活動 緑

今後、取り組みたい緑の保全や緑化に関する活動は、「自宅の生垣づくりやガーデニング」が最も多くなっています。



4. 策定の視点と計画課題

社会情勢やこれまでの取り組みを含めた緑の現況、市民の意識などを踏まえ、計画の課題を設定します。

■計画課題の整理

社会情勢の変化や法改正から

- 全国的な人口減少局面への突入と高齢化の進展
- 新たな感染症の拡大に対する緑の様々な可能性を活かしたまちづくり
- 地球規模の環境問題の深刻化に対する脱炭素社会の構築と SDGs の達成に向けた対応
- 大規模地震のほか、自然災害が多発化・激甚化に伴うリスクの高まり
- ライフスタイルやワークスタイルの多様化・変化への対応と、QOL（生活の質）の向上を図る視点の重要性
- 社会インフラの老朽化に伴う適正な維持管理・更新と施設の長寿命化
- 生活の質の向上を目指した緑の柔軟な活用に向けた法整備の進展

三郷市の緑の特性と現状から

- 江戸川、中川などの水辺が都市の骨格を形成している。
- ふるさと感じさせる屋敷林等を三郷市みどりの条例に基づく保存樹木・保存樹林・保存生垣に指定している一方、解除も多い。
- 宅地化などによる農地の減少と、市民に利用されている市民農園や観光農園がある。
- 公園の整備が進展した一方、依然として不足地域があるなど、配置の不均衡がある。
- 三郷市を代表する公園として、早稲田公園、江戸川運動公園、番匠免運動公園・三郷スカイパーク・三郷市陸上競技場公園一帯、におどり公園、みさと公園などがある。
- イベントの開催など賑わいをみせるにおどり公園と、隣接して三郷中央におどりプラザが整備され、公園と一体となった利用が期待される。
- ピアラシティ中央公園における、指定管理者と地域住民の協働によるコミュニティガーデンづくりによる緑の新たな価値の創出を推進している。
- 公園などのオープンスペースを利活用した取り組みは、一部にみられる。さらに、楽しく過ごす場となる様々な取り組みが考えられる。
- 安全で快適に歩くことができる街路樹、河川・水路を活用した緑道の整備によるネットワークは、三郷放水路以北で主に形成されている。
- 水路の上部を利用した歩行空間も整備が進んでいる。
- 新しい施設や新たに整備された区域などでは緑化が進んでいる一方、市域全体で見ると緑は豊かであるとはいえない。
- 春と秋の花いっぱい運動は、多くの市民に定着している。
- 産官学の連携による取り組みについて、緑のまちづくりへの可能性が期待される。
- 市民や事業者に対する支援や財源の裏付けを含め、緑のまちづくりの仕組みを拡充する必要がある。

市民活動の現状から

- 町会などで花いっぱい運動として花壇づくり活動や公園の清掃活動の推進
- 高齢化や人員不足などによる団体の数は減少傾向
- 若い人の参加や団体間の交流は少ない
- 団体活動の継続・育成に向けて、団体の活動意欲を高め、取り組みを支援する仕組みの必要性

市民の意識や意向から

- 三郷に対する住み心地、まちに対する評価が向上
- 三郷市への定住意向は増加
- 緑や公園に対する満足度は、「満足」よりも「不満」の方が多いものの、満足度は向上
- 今後取り組みたい活動は、自宅でのガーデニング、花壇づくり、川などの清掃活動、市民農園などでの草花や野菜づくりが多い。
- ライフスタイルに合わせて、柔軟に参加できる方策が不足している。

都市づくりの方向から

- ・「自立都市」「活力都市」「交流都市」や「きらりとひかる田園都市」の緑の視点からの実現
- ・まちづくり方針1➡緑を活かした防災・減災、防犯
- ・まちづくり方針2➡緑を活かした子育て支援（遊び場、学習の場等）
- ・まちづくり方針3➡水と緑の保全
- ・まちづくり方針4➡公園の整備と活用、量だけでなく質高い緑の確保
- ・まちづくり方針5➡緑の資源を活かした観光、賑わい創出
- ・まちづくり方針6➡健康増進、スポーツの場、学習の場（生きがい、ウェルネス等）
- ・まちづくり方針7➡高齢者・障がい者等も関わるができる緑の活用（健康増進、福祉等）

※出典 第5次三郷市総合計画

計画課題

- 三郷の特徴であり、自然の骨格・基盤となっている江戸川、中川や、水辺の豊かさを身近に実感できる大場川、第二大場川、二郷半用水などについて、緑のまちづくりの財産として継承していくとともに、さらに魅力を高めていく。
- 暮らしの中で培われてきた屋敷林などの樹林地や樹木について、所有者が持ち続けることができるよう、維持管理の負担を軽減するために支援する。
- 農地や樹林地をまちの貴重な緑としてとらえ、守っていくとともに、多面的な機能を市民のために活用する。
- 配置の不均衡がみられる身近な公園について、不足地域の解消を図る。
- 三郷市を代表する公園について、一層の充実を図り、魅力の向上を図る。
- 緑の量の確保だけでなく、緑の機能をより積極的に活用することで生まれる価値に目を向け、子育て支援、遊び・学習、賑わい創出、健康増進などに役立てていく。
- 公園の整備内容や維持管理の充実を図り、ニーズを的確に把握し、誰もが利用しやすい公園づくりを進める。
- 地域が公園を育んでいく仕組みの充実を図る。
- 公園などのオープンスペースにおいて、周辺地域、または民間事業者などとの連携を図りながら、多様な手法により、楽しく過ごす場や安らぎなどを感じる場として利活用していく。
- つながりのある緑の道をつくるとともに、道を楽しく歩くためのプログラムの充実を図り、健康づくりやコミュニティの形成などに役立てていく。
- 現在行われている花いっぱい運動などの市民が主体となった活動を、多様な形で展開することができるよう、団体の人材不足、高齢化などの課題に対応する。
- 市民が、緑の重要性や価値、三郷の緑の魅力に気づき、緑に対する意識をより高め、緑との関わりを増やしていく。
- 緑を取り入れたライフスタイルを市民が実践し、それを三郷の特徴として内外に発信していく。

緑を適切に保全・
整備・管理して
いくこと

緑の多様な価値を
まちづくりに
利活用すること

緑の価値を広め、
緑との関わりを
増やしていくこと

第 3 章 計画の目標と基本方針

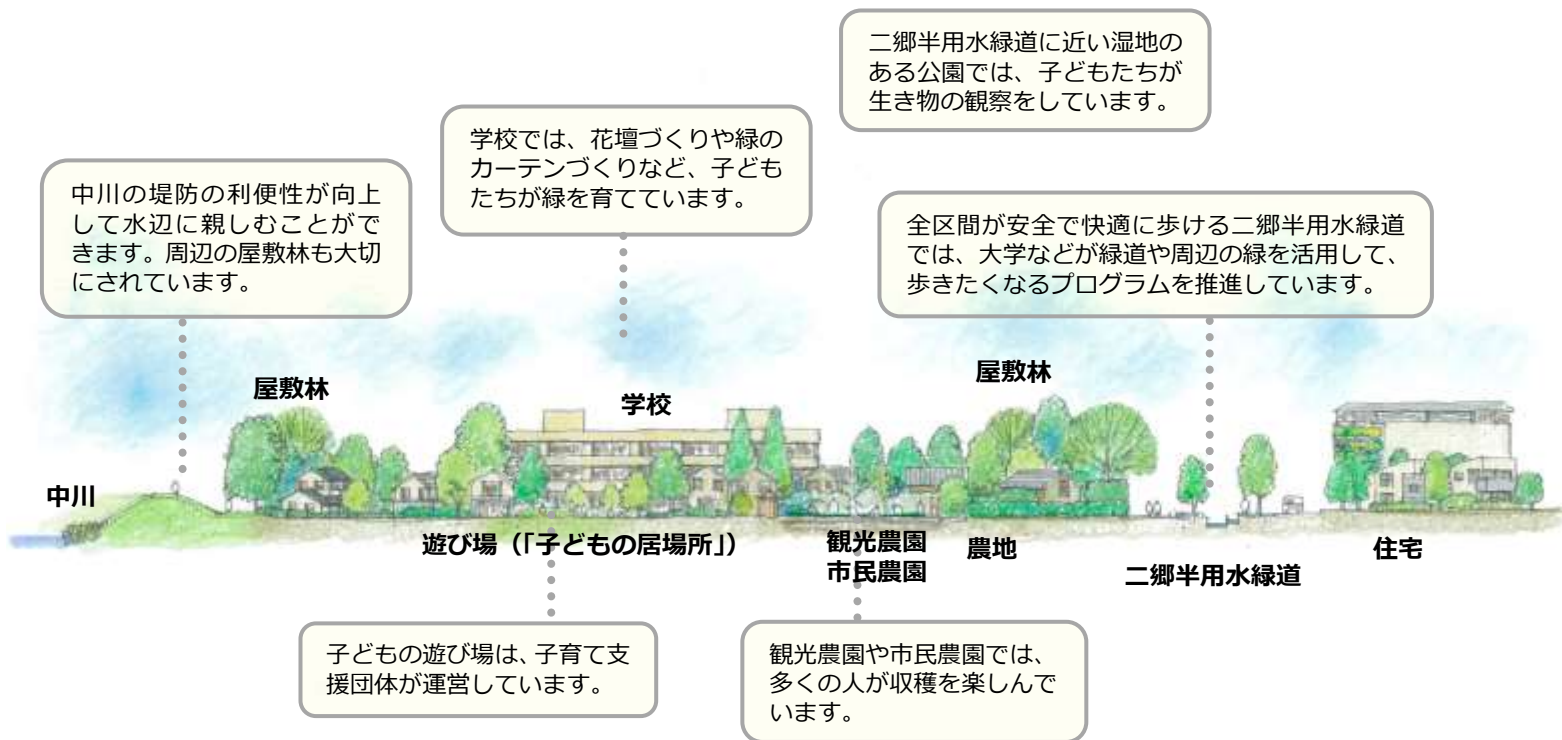
1. 計画の目標

(1) 緑のまちのイメージ

三郷市が目指す緑のまちのイメージを示します。

緑の将来像

みどりと“友”に 健やかに成長する ガーデンシティみさと



中川沿いの樹林



オープンガーデン



花いっぱい運動

三郷市は、受け継がれてきた江戸川、中川をはじめ、市内を縦貫する大場川、第二大場川、二郷半領用水路という3つの身近な河川・水路を基盤として、農地や樹林などの緑や、新たに創出した花や緑が大切に守られ、また育まれています。

人々は、これらのみどり（水・緑・花）と友人のように親しく接し、愛着をもって暮らしに取り入れ、子どもたちもみどりとともに健やかに成長しています。

このように、市民が地域のみどりに愛着を持ち、個性として活かすことによって、住むにも、働くにも、安全で快適、そして健康的な三郷ライフ、喜びにあふれ、生きがいのある三郷ライフを、みんなで協力しながら育んでいます。三郷のまちは活力に満ち、穏やかに持続可能な成長を続けています。

これが、**ガーデンシティ みさと**が目指す姿です。



人々の目を楽しませる事業所壁面の緑



下水道施設の上部を公園として利用した三郷スカイパーク



市民が管理運営に関わるピアラシティ中央公園のコミュニティガーデン

企業緑地が公開され、市民が散策などに利用しています。

運動できる公園では、健康増進プログラムによるイベントを開催しています。



企業は緑豊かなコワーキングスペースを整備しており、緑の中で働くことができます。

近隣の住民が協力してオープンガーデンに取り組んでいます。

地域住民が愛着をもって身近な公園づくりを進めています。



農地



国道 298 号の街路樹



調整池の上部を活用した中央二丁目八丁堀公園

※ **カーデンシティ (Garden City)** …1898 年にイギリスのエベネザー・ハワードが提唱した新しい都市の形態で、公園や森に囲まれた住宅、農作業などをするスペースなど、自然との共生、都市の自律性を提示したもの。その理想に基づき実際に都市開発が行われ、日本でも「田園都市」として郊外型の都市開発などに大きな影響を与えた。ここでは、個性ある自立した三郷市の緑のまちづくりの方向性を示しています。



三郷ハワイアンフェス



misato style



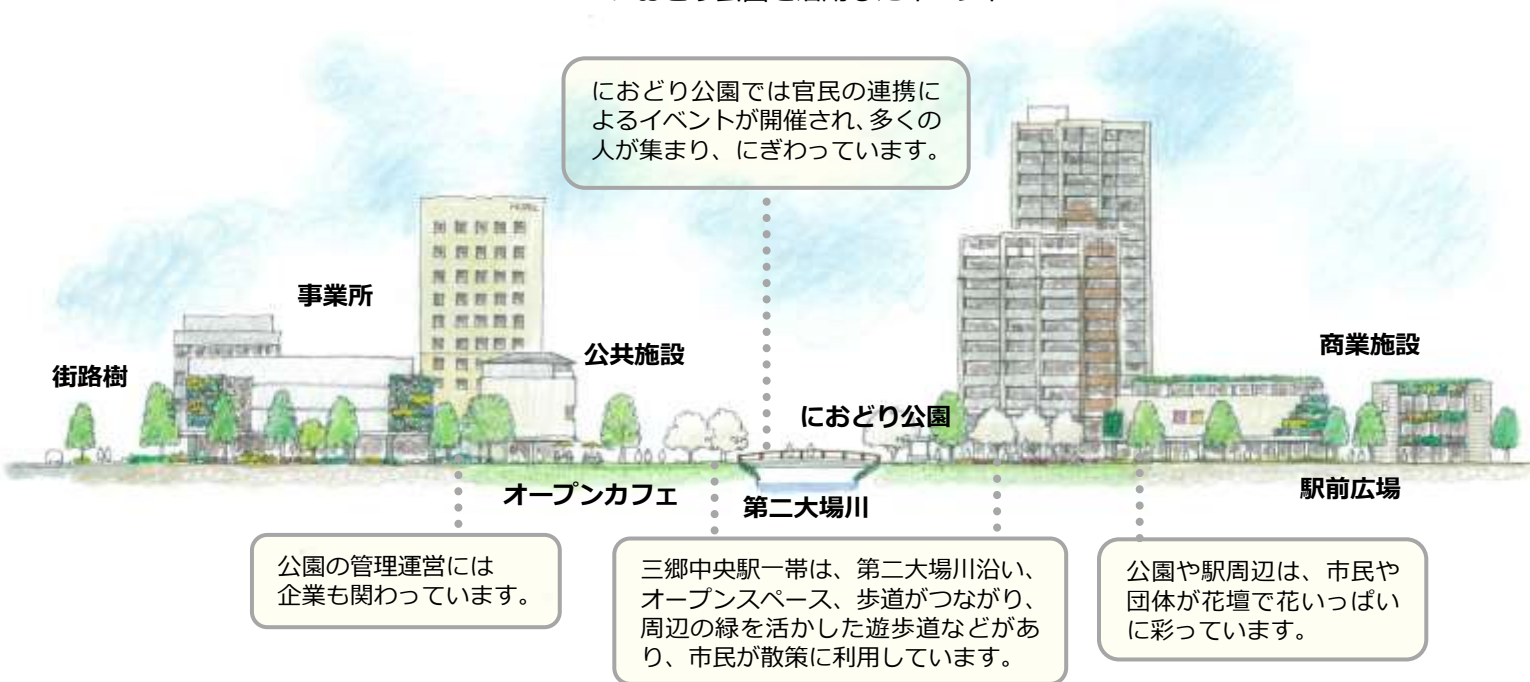
三郷春まつり



BIG 盆



におどり公園を活用したイベント



公園と一体となったカフェ



第二大場川の清掃活動



下第二大場川水辺のプロムナード



第二大場川沿いのプロムナード



みさと団地の貸し農園



江戸川の堤防に整備されたみさとの風ひろば

水路の上部を利用した歩行空間は、プランターや周辺の緑を活用した緑豊かな道として、市民が散策などに利用しています。

市民に公開されている保存樹林は、管理に市民が関わっています。

江戸川運動公園では、スポーツを楽しむ多くの市民でにぎわっています。

大場川の護岸は、アジサイによって緑化されています。

住宅・事業所

屋敷林（保存樹林）

江戸川
サイクリングロード

江戸川

生産緑地
（市民農園）

農地

江戸川運動公園

大場川

三郷緊急用船着場

民間事業者が運営支援する市民農園では、市民が手軽に野菜づくりを楽しんでいます。

江戸川河川敷の利便性が向上し、サイクリングや散策などに利用することができます。

三郷緊急用船着場を含めた一帯の利活用を推進しています。



緑豊かな住宅地



新和さくら緑道

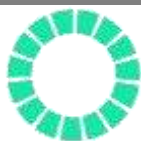


江戸川サイクリングロード

(2) 緑の配置方針

緑の機能を活用し、緑の配置方針を位置づけます。

●多様な活動のよりどころとなる緑の拠点を配置する



緑のレクリエーション拠点

スポーツを通じた健康増進や、イベントなどによるにぎわい創出など、三郷市の魅力を内外に発信し、多様なレクリエーションの拠点となるオープンスペースの整備・活用



緑の交流拠点

駅周辺における緑を活かした、にぎわいのある顔づくり



緑のコミュニティ核

地区公園・近隣公園などによる地域レベルの拠点となるオープンスペースの整備・活用



ふるさとの森

ふるさtoを感じさせる主要な屋敷林の保全・活用

●緑の骨格を活かして緑のネットワークを形成する



水と緑の骨格軸

本市の自然的基盤をなす、うるおいや安らぎを与える水辺空間の保全・整備・活用



水と緑のシンボル軸

三郷市らしい身近な水辺空間の保全・活用と緑のネットワークの軸づくり



緑のネットワーク軸

市民参加による緑化活動を含めた、まちをつなぐ緑のネットワークの軸づくり



緑のまち歩きルート

街路樹・散策路・沿道の緑などの整備・活用による緑の道のネットワークづくり

●緑の創出を積極的に進めるために、市全域を緑化重点地区^(※)に位置づけ、ゾーンごとに土地利用に応じた緑の保全・創出によるまちなみ形成を図る



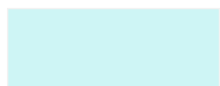
田園創造ゾーン

農地などの緑の確保・保全を基本とした、自然環境と調和したまちづくりの誘導



花と緑のまちづくりゾーン

生活に身近な場における、花と緑の積極的な保全・創出・活用によるまちなみづくり

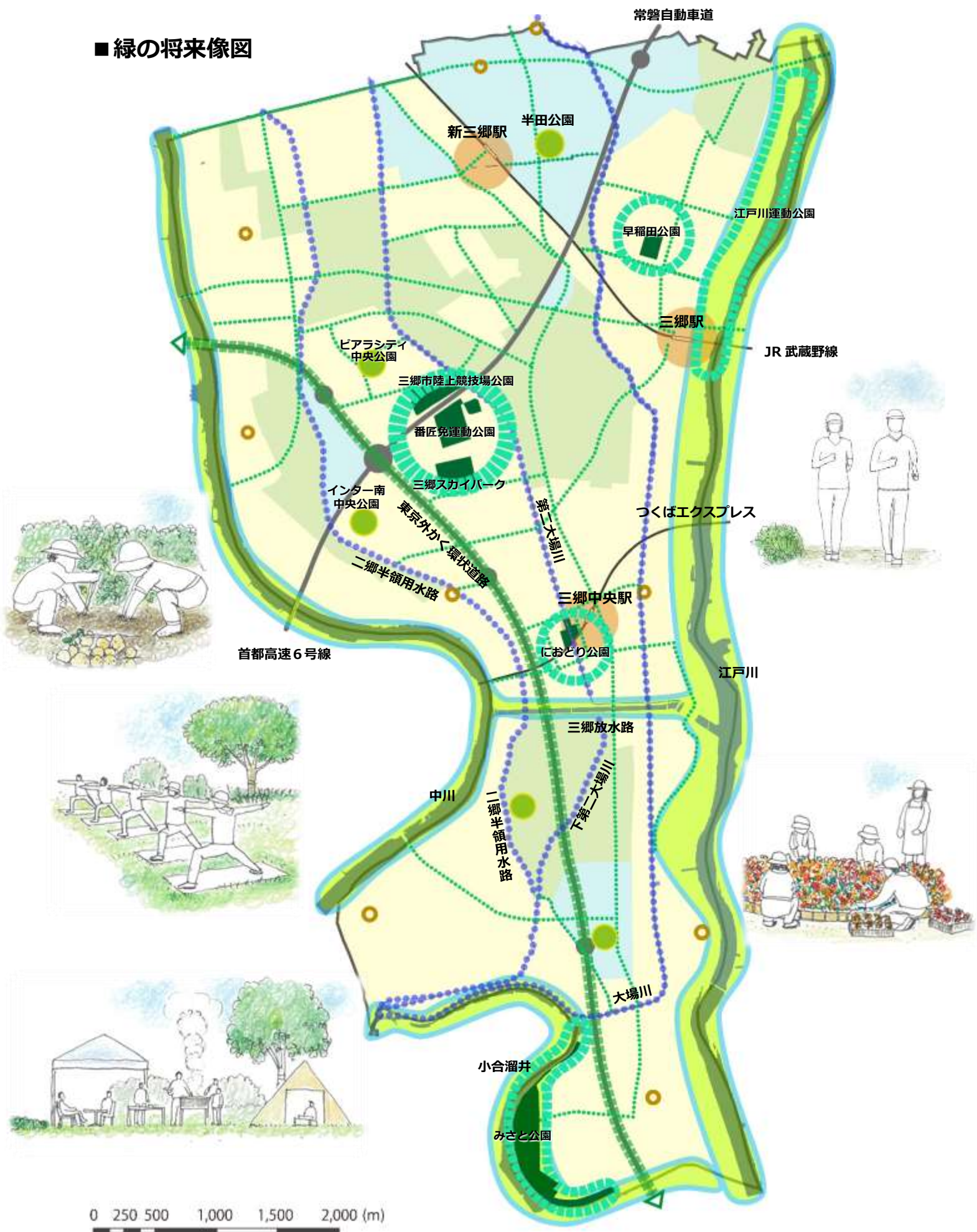


緑の配慮ゾーン

今後の都市基盤整備などの都市的な土地利用の進展にあわせた、良好な緑の保全・創出への配慮によるまちなみづくり

※緑化重点地区…緑化の推進に配慮を加えるべき地区（都市緑地法第4条第2項第8号）

■緑の将来像図



2. 計画の基本方針

緑の将来像「みどりと“友”に 健やかに成長する ガーデンシティみさと」を目指して、緑を「整える」「使う」、緑に対する意識を「育てる」の3つの取り組みの方向性を基本方針として設定します。

また、基本方針に基づく取り組みの成果をあらわす緑の目標水準を設定します。

緑の将来像

みどりと“友”に 健やかに成長する ガーデンシティみさと

整える

基本方針 1

水と緑の骨格・基盤を強化する

ガーデンシティを実現していくためには、骨格や基盤となる水と緑を、三郷らしさを創造する資産として大切にし、将来に継承するよう整えることが基本となります。

この方針は、河川、樹林地、農地、公園、公共施設などの水と緑について、環境保全・防災・景観・生物多様性などの緑の機能・あり方が十分に発揮できるよう、保全・整備と維持管理を目指すものです。

使う

基本方針 2

花と緑を活かした愛着を感じる場所を創造する

緑は、その機能を積極的に活用することで、様々な価値が高められ、また社会的な課題にも対応していくことができます。

この方針は、公園などのオープンスペース、樹林地、農地や緑道などについて、適切なマネジメントや緑の質の向上を図り、レクリエーション、コミュニティづくり、健康増進、子育て支援などに積極的に役立て、豊かなライフスタイルの舞台となり、愛着を感じる緑のある場所の創造を目指すものです。

育てる

基本方針 3

緑のある暮らしを楽しみ、育む

豊かな緑の三郷を創造し育んでいくことは、行政だけでは不可能です。市民や事業者を含めて、緑の価値に気づいて広め、緑のために具体的に行動すること、そして何よりも、緑を理解してその暮らしを楽しむことが大切です。

この方針は、緑に対する意識啓発や人材育成、各主体との連携の強化を図り、市民一人ひとりが緑を暮らしに取り入れ、緑のある三郷のライフスタイルを積極的に楽しみ、育んでいくことを目指すものです。

緑の目標水準

●三郷の環境を支え、基盤となる水と緑が大切に守られている状態を目指します。

緑地率	現況（令和元年度）	目標年次（令和 12 年度）
	20.1%	21%

※ 緑地率は、市域面積に対する緑地（法律・条例などの制度により担保性が確保された緑）の割合です。
 ※ 緑地は、都市公園・運動公園・ちびっ子広場・わんぱく運動場・児童遊園・その他の公園・緑道・学校グラウンド・公共施設植栽地・開発などによる緑化地・生産緑地地区・保存樹林・河川などです。
 ※ これまで使用してきた「緑地率」の対象となる緑から、範囲などが明確でない公共施設植栽地などを除外し、新たに「緑地率」を位置づけます。

●緑のオープンスペースが身近に確保されている状態を目指します。

市民 1 人あたりの 公園等面積	現況（令和元年度）	目標年次（令和 12 年度）
	7.14 m ² /人	7.4 m ² /人

※ 公園等は、都市公園・運動公園・ちびっ子広場・わんぱく運動場・児童遊園・その他の公園の合計です。
 ※ 三郷市都市公園条例に定める都市公園の一人当たりの面積の標準は 10 m²です。
 ※ 将来人口は、14.8 千人とします。

●緑と関わる自主的な取り組みが数多く進められている状態を目指します。

市民や事業者などが 管理・運営に関わっている 公園や緑地の箇所数	現況（令和元年度）	目標年次（令和 12 年度）
	47 公園	55 公園

※ 市民や事業者が主体となって管理・運営に関わっている都市公園・ちびっ子広場・わんぱく運動場・児童遊園・その他の公園・緑道・市民緑地などを対象とします。

緑化推進団体数	現況（令和元年度）	目標年次（令和 12 年度）
	39 団体	45 団体

※ 緑化推進団体は、市民が主体となった花と緑の活動（花いっぱい運動などの市民・団体・事業者による花壇づくりや緑化活動など）を対象とします。

●緑が市民に親しまれ、多様な目的で利用されている状態を目指します。

公園を利活用した イベント件数	現況（令和元年度）	目標年次（令和 12 年度）
	78 件	90 件

※ イベントは、公園を利活用したイベントやプログラムなどを対象とします。

第 4 章 緑の推進施策の方針

■ 施策の体系

施策の柱

整える

基本方針 1
水と緑の骨格・基盤を
強化する

1 - 1 河川・水路の保全

1 - 2 貴重な樹木・樹林地の保全

1 - 3 周辺環境と調和する農地の保全

1 - 4 公園の整備・管理

1 - 5 街路樹・緑道などの整備・管理

1 - 6 公共施設の緑化推進

1 - 7 緑の創出の指導・誘導

使う

基本方針 2
花と緑を活かした
愛着を感じる場所を
創造する

2 - 1 公園などのオープンスペースの利活用の推進

2 - 2 花いっぱいのもちなみづくり

2 - 3 地域の緑の資源の活用

2 - 4 楽しく歩ける緑の道のネットワークづくり

育てる

基本方針 3
緑のある暮らしを
楽しみ、育む

3 - 1 緑を楽しみ、緑を守り育てる意識の醸成

3 - 2 緑を守り育てる人材の育成・支援

3 - 3 緑のまちづくりのための主体との連携

3 - 4 緑のまちづくりを支援する仕組みの拡充

重点 ……重点的・優先的に推進する施策で、緑の目標水準の達成に密接に関わるもの

個別施策	ページ
①骨格となる河川の自然環境の保全	35
②身近な河川・水路の自然環境の保全	36
③河川・水路と周辺の緑の保全・創出	36
①樹木・樹林地の担保性の向上	37
②所有者に対する管理支援の拡充 重点	38
③樹木・樹林地の景観の保全	38
①農地に関する制度などの周知・活用 重点	39
②農地の多面的機能の周知・活用	40
①公園の適正な配置 重点	41
②公園の機能の充実	43
③公園の維持管理の充実	43
①街路樹の整備・管理	44
②緑道などの整備・管理 重点	45
①学校・保育所などの多様な緑の創出	47
②公共施設の多様な緑の創出 重点	48
③緑を確保・管理する仕組みの強化	48
①開発行為などにおける緑化指導の推進 重点	49
②景観計画との連携による緑の保全・創出の誘導	49
③まちづくりの手法を活用した緑の確保	50
④質の高い緑の整備・維持管理支援の充実	50
①市民や事業者との連携による愛着の持てる公園づくり 重点	51
②魅力ある公園づくり 重点	52
③オープンスペースの新たな価値の創造	54
①市民による緑化活動の推進 重点	55
②民有地の花や緑の創出	56
①樹林地や庭の活用	57
②観光農園などの開設支援・推進	57
①資源の活用や周辺との連携による歩きたくなる環境づくり	59
②楽しく歩けるプログラムづくり 重点	60
①緑を理解し、意識を高める機会の確保・拡大 重点	61
②緑に関する情報発信 重点	62
③記念植樹や花苗・記念樹の配布	62
①緑の体験学習の推進	63
②マッチングの仕組みづくり	64
③緑化推進団体の育成・支援 重点	64
①緑化推進団体との連携や団体間の交流の促進	65
②大学・学校・研究機関や事業者との連携	65
①緑の取り組みの支援	66
②緑のリサイクルの推進	66
③みどりの基金の充実と活用	66

1. 水と緑の骨格・基盤を強化する

1-1 河川・水路の保全

江戸川、中川、小合溜井、三郷放水路は、三郷市の自然的基盤をつくり、うるおいや安らぎを与える貴重なオープンスペースであるとともに、都市の気候緩和、生き物の生息・移動、レクリエーション、防災、景観形成の観点から、重要な基盤となっています。これらを三郷の都市環境を支える水と緑の骨格軸として、水辺の自然環境の保全と水辺と一体となるオープンスペースの整備を図るものとします。

また、三郷らしさを伝える身近な水辺である大場川、第二大場川・下第二大場川、二郷半領用水路については、水辺空間を活かし、環境に配慮した適正な保全と整備に取り組むとともに、周辺の緑の保全・育成を一体的に進めます。



三郷市の主な河川・水路

① 骨格となる河川の自然環境の保全

- 江戸川の広大な河川敷や河畔林のある水辺などの自然環境の保全を図ります。また、広域避難場所に指定されている河川敷を防災上貴重なオープンスペースとして維持します。
- 中川や小合溜井の河畔林を含めた自然環境の保全を図ります。



江戸川の河川敷と河畔林



小合溜井（右：みさと公園、左：水元公園）

②身近な河川・水路の自然環境の保全

- 大場川、第二大場川などの身近な河川・水路については、水辺の希少植物を含めた自然環境の保全を図ります。
- 市民などとの協働によって、河川の清掃活動を進めます。
- 二郷半領用水路の彦倉・上口・番匠免付近の桜並木の保全を図ります。
- 大場川などの河畔林・河岸樹木の保全を図ります。



第二大場川の清掃活動



下第二大場川的环境に配慮した護岸整備
(寄巻)

③河川・水路と周辺の緑の保全・創出

- 緑化が可能な護岸を活用した季節の草花などの植栽により、市街地を流れる良好な水辺空間づくりに努めます。
- 下第二大場川では、自然環境に配慮した河川改修を進めるとともに、第二大場川では、自然環境に配慮した河川改修を要請します。
- 河川・水路沿いの屋敷林や生垣などの保全や周辺の緑化に努めます。
- 三郷市の入口にあたる河川や橋梁周辺において、三郷市を印象づけ、四季を感じさせる花と緑による表情づくりを検討します。



中川沿いに連続する樹木 (戸ヶ崎)



大場川のアジサイによる緑化 (新和)

1-2 貴重な樹木・樹林地の保全

屋敷林や社寺林は、暮らしの中で培われてきた、ふるさと感じさせる景観を形成する貴重な緑であるとともに、都市の気候緩和や生き物の生息・生育の場となっています。本市にはこのような樹林地は必ずしも多くなく、また姿を消しつつあります。

このような樹木や樹林地を将来に引き継いでいくため、保存樹木などの指定を基本としながら、所有者が継続して保有することができるよう、樹林地の重要性について啓発するとともに、さまざまな支援方策を充実させていくものとします。

①樹木・樹林地の担保性の向上

- 三郷市みどりの条例に基づく保存樹木・保存樹林・保存生垣の指定の推進を図るとともに、制度の周知に努めていきます。
- 貴重な樹林地については、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定を検討します。
- 開発行為などに対して、三郷市みどりの条例や埼玉県ふるさとの緑を守り育てる条例に基づき、樹林地や樹木の保全に配慮するよう誘導します。
- 樹木や屋敷林・社寺林の果たしている役割や保全の意義などについて、普及啓発やイベントなどを通して、市民にわかりやすく PR していきます。



保存樹林（高州）



保存樹林（市助）



保存生垣（栄）



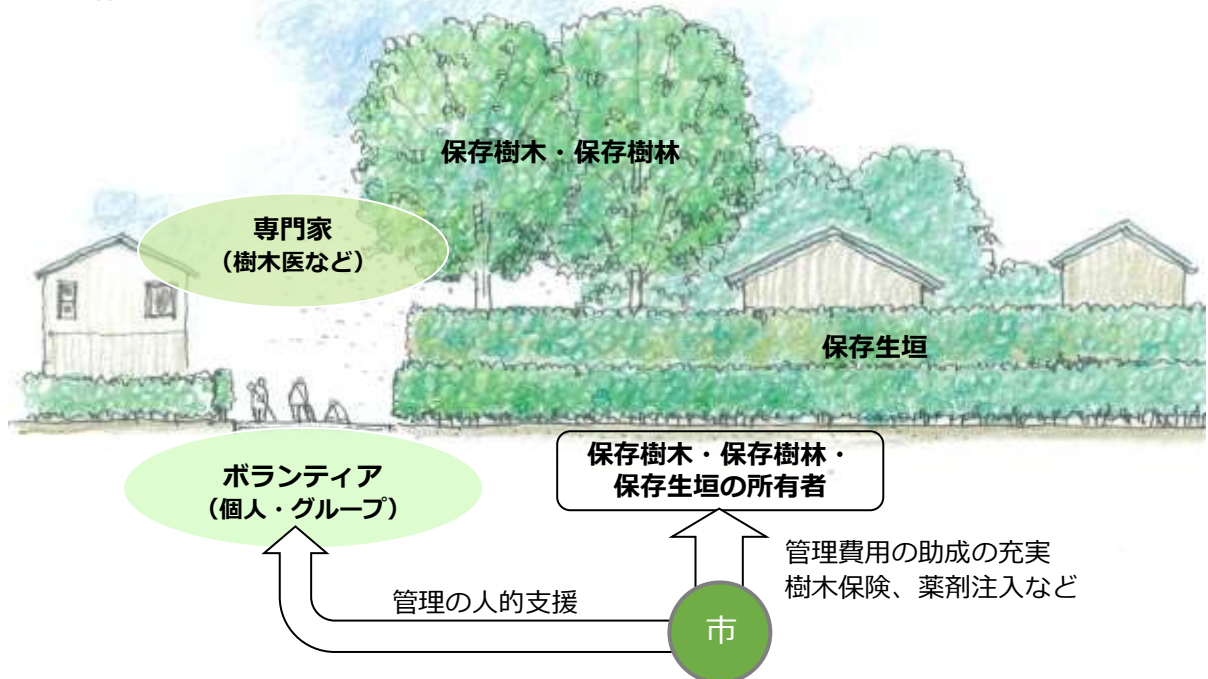
保存生垣（鷹野）

②所有者に対する管理支援の拡充

重点

- 保存樹木・保存樹林・保存生垣について、所有者が持ち続け、適正に維持管理できるように、管理費の助成、樹木保険、薬剤注入の支援を行います。
- 保存樹木・保存樹林・保存生垣について、樹木医による診断、健全度調査、ボランティアの参加などによる管理作業の支援方策について検討します。

■樹林地の管理支援のイメージ



■保存樹木・保存樹林・保存生垣の指定要件（三郷市みどりの条例より）

- 樹木については、次のいずれかに該当し、樹容が美観上すぐれていること
 - ・ 高さが 10m 以上のもの
 - ・ 地上 1.2m の高さにおける幹の周囲が 1.2m 以上のもの
 - ・ はん登性樹木で枝葉の面積が 25 m² 以上のもの
- 樹木の集団については、次のいずれかに該当し、その集団の樹容が美観上すぐれていること
 - ・ 樹林を形成する土地の面積が 200 m² 以上であるもの
 - ・ 生垣をなす樹木の集団で、その生垣の長さが 30m 以上で、かつ、高さがおおむね 2m 以上のもの
- その他市長が特に必要と認めたもの

③樹木・樹林地の景観の保全

- 景観上重要な樹木については、三郷市景観計画に基づく指定方針に基づき、道路、水辺やその他の公共の場所から容易にながめることができる景観上重要な樹木を景観重要樹木として指定することを検討します。
- 三郷市景観計画に基づき、一定規模を超える木竹の植栽又は伐採を届出対象行為として、樹木などの植栽や伐採が景観に配慮するよう誘導していきます。
- 公共建築物等の整備にあたっては、樹木・樹林の景観との調和や周辺環境への配慮に努めます。

1-3 周辺環境と調和する農地の保全

農地は、食糧生産機能だけではなく、都市の気候緩和や生き物の生息・生育、防災、景観の形成などの多面的機能を有し、ますますその重要性は高まっています。しかし、本市の農地は、都市化の進展や離農により減少傾向にあります。

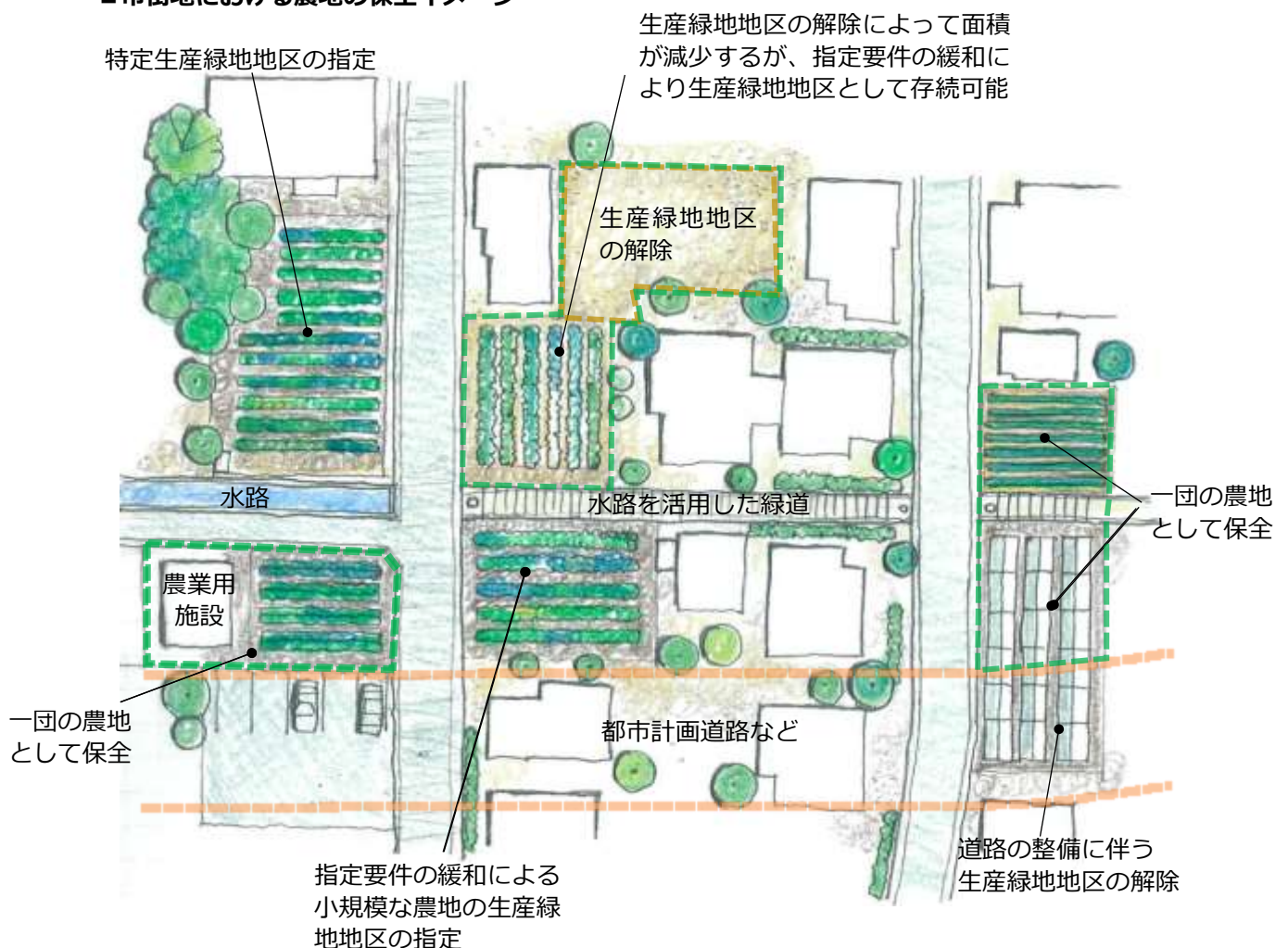
本計画では、農地を三郷においてあるべき緑として守っていくとともに、都市農業が維持できるように、「三郷市農業振興計画」に基づき、農業経営・生産の充実や担い手の育成・確保に努めます。

①農地に関する制度などの周知・活用

重点

- 生産緑地地区の追加指定に努めます。
- 指定後 30 年が経過する生産緑地地区については、所有者の意向を把握しながら、特定生産緑地の指定に努めます。
- 都市農地の貸借円滑化制度を活用して、農地の保全に努めます。
- 市街化調整区域の農地については、農地の貸し借りや農作業の受委託により、遊休農地の解消を図り、保全に努めます。
- 意欲的な農業従事者が農地を利用することができるよう、農地の流動化の促進(利用集積)を図ります。

■市街地における農地の保全イメージ





生産緑地（彦江）



市街化調整区域の農地（下彦川戸）

■生産緑地制度について

- 市街化区域内にある農地の緑地機能を活かし、計画的、永続的に保全することで、豊かな都市環境を形成しようとする都市計画上の制度。
- 災害の防止、農業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境確保に相当の効果があり、かつ公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること、一定規模の面積や農業の継続が可能であることなどが要件となる。
- 生産緑地地区に指定されると、固定資産税及び都市計画税は市街化調整区域内と同様の一般農地扱いとなり、農地評価及び農地課税となる。

■特定生産緑地制度について

- 生産緑地地区の指定から 30 年が経過する前に、所有者等の意向に基づき、市町村から指定された生産緑地。
- 指定期間は 10 年で、10 年経過後は改めて所有者等の同意を得て、繰り返し 10 年の延長ができる。

②農地の多面的機能の周知・活用

- イベントなどを通して、農業・農地の多面的機能の周知を図ります。
- 農のある景観の保全と継承を図るために、景観資源の発掘や周知に努めます。
- 農地や農業施設などを含めた防災機能の活用を検討します。



産業フェスタ

1-4 公園の整備・管理

本市における公園は、都市公園をはじめ、運動公園、ちびっ子広場、わんぱく運動場などがあり、様々な利用の拠点となる基本的な緑として重要です。

これら公園の不足している地域や防災上必要のある地域を中心として、歩いて行ける身近な範囲に配置するよう努めます。

また、すべての人が利用しやすい整備・維持管理に努め、地域住民とのかかわりを重視した公園づくりを推進します。

①公園の適正な配置

重点

- 市街化区域を中心として、歩いて 5 分程度（誘致距離おおむね 250m）の範囲内に公園が不足している区域を公園配置検討区域として位置づけ、ちびっ子広場、わんぱく運動場を含む借地方式や生産緑地地区の活用、市民緑地制度の活用などにより、地域的なバランスを考慮した配置と地域の特性を踏まえた整備に努めます。
- 都市公園については、土地区画整理事業などの都市基盤整備事業と連動させながら、近隣公園、街区公園を主体として整備に努めます。
- 建築物などの施設の一部など、他の施設との複合的な空間利用や調整池・調節池のオープンスペースとしての活用など、多様な手法によって確保します。
- 開発行為などにあわせて、民間事業者と連携して、公園や緑地空間の創出に努めます。



土地区画整理事業に伴い整備したインター南中央公園



生産緑地を活用して整備した戸ヶ崎中央公園



下水道施設の一部利用によって整備した三郷スカイパーク

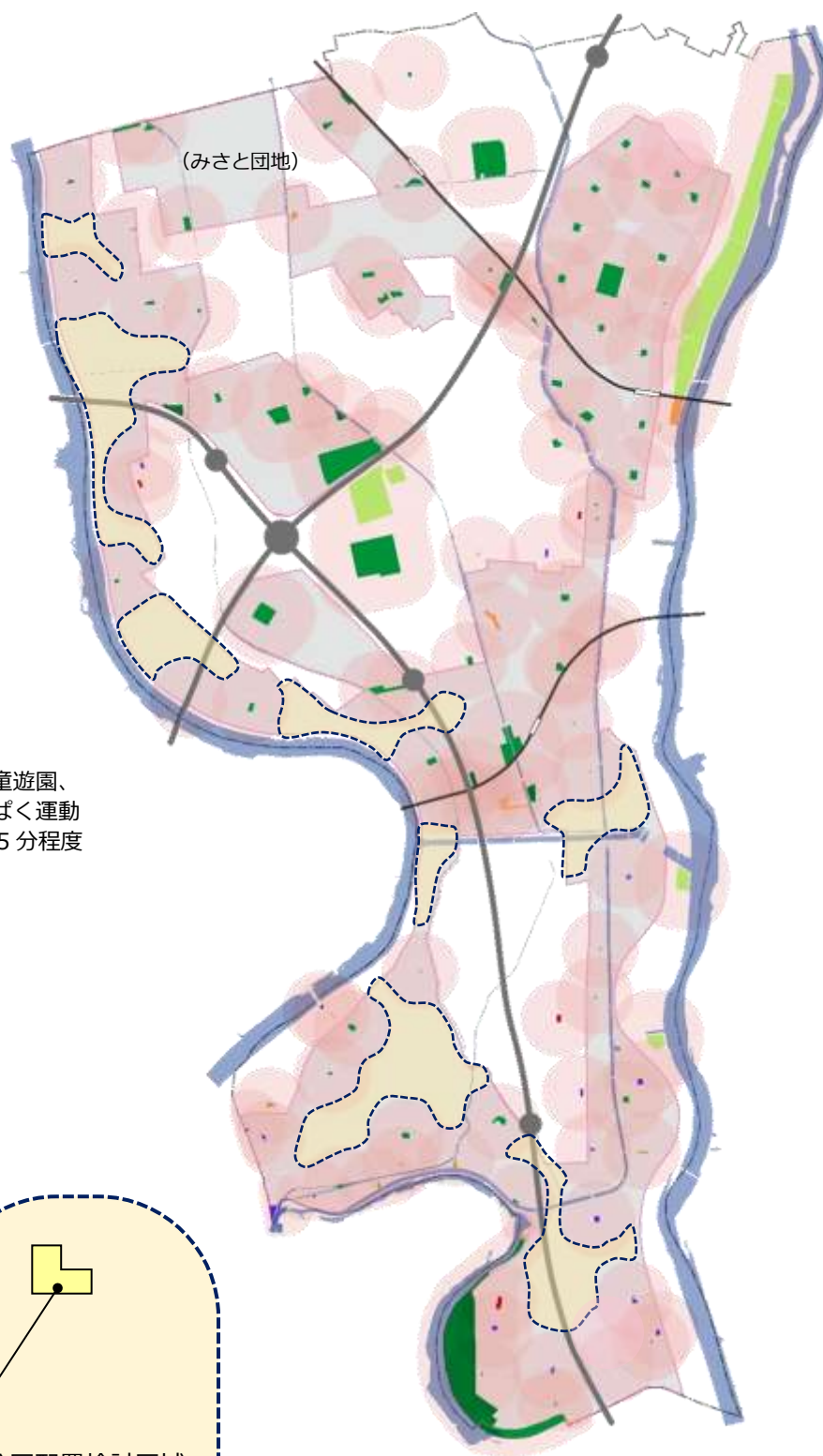


市が民有地を借地して整備したちびっ子広場

■公園の配置方針図

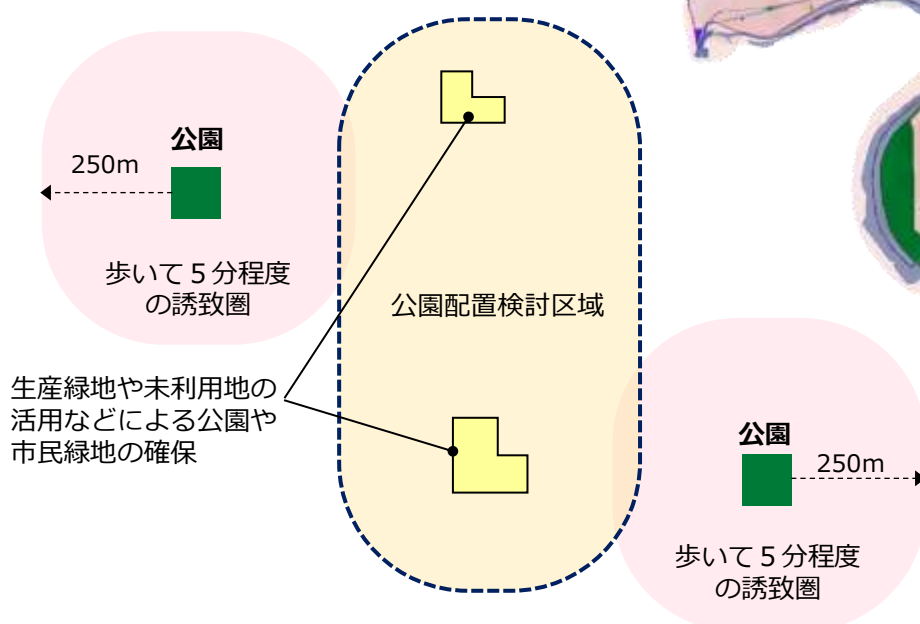
凡例

- 都市公園
- 運動公園
- 児童遊園
- ちびっ子広場
- わんぱく運動場
- その他の公園
- 公園配置検討区域
- 誘致圏
- 市街化区域



※市街化区域内で、都市公園、児童遊園、運動公園、ちびっ子広場、わんぱく運動場、その他の公園から、歩いて5分程度の誘致圏を設定（半径250m）

■公園の配置の考え方



②公園の機能の充実

- 江戸川運動公園の運動施設の再整備を進めます。
- 番匠免運動公園の運動施設などの改修を進めます。
- 県営みさと公園は、水辺と緑に親しめる公園として、より充実するよう維持整備を図るとともに、アクセスの向上や二次区域における大場川沿いの散策路の確保を要請します。
- 誰もが安全で安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した整備や防犯カメラの設置に努めます。
- 防災機能の強化を図るために、かまどベンチ、災害用トイレなどの整備に努めます。
- 地域のニーズの把握に努めながら、公園施設のリニューアルなどにより、市民に親しまれる特徴や魅力のある公園づくりを推進します。
- 公園の植栽については、周辺環境や防犯に配慮するとともに、木陰のある休憩スポットの確保に努めます。
- 公園等の再編や機能の見直しを検討します。



リニューアルした遊具（早稲田公園）



健康遊具（早稲田公園）

③公園の維持管理の充実

- 公園施設の点検・維持管理の充実を進めるとともに、公園施設の長寿命化計画に基づき、計画的な改修・更新を進めます。
- 公園樹木については、地域の意見を聴きながら、病虫害の駆除や防犯に配慮した見通しの確保、公園利用の支障の解消、良好な生育などのため、周辺に配慮した適正な維持管理を図ります。

1-5 街路樹・緑道などの整備・管理

街路樹や緑道は、市民にとって最も身近な緑であるといえます。これらの緑は、良好な景観を形成するだけでなく、風の通り道となるほか、延焼防止や避難路として防災上も重要な緑となっています。また、駅はまちの玄関となる重要な空間です。緑豊かな駅は、まちに対する愛着を高め、まちに対するイメージを高めます。

このため、街路樹や緑道、駅前において、樹種や植栽スペースに配慮しながら、緑のネットワークを形成するよう整備と管理に努めていきます。あわせて、道路や水路、駅前の緑化も積極的に進め、緑豊かなまちづくりを推進します。

①街路樹の整備・管理

- 都市計画道路を主体として、植樹帯の確保が可能な道路については、高木を中心として、低木、草花を組み合わせた街路樹の整備を進めます。
- 樹種の選定にあたっては、路線ごとの統一性ととともに、維持管理や生育環境に配慮します。
- 街路樹の適正な管理のため、樹種に応じた維持管理に努めるとともに、地域住民の参加を含めた管理の充実に努めます。
- 生長した街路樹が、歩行空間の圧迫や落葉による沿道地域に影響を与える場合は、抑制するための間伐など、予防保全の管理を進めます。
- 常磐自動車道の植樹帯については、事業者（東日本高速道路（株））に維持管理を要請します。
- 市内の3つの駅前や駅周辺において緑化に努め、彩りのある駅づくりを推進します。



さつき平の街路樹



ピアラシティの街路樹



常磐自動車道の植樹帯（彦成）



三郷駅南口駅前広場

②緑道などの整備・管理

重点

- 貴重な資源である河川・水路の空間を活用して、緑道の整備を進めていくとともに、緑の道路空間などを結び、安全・安心で快適な緑の道のネットワークづくりに努めます。
- 歩きやすい環境づくりとして、休憩スポットやベンチ、照明灯などの整備を含め、適正な維持管理を図ります。
- 二郷半用水緑道は、未整備区間の整備を進めていきます。
- 中川水循環センター付近の第二大場川沿いにおいて、施設との連携により散策路の確保を検討します。
- 三郷放水路桜のプロムナードの未整備区間の整備を検討します。
- 江戸川のサイクリングロードの維持管理とともに、江戸川河川敷の利便性の向上を要請します。
- 中川の堤防の利便性の向上と、堤防上の歩行空間の確保を要請します。
- 水路の上部を利用した歩行空間においてプランターなどによる緑化を推進するなど、身近に花に親しめる道づくりに努めます。



二郷半用水緑道（栄）



三郷放水路桜のプロムナード



中川の堤防上の歩行空間（彦川戸）



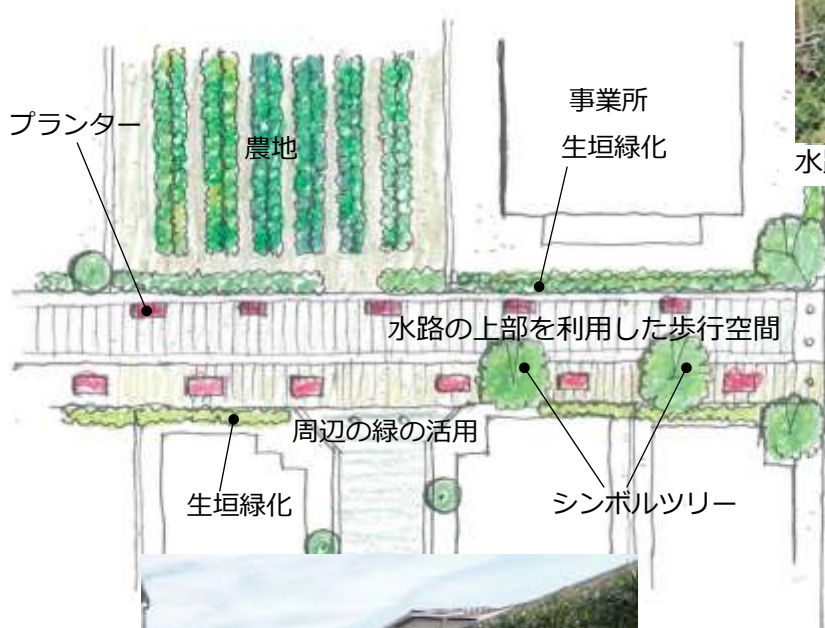
下第二大場川水辺のプロムナード

■第二大場川沿いの散策路のイメージ



中川水循環センター付近の第二大場川

■水路を活用した緑の歩行空間のイメージ



水路の上部を利用した緑の歩行空間（彦川戸）



水路の上部を利用した緑の歩行空間沿いの生垣（谷口）



さつき平の歩道の花壇

1-6 公共施設の緑化推進

学校を含む公共施設は、緑のまちなみづくりの核であり、質量ともにモデルとなる緑化の推進が求められます。特に、学校は子どもたちの情操を育む場でもあることから、良好な緑の確保は重要です。

このため、学校を含む公共施設において、質の高い緑の創出に努めていくものとします。

① 学校・保育所などの多様な緑の創出

- 学校の森の適正な保全を図るほか、学校敷地の貴重な植栽の適正な維持管理に努めます。
- 緑のカーテンづくり、学校花壇づくりなどの緑づくりを進めます。
- 保育所の園庭の芝生について、良好な維持管理を進めます。



幸房小学校・幸房の森



鷹野小学校・鷹野の森



栄中学校の校門前のプランター



吹上小学校の花いっぱい活動



丹後保育所の園庭の芝生化

②公共施設の多様な緑の創出

重点

- 公共施設の接道部や外周の緑化をはじめ、緑のカーテンづくりや、屋上緑化・壁面緑化、駐車場緑化などを積極的に進めます。
- 公共施設に設けられる花壇について、特色ある花壇づくりや、年間を通して花いっぱいとなるよう維持管理の強化を図ります。
- 浄水場など東京都や埼玉県などの大規模な施設の緑化や緑の維持管理を要請し、緑のまちづくりの先導的な役割を果たすよう努めます。



市立図書館のオープンスペース



東京都三郷浄水場のエントランスの花壇



埼玉県中川水循環センターの外周部の植樹帯

③緑を確保・管理する仕組みの強化

- 公共施設について、三郷市みどりの条例に基づく緑化指導基準の積極的な運用を図ります。
- 三郷市公共施設景観ガイドラインの運用や景観アドバイザーによる助言・指導に基づく景観に配慮した緑の創出を誘導します。
- 学校環境緑化コンクールなどに、継続して参加するよう努めます。
- 公共施設の緑の維持管理を支援する仕組みづくりを推進します。

1-7 緑の創出の指導・誘導

市域の多くを占めている民有地において、施設整備や土地利用に応じて法制度を活用し、良好な景観づくりや脱炭素社会の構築につながる質の高い緑を創出するよう指導・誘導を図るとともに、緑づくりを支援する仕組みの充実を図ります。

①開発行為などにおける緑化指導の推進

重点

- 開発行為などに対して、三郷市みどりの条例や埼玉県ふるさとの緑を守り育てる条例などに基づき、屋上緑化や壁面緑化、駐車場緑化、緩衝緑地の確保など、多様な緑を確保するよう誘導します。
- 緑化重点地区（市全域）のうち、特に花と緑のまちづくりゾーン、緑の配慮ゾーンにおいては、積極的に緑を創出するための仕組みの強化を検討します。

②景観計画との連携による緑の保全・創出の誘導

- 既存樹木・樹林の保全誘導や樹木・樹林を活かした景観誘導を進めます。
- 三郷市景観計画・景観条例において義務づけられている届出対象行為について、三郷市景観計画運用指針の運用や、景観アドバイザーによる助言・指導に基づく景観に配慮した緑の創出を誘導します。



新しい集合住宅の豊かな緑（中央）



緑豊かな戸建て住宅地（谷中）



コーナー部分を壁面緑化した事業所（中央）

③まちづくりの手法を活用した緑の確保

- まとまりのある地区において、地区計画制度や緑地協定制度的など、緑の創出を誘導する制度などに基づき、緑の創出に努めます。



地区整備計画に位置づけられた緑地帯
(上彦川戸)



緑地協定によるまちなみ (戸ヶ崎)

④質の高い緑の整備・維持管理支援の充実

- 緑化推進を図るために、生垣設置奨励金の助成の拡充を検討します。
- 屋上緑化・壁面緑化の助成などについて検討します。
- CSR（企業の社会的責任）の観点を踏まえ、事業者などの取り組みを促進または評価するために、良好な取り組みを実施した企業緑地の PR や緑の認定制度の活用を検討します。
- 生き物の生息・生育に配慮した緑の保全や育成に努めます。
- 既存の緑の再整備や維持管理に対する助言や意見交換の場づくりについて検討します。
- 民間施設で緑の創出に寄与する事業に対する補助制度の周知を図ります。



生垣設置奨励金の助成活用例



早稲田団地の桜並木

2. 花と緑を活かした愛着を感じる場所を創造する

2-1 公園などのオープンスペースの利活用の推進

公園は、豊かな緑のライフスタイルの創造のために欠かせない資源です。公園の持つ様々な機能を引き出して利用の促進を図るよう、公園という資産を積極的に活用します。

このため、公園の利用ルールの見直しを図り市民自らが管理運営に関わることや民間事業者との連携など、市民や事業者が関わる仕組みづくりを進めるほか、特色のある公園づくり、公園における新たなサービスの提供などを進めていきます。

さらに、公園ではない土地や施設についても、多様な利用に供する新たなオープンスペースとして活用していきます。

①市民や事業者との連携による愛着の持てる公園づくり

重点

- 計画段階から、地域住民が愛着を深め、維持管理に関わることができることを目指し、意見を聴く機会やワークショップ方式による話し合いを進めます。
- 地域住民や事業者などが主体的に公園を魅力ある場として運営し、育んでいく仕組みとして、公園協議会の設置を検討します。
- 公園を利活用したイベントの開催を継続するとともに、新たなプログラムづくりを検討します。
- 魅力ある公園をつくる仕組みとして、設置管理許可制度、指定管理者制度、公募設置管理制度（Park-PFI）の活用やサウンディング調査などの実施に努めます。



公園整備に向けたワークショップ



市民による公園清掃風景

②魅力ある公園づくり

重点

○スポーツや健康増進の場となる公園づくり

- 運動施設の充実や健康遊具などの設置とともに、健康増進プログラムづくりとその普及に努めます。
- 三郷市陸上競技場公園では、スポーツ・レクリエーション機能の強化を図り、また指定管理者制度によって、スポーツ教室やイベントの開催などに努めます。
- 江戸川運動公園は、広域的スポーツ拠点として、野球、サッカー、ソフトボールなどのスポーツ・レクリエーションの場として、運動施設の充実を図り、市民の多様なレクリエーション需要に対応した整備と活用を進めます。



三郷市陸上競技場公園を活用した健康づくりイベント

○子どもの遊び場となる公園づくり

- 「子どもの居場所」づくりの一環として、子育て支援活動団体などによるプレイパークの実施を検討します。
- 遊具の充実や土に親しむ場など、外遊びに適した環境づくりに努めます。

■「子どもの居場所」のイメージ



○環境学習の場となる公園づくり

- 湿地や水辺のある公園の整備とともに、学校などと連携しながら、樹木や草花、昆虫とふれあう公園づくりを推進します。

■環境学習の場となる公園のイメージ

学校などとの連携による
環境学習プログラムの展開



湿地や水辺のある公園

○にぎわい・交流の場となる公園づくり

- 民間事業者などと連携したエリアマネジメントとして、地域のにぎわい創出のために公園の利活用を推進します。
- 公園と周辺施設との連携や花でアート作品をつくる取り組みなどによって、魅力ある公園づくりを推進します。
- 社会実験の実施やイベントの開催など、公園の利用を促進するプログラムづくりを検討します。
- 早稲田公園・三郷市文化会館一帯では、文化会館と一体となったイベントの開催などにより、緑に親しみながら、市民が集う場としてにぎわいの創出を図ります。
- 三郷緊急用船着場では、本市の地域資源を活用して、魅力ある空間形成を推進します。
- 新三郷駅一帯では、事業者との連携を含めて、ららシティ駅前公園などの活用を検討します。
- 三郷中央駅一帯では、におどり公園と三郷中央におどりプラザ、駅前広場や歩道空間や、商業施設を含めて、歩きたくなるまちづくりの推進とにぎわいの創出に努めます。

におどり公園を活用したイベント



におどりパークヨガ



Misato Style



三郷ハロウィンフェス



三郷春まつり

○農を楽しむ公園づくり

- コミュニティガーデンや農園のある公園の整備を進めます。
- 農を体験するプログラムや管理運営の仕組みの構築に努めます。

ポタジェの庭

- ピアラシティ中央公園の一角に位置するコミュニティガーデン「ポタジェの庭」では、季節ごとの植物や三郷市を代表する作物を「植える・育てる・食べる」ことを通じて、植物の大切さ、育てる楽しさ、人間とのつながりを学ぶ場として、市民と協働で運営しています。
- コミュニティガーデンで収穫した野菜の一部は、交流センター内のカフェで提供している料理にも一部を使用しており、季節に応じた「食育」活動と地産地消を実践しています。



ピアラシティ中央公園に設置されたコミュニティガーデン（ポタジェの庭）

③オープンスペースの新たな価値の創造

- 調整池・調節池をオープンスペースとしてとらえ、広場・散策路やビオトープなどの整備・活用に進めます。
- 河川などの公共空間を積極的に活用し、イベントなどの開催を検討します。
- 事業所の緑や民有地の未利用地について、市民緑地制度などを活用し、オープンスペースとして地域が管理運営することを検討します。
- これからのワークスタイルに対応した緑やオープンスペースの創出・活用を検討します。



調節池を活用した栄調節池多目的広場



民間事業者が運営するみさと団地の貸し農園

2-2 花いっぱいのもちなみづくり

本市では、市民・団体・事業者による緑化推進団体との協働で、公園や道路、河川などの公共空間における花壇づくりを花いっぱい運動として進めてきました。しかし、団体のメンバーの高齢化や人員不足などにより、団体数や参加者が伸び悩むなど、継続することが課題となっています。

このような活動は、市民が緑のまちづくりに具体的にかかわる仕組みとして重要であることから、参加しやすい仕組みを取り入れるなど、取り組みをさらに推進していくとともに、各家庭における花と緑のまちなみづくりを進めていくなど、多様な花いっぱい運動をの展開に努めます。

①市民による緑化活動の推進

重点

- 緑の活動の広報や活動を行っている緑化推進団体の紹介などに努めます。
- 緑化推進団体による公共空間の花いっぱい運動について、団体などの取り組みに対する市の支援を充実させていくよう努めます。
- 市民（個人やグループなど）や事業者の多様で主体的な活動を促進するよう、市の呼びかけや市民などの自由な発意による申し出によって、公共空間や未利用地などを活用した花いっぱい運動を進めます。
- ボランティア・サポート・プログラムとして、国道 298 号（外かく環状道路）の緑地帯や歩行者通行帯を含む環境施設帯を活用し、緑化を図るとともに、側水路敷における花を育成する活動を進めます。



緑化推進団体による花いっぱい運動

②民有地の花や緑の創出

- 民有地の庭づくりなど、花や緑を創出する仕組みづくりを検討します。
- 民有地の庭などを公開する仕組みであるオープンガーデンの取り組みを広げていくために、その広報や支援に努めます。
- 未利用地などを活用したコミュニティガーデンづくりを支援します。
- 民間施設で緑の創出に寄与する事業に対する補助制度の周知を図ります。

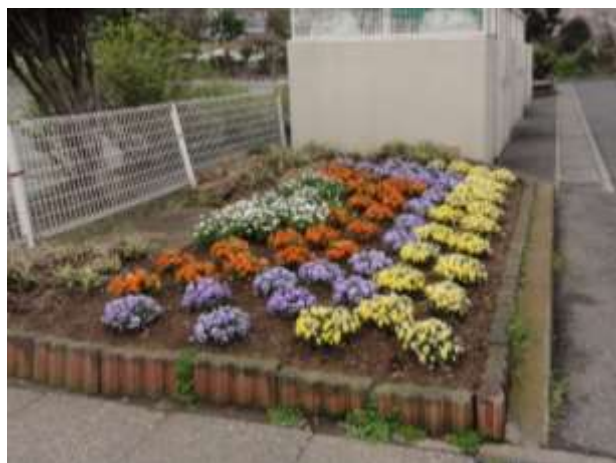
■住宅地の花や緑の創出のイメージ



オープンガーデンを兼ねた花屋（彦倉）



公開性の高いオープンスペース（中央）



さつき平の花壇



早稲田団地内の花壇

2-3 地域の緑の資源の活用

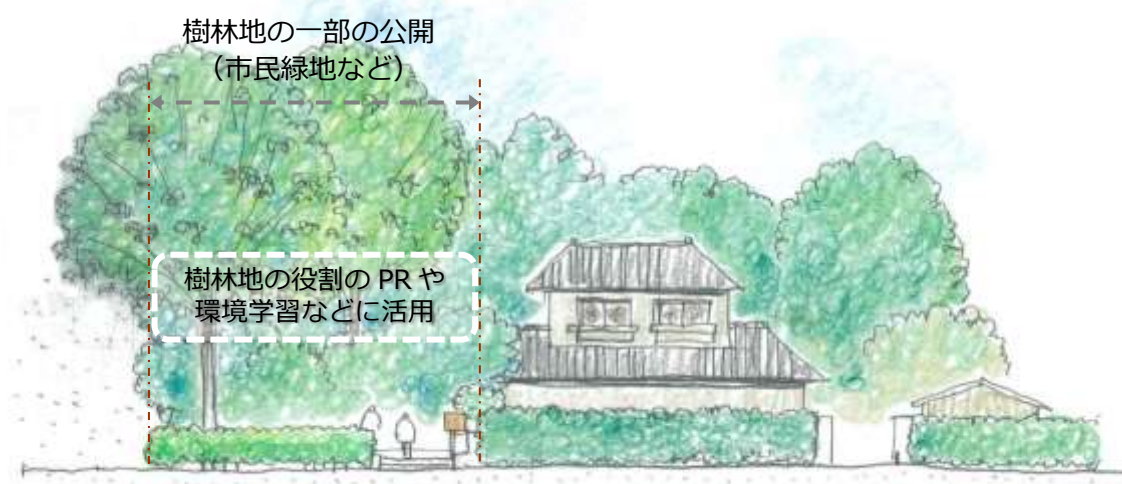
市内に点在している樹林地や農地や庭などの緑は、地域の都市環境の保全、レクリエーションの場、コミュニティの形成、環境教育や食育などの多様な機能を持っています。

このような地域の重要な緑について、保全するとともに、所有者の理解を得ながら、緑の資源として市民が緑に親しむ場として積極的に活用を図ります。

①樹林地や庭の活用

- 市の調整や斡旋によって、樹林地を公開する機会づくりなどについて検討します。
- 樹木や樹林に対する近隣の理解を醸成するために、樹木や樹林がもたらす効果や管理について周知する機会の確保に努めます。
- 継続的に市民に公開する樹林地や庭などについては、市民緑地の設置を検討します。
- 落ち葉を利用したイベントや落ち葉についての理解を深める機会づくりなどを検討します。

■樹林地の公開のイメージ



②観光農園などの開設支援・推進

- 土とのふれあいや農に対する理解を深めていくよう、農とふれあう機会として、観光農園や市民農園の確保を支援します。
- 幼児の収穫体験、小学生の栽培体験など、年齢に応じた農業体験の場の確保に努めます。
- 観光企画と連携した交流を進めます。
- 高齢者をはじめとする市民の利用を考慮した農園の活用を検討します。
- 多様な直売や農家レストランの設置などを進めます。



果樹園（南蓮沼）

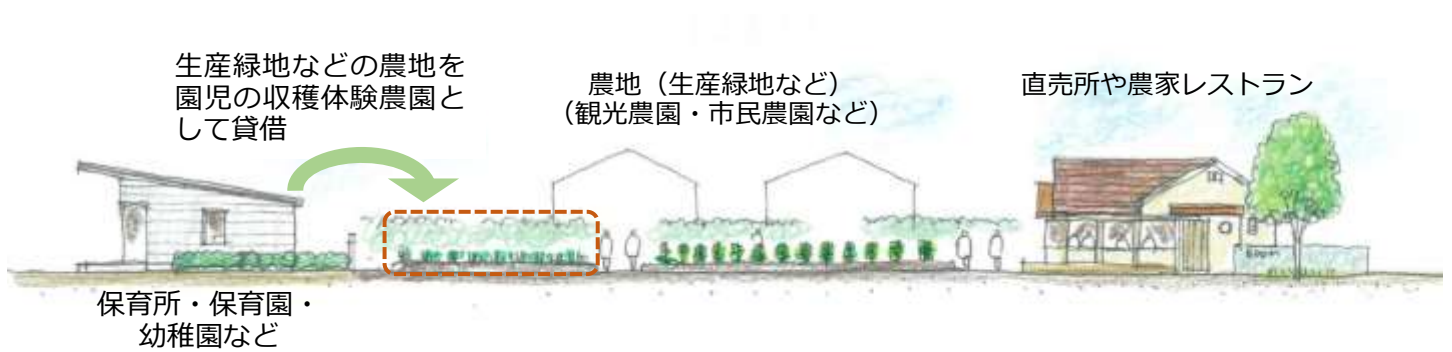


市民農園（戸ヶ崎）



観光農園に併設された農家レストラン（カフェ）（鷹野）

■農地を活用した体験農園・農家レストランのイメージ



2-4 楽しく歩ける緑の道のネットワークづくり

地形の起伏が少ない三郷市は歩く環境として適していることから、河川・水路の空間や街路樹のある道路、緑道などを活かしながら、安全・安心で快適な緑の道のネットワークづくりに努めます。

また、周辺の施設や緑の資源との連携を図り、歩きたくなるようなプログラムづくりを進め、ウォーキング、ジョギングやサイクリングに利用できる道として活用を図り、健康づくりやコミュニティの形成などに役立てていきます。

①資源の活用や周辺との連携による歩きたくなる環境づくり

- まち歩きマップの作成・活用や、歩きたくなる情報の発信に努めます。
- 休憩スポットや案内サインの整備に努めます。
- 公園、街路樹・緑道や個人の庭を公開するオープンガーデン、公開する樹林地などの季節を感じられる緑の資源の発掘とその広報に努めます。
- 農家見学や農業環境の活用、緑の資源の活用、休憩スポットなど、周辺の施設や資源と連携した、新たなウォーキング・ルートやサイクリング・ルートの設定に努めます。
- 民間事業者などとの連携によるシェアサイクルの導入を検討します。



休憩スポットとなるみさとの風ひろば



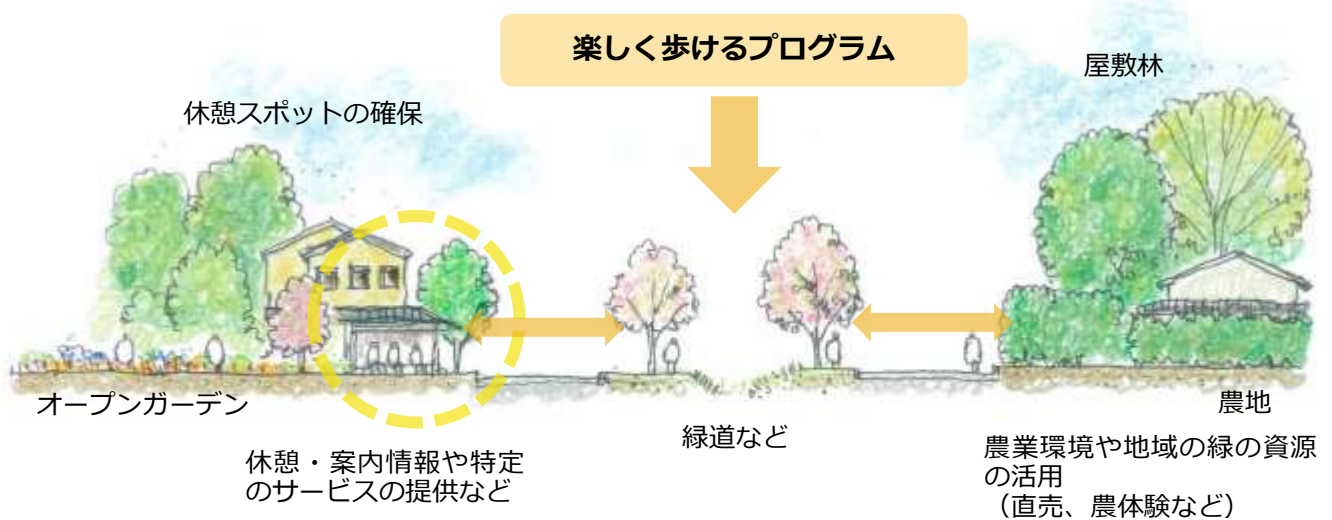
三郷放水路の休憩スポット

②楽しく歩けるプログラムづくり

重点

- 参加しやすいウォーキング・イベントなどの企画を検討します。
- 健康増進に役立つサービスとして、埼玉県コバトン健康マイレージなどの活用を図ります。
- 歩くことを促進するため、歩きながら、様々なサービスが受けられるなど、インセンティブを付与する仕掛けなどを検討します。

■散策ルートを活用した楽しく歩けるプログラムのイメージ



市内の公園や緑道を活用したウォーキング・イベント

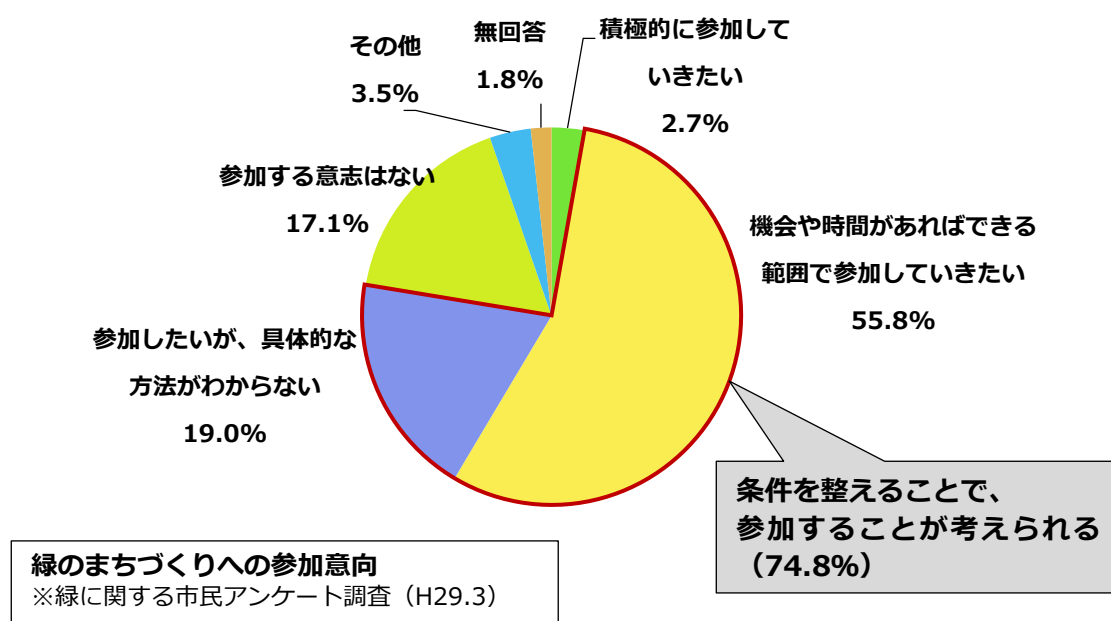
3. 緑のある暮らしを楽しみ、育む

3-1 緑を楽しみ、緑を守り育てる意識の醸成

緑や緑のまちづくりに関心を持つ市民を増やしていくことは、緑のまちづくりの最も基本的なことであるといえます。

緑に関する市民アンケートでは、緑の取り組みに、「積極的に参加していきたい」は2.7%にとどまっている一方、「機会や時間があればできる範囲で参加したい」「参加したいが、具体的な方法がわからない」とする意見が合わせて75%近くに達していることから、参加しやすい場や機会の確保が求められていると考えることができます。

市民が参加しやすいイベントや緑を利用した暮らしの楽しみ方などを発信し、三郷市の緑の魅力を伝えていきます。



① 緑を理解し、意識を高める機会の確保・拡大

重点

- 春と秋の花いっぱい運動、さつき展など、花と緑に関するイベントの充実に努めます。
- 緑に関する出前講座や講習会などの開催に努めます。
- 自然観察会やモニタリングなど、緑と関わるができる機会や参加の機会を確保します。
- 時間や場所に制限されず、緑の活動に参加できるプログラムを検討します。



春の花いっぱい運動

② 緑に関する情報発信

重点

- 緑が持っている様々な機能や役割、可能性をわかりやすく伝える機会の確保に努めます。
- 三郷の公園や緑地などの緑の資源の特徴や魅力を発掘するとともに、季節の花の開花情報などを含めて、広報やホームページなどのさまざまな手法を用いながら、積極的な発信に努めます。
- 市民からの緑の資源の掘り起こしを促し、市民が共有できる仕組みづくりを検討します。
- 市民が花や緑に関心を持ち、参加することができるよう、さまざまな機会や手法を用いながら、緑に関する情報の提供・発信に努めます。
- 緑を取り入れたライフスタイルの発信に努めます。

③ 記念植樹や花苗・記念樹の配布

- マイツリー事業として、記念日をメッセージとともに「樹」に託して、大きく育てていく記念植樹を進めていくとともに、広報の充実と制度の拡充に努めます。
- 結婚記念樹の配布を行います。
- 緑のカーテンづくりを促進するため、ゴーヤ苗を提供します。
- 公園や緑地、公共施設などにおける植樹イベントの実施を検討します。

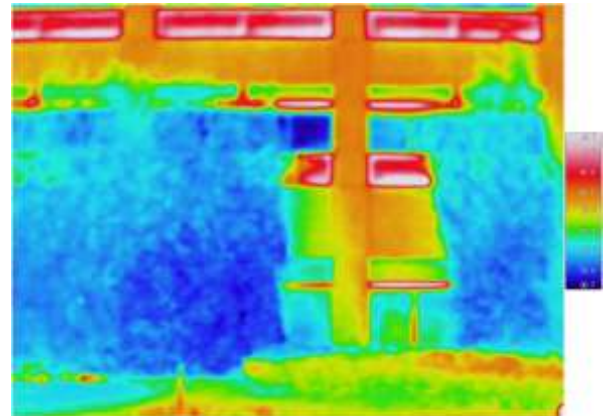


マイツリー事業



結婚記念樹

■ サーマカメラ（表面温度の違いを色で表すカメラ）で撮影した緑のカーテンの表面温度



出典：「三郷市環境事業報告書 平成 30 年度事業まとめ」

3-2 緑を守り育てる人材の育成・支援

子どもたちが緑や自然について体験しながら学ぶことができる機会づくりに努めます。

また、質の高い良好な緑を保全・創出する行動を促進するために、市民・団体・企業の取り組みの表彰・PR や、緑の担い手となる人材や団体の育成と活用を図ります。

①緑の体験学習の推進

- 子どもたちや親子が緑に親しみ、自然や環境について体験しながら学ぶ機会づくりや、公園、緑地の活用に努めます。
- 学校における環境教育・学習として、絵画運動コンクールへの参加、緑化ポスター・緑の作文づくりなどを奨励します。
- 公共施設における緑のカーテンづくりとともに、市民向けにゴーヤ苗を配布し緑のカーテンづくりを進めます。
- 緑の担い手となる人材の育成を図るため、花と緑に関する講習会などの開催に努めます。
- 講習会の修了者が活躍できる場づくりや専門家との連携体制の強化など、実践的な仕組みづくりを検討します。



保育所の園庭における野菜づくり
(上口保育所)

■「みさと緑のカーテンガイドブック」

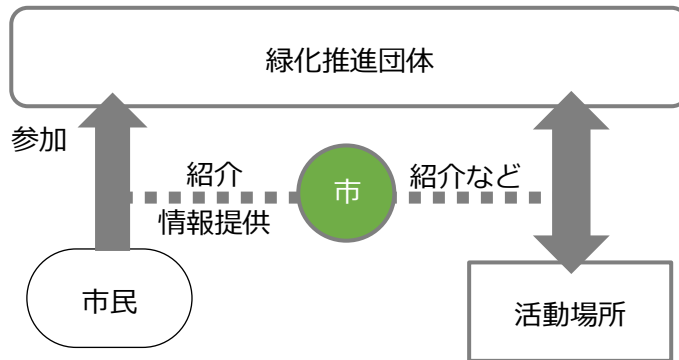


出典：「三郷市環境事業報告書 平成 30 年度事業まとめ」

②マッチングの仕組みづくり

- 緑化推進団体を市民に紹介するなど、人員の確保や新たな仲間づくりを支援します。
- 花壇づくりなどの活動を希望している緑化推進団体や市民と活動場所などを結びつけるマッチングを進めていきます。

■マッチングのイメージ



③緑化推進団体の育成・支援 **重点**

- 緑化推進団体による活動写真展などを通して、緑を守り育てる活動の周知を進めます。
- 花苗の配布などにより、活動の支援に努めます。
- 花苗などを生産する苗圃の確保などを検討します。
- 緑化推進団体の自主的な組織化や活動の支援に努めます。
- 緑のまちづくりの推進に貢献した市民・団体・事業者などによる緑の保全や創出、環境教育の実践などの活動や、優れた緑の景観づくりなどの事例に対して、表彰や PR に努めます。



花いっぱい運動写真展



三郷市景観賞（最優秀賞）を受賞した福祉施設（前間）

3-3 緑のまちづくりのための主体との連携

緑のまちづくりを進めていくためには、行政の取り組みだけでなく、市民や緑化推進団体、事業者などの取り組みも必要となります。さらに、これらの主体が連携することで、より大きな力となります。

このような、大学や研究機関、緑化推進団体など、特定のテーマに関して、各主体との連携を図りながら、仕組みの充実を図るよう努めます。

①緑化推進団体との連携や団体間の交流の促進

- 緑化活動団体や緑を利活用して活動する団体との連携を積極的に図ります。
- 緑化推進団体間や事業者間の情報交換や交流する機会の確保に努めます。
- 緑化推進団体同士が連携して活動できる仕組みづくりを検討します。

②大学・学校・研究機関や事業者との連携

- 緑を含めた自然環境などの調査や希少植物の保全などを進めていくことを検討します。
調査結果については、公表し活用に努めるものとします。
- 緑を活用した健康増進や子育て支援などのプログラムづくりを検討します。
- 緑の資源を巡り歩くイベントの開催などを検討します。



AR ウォーキングアプリ「econess (いこね!!)」の開発時の跡見学園女子大学の研究協力

3-4 緑のまちづくりを支援する仕組みの拡充

市民や事業者の緑の保全や緑化の推進に関する取り組みや活動を支援します。

また、専門的な技術や必要な情報を提供したり、緑化に関する相談を受け付けたりするなど、緑のまちづくりを推進する知識・技術の普及を図るための仕組みづくりを検討します。

①緑の取り組みの支援

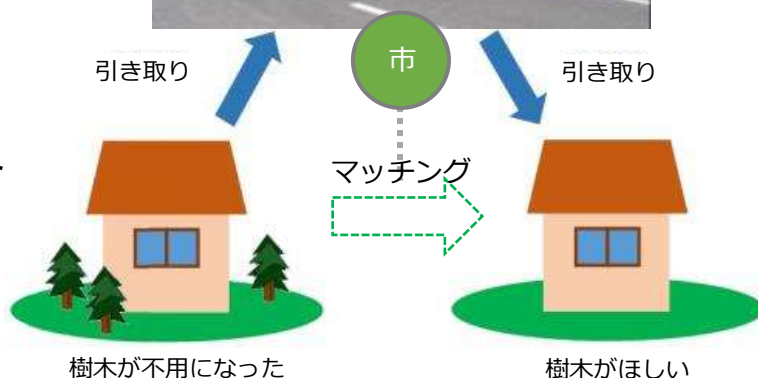
- 緑に関する様々な活動を、緑の募金還元事業などによって支援します。
- 緑の保全や創出に関する支援の拡充を検討します。
- 専門的な技術・情報の提供、専門家の派遣、資材などの貸し出し、緑化に関する相談の受け付けなど、緑のまちづくりを推進する知識・技術の普及を図るための仕組みづくりを検討します。

②緑のリサイクルの推進

- 家庭などで不用になった樹木を伐採せずに、一時的にみどりの広場に移植し、希望者への譲渡や公共施設での再利用を行う樹木のリサイクル制度について、制度や樹木の引き渡しに関する広報の充実に努めます。
- 樹木が不用になった人と樹木が必要な人を直接マッチングすることができる仕組みの構築を検討します。
- 資源の循環を図るために、剪定枝の堆肥化などを推進します。



■緑のリサイクルの仕組み



③みどりの基金の充実と活用

- 市民や事業者などからの寄付金と市費を積み立て、その収益で民有地の緑化、緑の保全、緑化の啓発、公共施設などの緑化を進めていく三郷市みどりの基金条例に基づくみどりの基金について、積立金を増やしていくよう努めます。
- みどりの基金を活用する優先度やルールづくりについて検討していきます。

第 5 章 計画の推進に向けて

1. 推進のための体制・取り組み

(1) 主体の役割

計画を推進していくために、緑のまちづくりにかかわる各主体は、それぞれに担っている役割を果たしていくとともに、相互に連携・協働していくものとします。

①市民

市民は緑のまちづくりの中心的な役割を担っています。

このため、緑に対する意識をより高めながら、それぞれの生活の場において緑を取り入れ、三郷の緑のライフスタイルを積極的に楽しむことを基本とします。

さらに、さまざまな場面において緑のまちづくりに積極的に参加していくことが求められます。

②緑化推進団体

町会・自治会などの市民ボランティアや NPO 法人 などの緑化推進団体は、緑づくりの主体として積極的に活動を実践することが求められます。

また、市民の関心を高め、理解、行動に結びつけるよう参加を呼びかけるとともに、人材の発掘・活用を図りながら、市民と市、市民と事業者を結ぶことが求められます。

③事業者

事業者は、地域の一員として、開発などの事業において緑の保全や緑化の推進に積極的に貢献していくことが求められます。また、事業所の緑などの保全や創出を図り、有している緑地の公開が望まれます。

また、企業の持つ優れたノウハウや人材、資金を導入することや、市民・団体の活動を支援していくことも求められます。

④市

市は、庁内や関係機関などとの十分な連携を図り、緑のまちづくりを総合的・計画的に進める役割を担うとともに、市として骨格となる緑の保全・整備・活用を進めるものとします。

さらに、市民や団体の支援やコーディネートなど、各主体を結ぶ役割や人材育成の強化に努めるほか、市民や事業者と連携しながら、三郷の緑のライフスタイルを内外に発信していきます。

(2) 推進体制

計画の推進を支えるために、以下のような推進体制の強化に努めます。

① 庁内連携

市は、庁内において都市計画・農業・環境・道路・河川・スポーツ・健康・子育て・教育などの関連課室や関連施策と十分な連携を図り、総合的に推進する体制づくりに努めます。

② 公園運営委員会の運営

緑のまちづくりに関して必要な事項について調査審議する組織である公園運営委員会について、計画の推進や進行管理の検証・評価を行う審議組織として積極的な活用を図ります。

③ 市民との協働による体制づくり

施策展開に対する提言や具体的な検討を行い、施策の推進を担う市民や団体などとの協働による体制づくり・場づくりを検討します。

④ 国・県・近隣市

江戸川や中川などの広域的な緑については、近隣市や国・県・都との連携を図るものとします。また、市内で国や県が実施する事業との連携を図ります。

(3) 重点施策の取り組み

緑の目標水準の達成に密接に関わる施策については、重点施策として位置づけ、重点的・優先的に進めるものとします。

■ 重点施策と緑の目標水準の関係

重点施策	緑の目標水準				
	①	②	③	④	⑤
1-2 ②所有者に対する管理支援の拡充	●				
1-3 ①農地に関する制度などの周知・活用	●				
1-4 ①公園の適正な配置	●	●			
1-5 ②緑道などの整備・管理	●				
1-6 ②公共施設の多様な緑の創出	●				
1-7 ①開発行為などにおける緑化指導の推進	●				
2-1 ①市民や事業者との連携による愛着の持てる公園づくり			●		
2-1 ②魅力ある公園づくり			●		●
2-2 ①市民による緑化活動の推進			●	●	
2-4 ②楽しく歩けるプログラムづくり					●
3-1 ①緑を理解し、意識を高める機会の確保・拡大			●	●	●
3-1 ②緑に関する情報発信			●	●	●
3-2 ③緑化推進団体の育成・支援			●	●	

緑の目標水準

①緑地率 ②市民1人あたりの公園等面積 ③市民や事業者などが管理・運営に関わっている公園や緑地の箇所数
④緑化推進団体数 ⑤公園を利用したイベント件数

（４）財源の確保・活用

緑の保全・整備や維持管理など、各事業の実施については、厳しい財政状況のもとで進める必要があります。

このため、緑の保全・整備や維持管理などに係る費用について、現状と将来の予測を検討しながら確保するよう努めるものとします。また、本計画の実現にともなう施策や事業については、限られた予算を有効に活用するとともに、庁内の連携を図りながら、効率的・効果的な事業推進を図ります。

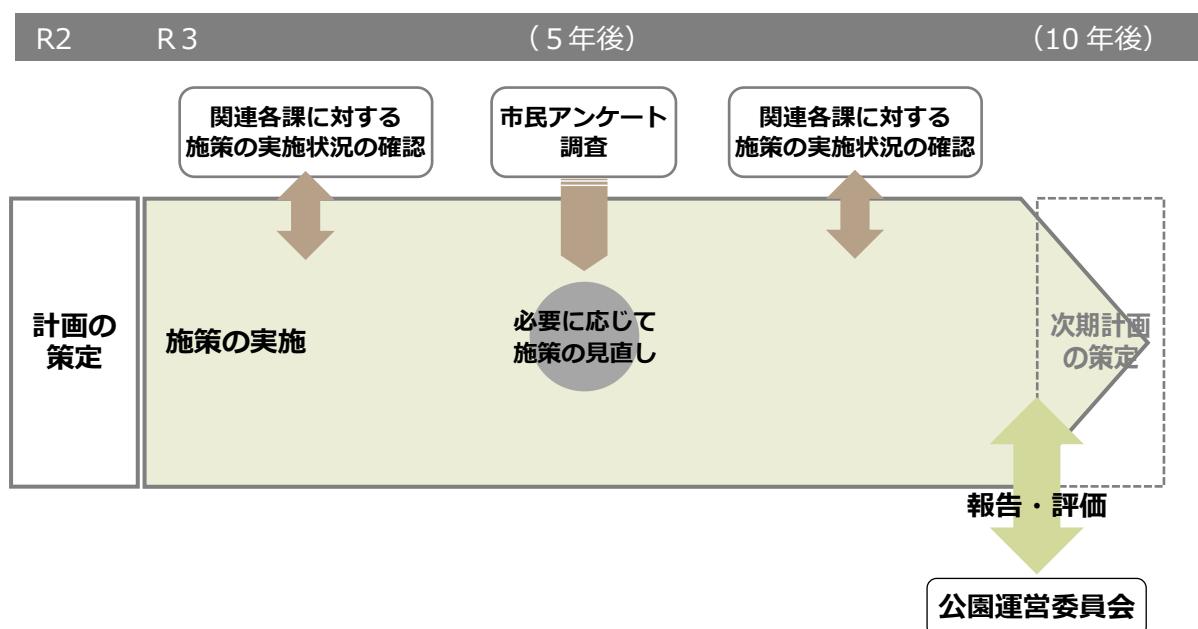
さらに、国や県の補助事業制度の活用に努めるほか、公園づくりなどにおいて、Park-PFI 制度やネーミングライツなどの民間資金を導入する仕組みの積極的な活用に努めます。

2. 計画の進行管理

本計画は、計画期間を 10 年としています。計画の進行管理にあたっては、緑の推進施策の実施について、各年度で関連各課への調査などを行い、状況を確認します。関連する施策や事業が終了した場合や変更・新設された場合は、各年度で追加・修正などを行いながら対応するものとします。

また、概ね 5 年をめぐりに、市民アンケート調査による市民のニーズの把握と施策の評価・検証を行い、そのうえで施策などの改善を検討し、緑の変化や社会情勢の変化などを踏まえ提言を行い、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

■ 進行管理のイメージ





資料編

1. 緑の推進施策の主な推進主体となる担当

「第4章 緑の推進施策の方針」で位置づけた施策の主な推進主体となる市の担当課などを整理します。

基本方針1 水と緑の骨格・基盤を強化する

1-1 河川・水路の保全		担当課室名等
①骨格となる河川の自然環境の保全		みどり公園課 道路河川課
②身近な河川・水路の自然環境の保全		みどり公園課 クリーンライフ課 道路河川課
③河川・水路と周辺の緑の保全・創出		みどり公園課 道路河川課
1-2 貴重な樹木・樹林地の保全		担当課室名等
①樹木・樹林地の担保性の向上		みどり公園課
②所有者に対する管理支援の拡充		みどり公園課
③樹木・樹林地の景観の保全		みどり公園課 都市デザイン課
1-3 周辺環境と調和する農地の保全		担当課室名等
①農地に関する制度などの周知・活用		みどり公園課 農業振興課 農業委員会事務局
②農地の多面的機能の周知・活用		危機管理防災課 農業振興課 都市デザイン課
1-4 公園の整備・管理		担当課室名等
①公園の適正な配置		みどり公園課 まちづくり事業課
②公園の機能の充実		みどり公園課 危機管理防災課 生活安全課 スポーツ振興課
③公園の維持管理の充実		みどり公園課 スポーツ振興課
1-5 街路樹・緑道などの整備・管理		担当課室名等
①街路樹の整備・管理		みどり公園課 道路河川課
②緑道などの整備・管理		みどり公園課
1-6 公共施設の緑化推進		担当課室名等
①学校・保育所などの多様な緑の創出		みどり公園課 クリーンライフ課 すこやか課 教育総務課
②公共施設の多様な緑の創出		みどり公園課 クリーンライフ課 各公共施設管理者
③緑を確保・管理する仕組みの強化		みどり公園課 都市デザイン課 教育総務課
1-7 緑の創出の指導・誘導		担当課室名等
①開発行為などにおける緑化指導の推進		みどり公園課
②景観計画との連携による緑の保全・創出の誘導		みどり公園課 都市デザイン課
③まちづくりの手法を活用した緑の確保		みどり公園課 都市デザイン課
④質の高い緑の整備・維持管理支援の充実		みどり公園課

基本方針 2 花と緑を活かした愛着を感じる場所を創造する

2-1 公園などのオープンスペースの利活用の推進		担当課室名等
①市民や事業者との連携による愛着の持てる公園づくり		みどり公園課
②魅力ある公園づくり		みどり公園課 企画調整課 市民活動支援課 商工観光課 農業振興課 スポーツ振興課 健康推進課 子ども政策室 都市デザイン課 まちづくり事業課
③オープンスペースの新たな価値の創造		みどり公園課 道路河川課
2-2 花いっぱいのまちなみづくり		担当課室名等
①市民による緑化活動の推進		みどり公園課
②民有地の花や緑の創出		みどり公園課
2-3 地域の緑の資源の活用		担当課室名等
①樹林地や庭の活用		みどり公園課
②観光農園などの開設支援・推進		商工観光課 農業振興課 長寿いきがい課 すこやか課
2-4 楽しく歩ける緑の道のネットワークづくり		担当課室名等
①資源の活用や周辺との連携による歩きたくなる環境づくり		みどり公園課 商工観光課 健康推進課 都市デザイン課
②楽しく歩けるプログラムづくり		企画調整課 健康推進課

基本方針 3 緑のある暮らしを楽しみ、育む

3-1 緑を楽しみ、緑を守り育てる意識の醸成		担当課室名等
①緑を理解し、意識を高める機会の確保・拡大		みどり公園課 クリーンライフ課 農業振興課
②緑に関する情報発信		みどり公園課 広報課
③記念植樹や花苗・記念樹の配布		みどり公園課 クリーンライフ課
3-2 緑を守り育てる人材の育成・支援		担当課室名等
①緑の体験学習の推進		みどり公園課 クリーンライフ課 すこやか課 指導課
②マッチングの仕組みづくり		みどり公園課
③緑化推進団体の育成・支援		みどり公園課 都市デザイン課
3-3 緑のまちづくりのための主体との連携		担当課室名等
①緑化推進団体との連携や団体間の交流の促進		みどり公園課
②大学・学校・研究機関や事業者との連携		みどり公園課 企画調整課 クリーンライフ課 健康推進課 子ども政策室
3-4 緑のまちづくりを支援する仕組みの拡充		担当課室名等
①緑の取り組みの支援		みどり公園課
②緑のリサイクルの推進		みどり公園課 クリーンライフ課
③みどりの基金の充実と活用		みどり公園課

2. 緑に関する市民アンケート調査

(1) 市民アンケート調査の概要

市民の緑に対する意識や意向を把握するために、市民アンケート調査を実施しました。この調査は、地域の特性を把握するために、彦成・北部・早稲田・中央・東和の5つの区域に区分し、人口比率に配慮したうえで対象者を無作為抽出し、配布しました。

なお、このアンケート調査（以下「H29 年度アンケート」）は、緑の基本計画の改定に向けて実施した前回のアンケート調査（以下「H21 年度アンケート」）と同じ設問とし、その変化等を比較しました。

2つのアンケート調査の概要は以下のとおりです。

■ H29 年度アンケート調査の地域別回収率

地域	配布数	回収数	回収率 (%)
①彦成地域	206	64	31.1
②北部地域	665	181	27.2
③早稲田地域	542	175	32.3
④中央地域	242	79	32.6
⑤東和地域	845	217	25.7
不明	—	20	—
合計	2,500	736	29.4

■ 地域区分図



■ アンケート調査の概要

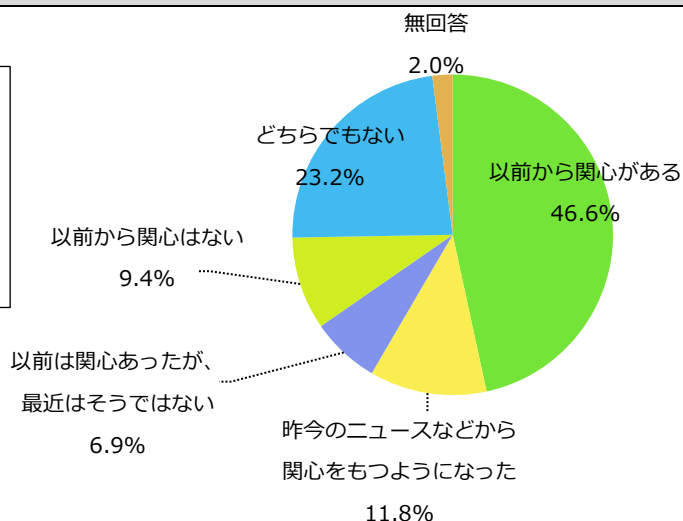
	H29 年度アンケート	H21 年度アンケート
実施時期	平成 30 年 1 月下旬	平成 21 年 9 月上旬
方法	郵送によるアンケート用紙の配布と回収	
対象	市民 2,500 人（市内在住 18 歳以上）	
回収（回収率）	736 通（29.4%）	684 通（27.4%）

(2) 市民アンケート調査の結果

1 三郷市の緑に対する関心（1つ選択）

① H29 年度アンケート調査の結果

- 「以前から関心がある」が 46.6%と最も多く、「昨今のニュースなどから関心をもつようになった」の 11.8%と合わせると、58.4%が緑に関心があると回答しています。

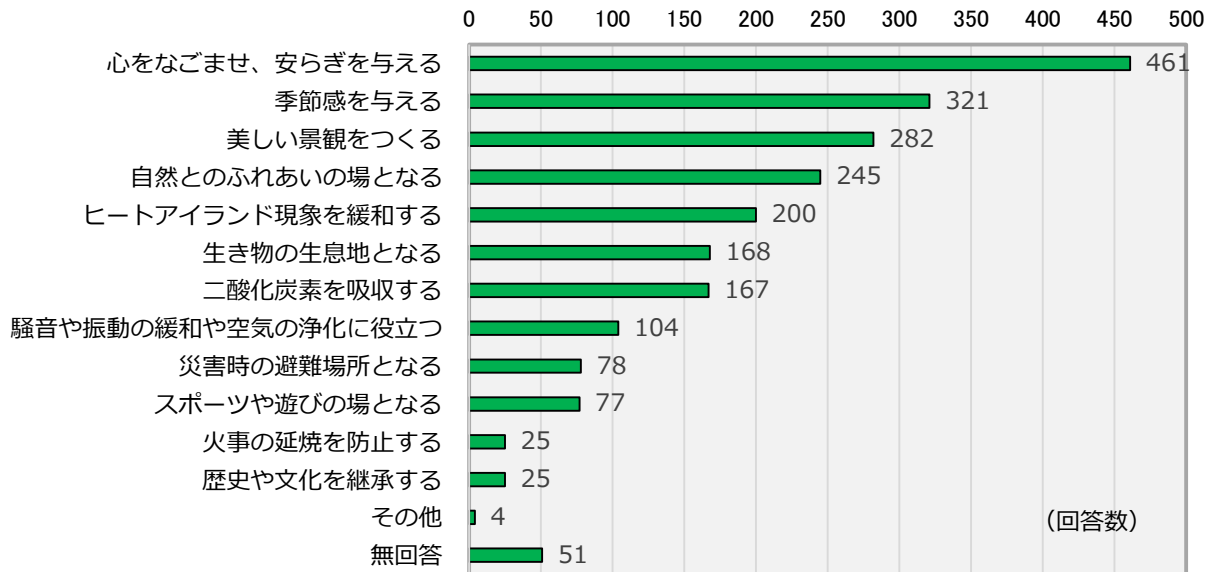


②H21 年度アンケート調査と H29 年度アンケート調査の比較

	緑に対する関心			
	H21 (%)	H29 (%)	ポイント	
以前から関心がある	57.6	46.6	-11.0	-17.9
昨今のニュースなどから関心をもつようになった	18.7	11.8	-6.9	
以前は関心があったが最近はそうではない	5.4	6.9	+1.5	+5.6
以前から関心はない	5.3	9.4	+4.1	

2 緑が果たす役割について、特に大切にしたい、または期待したいと思うもの（3つ以内選択）

①H29 年度アンケート調査の結果



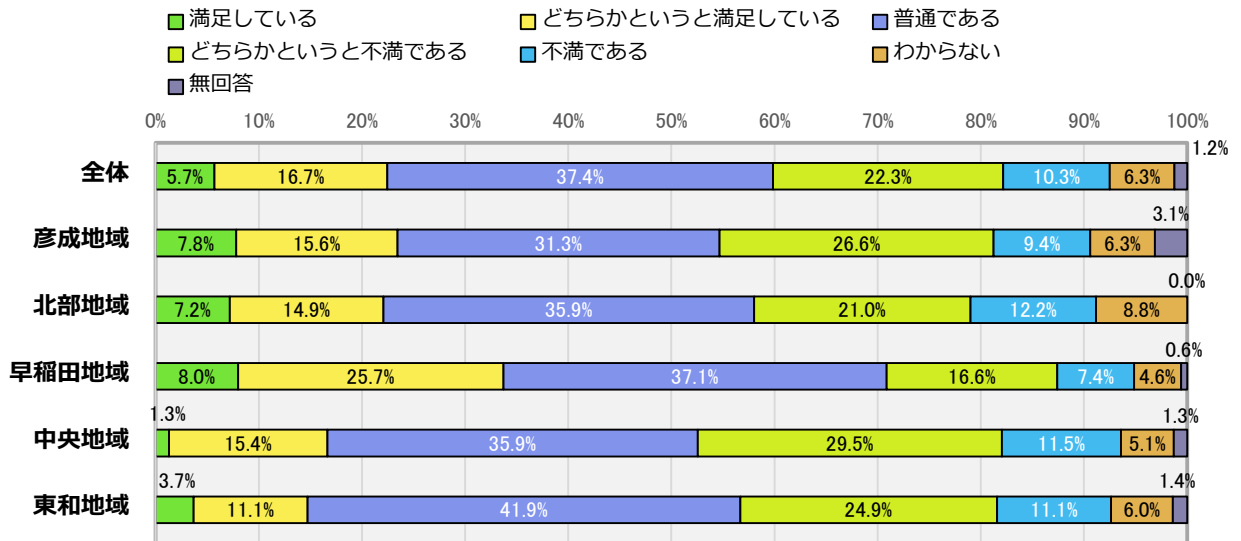
- 緑が果たす役割について、特に大切に思う、または特に期待したい役割については、「心をなごませ、安らぎを与える」が最も多く、次いで「季節感を与える」「美しい景観をつくる」「自然とのふれあいの場となる」の順となりました。
- 一方、「火事の延焼を防止する」「歴史や文化を継承する」「スポーツや遊びの場となる」「災害時の避難場所となる」は比較的少ない結果となりました。

②H21 年度アンケート調査と H29 年度アンケート調査の比較

順位	緑に対する大切にしたい、期待したい役割	
	H21	H29
1	心をなごませ、安らぎを与える	心をなごませ、安らぎを与える
2	季節感を与える	季節感を与える
3	ヒートアイランド現象を緩和する	美しい景観をつくる
4	二酸化炭素を吸収する	自然とのふれあいの場となる
5	美しい景観をつくる	ヒートアイランド現象を緩和する
6	自然とのふれあいの場となる	生き物の生息地となる
7	生き物の生息地となる	二酸化炭素を吸収する

3 三郷市内の自然や緑の現状に対する満足度（1つ選択）

①H29 年度アンケート調査の結果



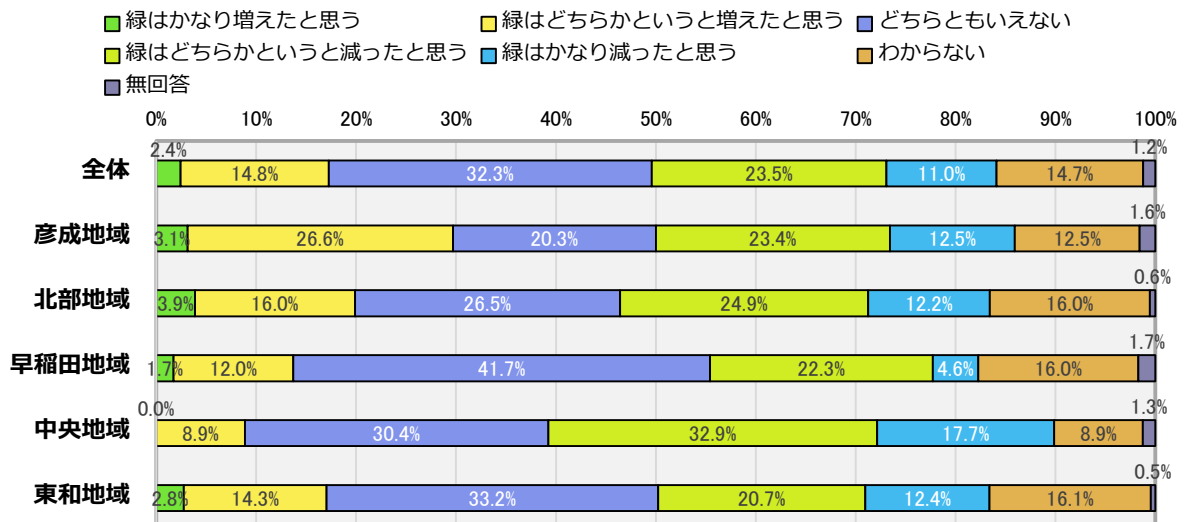
- 三郷市の緑に対する満足度は、市全体では「満足している」「どちらかという満足している」を合わせると22.4%、「不満である」「どちらかという不満である」を合わせると32.6%で、満足とする意見を不満とする意見が上回りました。
- 地域別でみると、早稲田地域以外はすべて不満とする意見が上回っています。

②H21 年度アンケート調査と H29 年度アンケート調査の比較

地域	自然や緑の現状に対する満足度					
	満足（満足・どちらかという満足）			不満（不満・どちらかという不満）		
	H21 (%)	H29 (%)	ポイント	H21 (%)	H29 (%)	ポイント
全体	18.3	22.4	+4.1	45.2	32.6	-12.6
彦成地域	13.6	23.4	+9.8	52.6	36.0	-16.6
北部地域	22.3	22.1	-0.2	44.0	33.2	-10.8
早稲田地域	22.3	33.7	+11.4	34.5	24.0	-10.5
中央地域	17.1	16.7	-0.4	52.2	41.0	-11.2
東和地域	14.6	14.8	+0.2	48.1	36.0	-12.1

4 ここ数年の三郷市の緑の変化について感じる事（1つ選択）

①H29 年度アンケート調査の結果



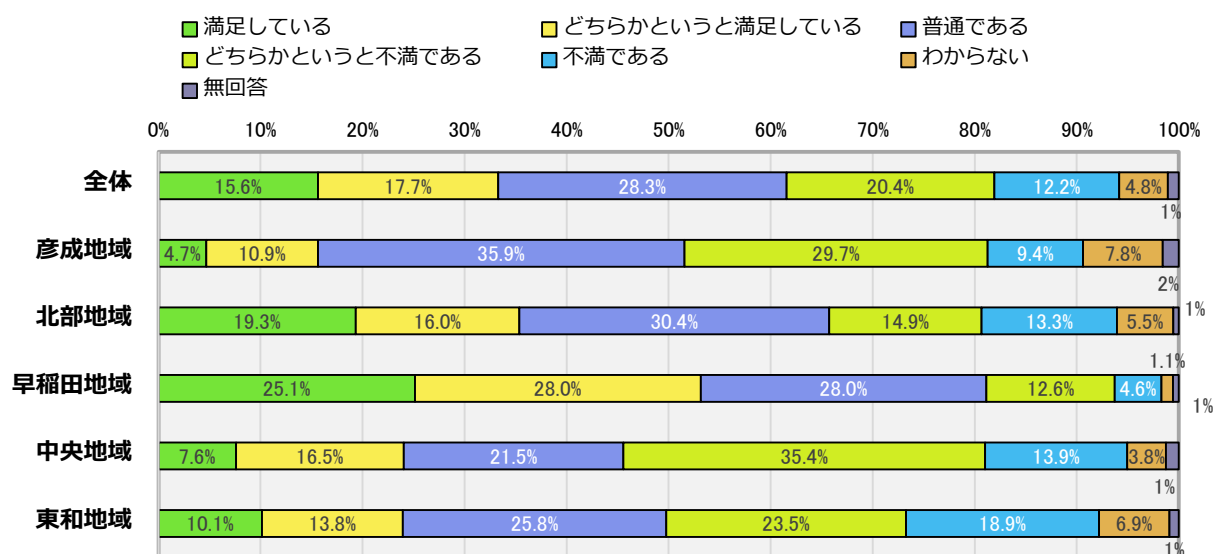
- ここ数年の三郷市の緑の変化については、「緑はかなり増えたと思う」「どちらかという増えたと思う」が合わせて 17.2%、「緑はかなり減ったと思う」「緑はどちらかという減ったと思う」が合わせて 34.5%と、緑は減ったと感じている回答者が多くなっています。
- 地域別では、中央地域で緑が減っていると感じている回答者が 50.6%となっています。

②H21 年度アンケート調査と H29 年度アンケート調査の比較

地域	緑の変化に対して感じる事					
	増えた (かなり増えた・どちらかという増えた)			減った (かなり減った・どちらかという減った)		
	H21 (%)	H29 (%)	ポイント	H21 (%)	H29 (%)	ポイント
全体	18.0	17.2	-0.8	34.7	34.5	-0.2
彦成地域	11.9	29.7	+17.8	52.5	35.9	-16.6
北部地域	15.7	19.9	+4.2	33.1	37.1	+4.0
早稲田地域	19.5	13.7	-5.8	29.5	26.9	-2.6
中央地域	19.2	8.9	-10.3	38.3	50.6	+12.3
東和地域	20.8	17.1	-3.7	30.7	33.1	+2.4

5 住んでいる地域における公園の数や位置、大きさに対する満足度（1つ選択）

①H29 年度アンケート調査の結果



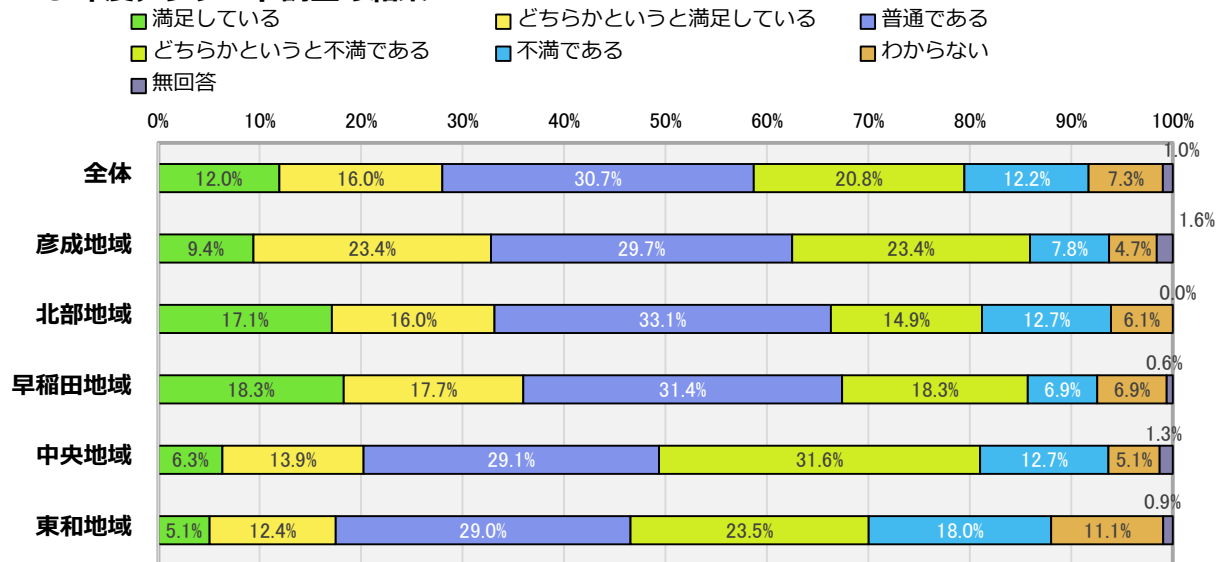
- 住んでいる地域における公園の数や位置、大きさについての満足度は、「満足している」「どちらかという満足している」が合わせて 33.3%、「不満である」「どちらかという不満である」が合わせて 32.6%と、「満足」と「不満」はほぼ同じとなっています。
- 地域別では、早稲田地域、北部地域で「満足」が上回っている以外は、「不満」が多くなっています。

②H21 年度アンケート調査と H29 年度アンケート調査の比較

地域	公園の数、位置、大きさに対する満足度					
	満足 (満足・どちらかという満足)			不満 (不満・どちらかという不満)		
	H21 (%)	H29 (%)	ポイント	H21 (%)	H29 (%)	ポイント
全体	27.9	33.3	+5.4	43.5	32.6	-10.9
彦成地域	5.1	15.6	+10.5	69.5	39.1	-30.4
北部地域	30.8	35.3	+4.5	33.8	28.2	-5.6
早稲田地域	57.5	53.1	-4.4	17.2	17.2	±0
中央地域	16.0	24.1	+8.1	56.4	49.3	-7.1
東和地域	18.9	23.9	+5.0	54.7	42.4	-12.3

6 住んでいる地域における公園や緑地の整備内容や管理の状態に対する満足度（1つ選択）

①H29 年度アンケート調査の結果



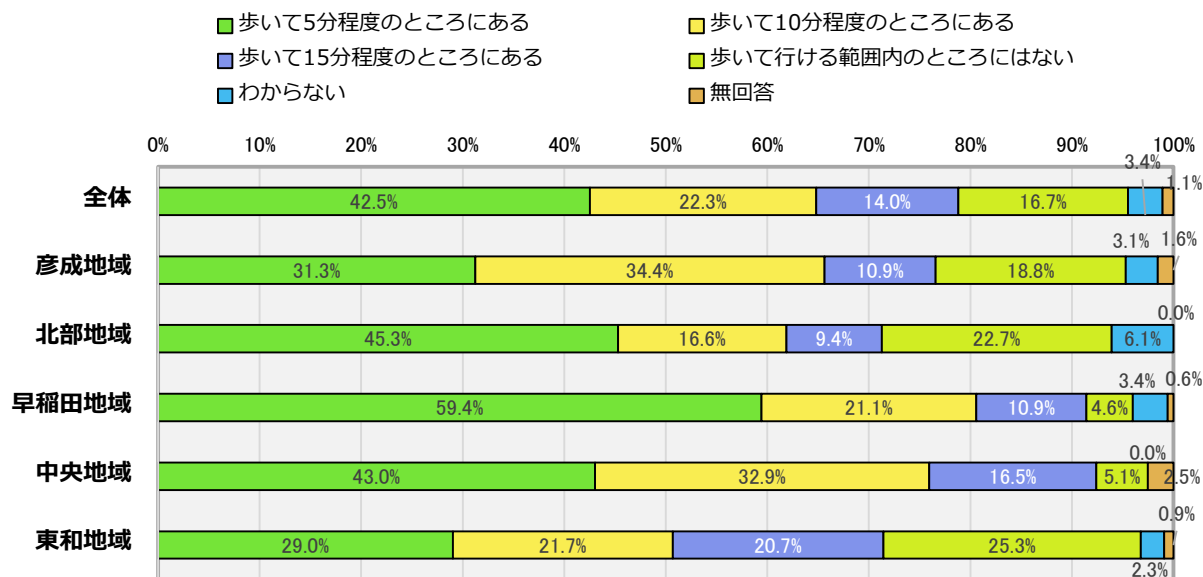
- 住んでいる地域における公園や緑地の整備内容や管理の状態についての満足度は、「満足している」「どちらかという満足している」が合わせて 28%、「不満である」「どちらかという不満である」が合わせて 33%と、不満とする意見が多くなっています。
- 地域別では、彦成、北部、早稲田地域では高く、中央、東和地域は低い状況となっています。

②H21 年度アンケート調査と H29 年度アンケート調査の比較

地域	公園や緑地の整備内容、管理の状態に対する満足度					
	満足 (満足・どちらかという満足)			不満 (不満・どちらかという不満)		
	H21 (%)	H29 (%)	ポイント	H21 (%)	H29 (%)	ポイント
全体	22.8	28.0	+5.2	41.0	33.0	-8.0
彦成地域	10.2	32.8	+22.6	50.8	31.2	-19.6
北部地域	29.5	33.1	+3.6	37.9	27.6	-10.3
早稲田地域	34.5	36.0	+1.5	23.0	25.2	+2.2
中央地域	17.0	20.2	+3.2	47.9	44.3	-3.6
東和地域	16.5	17.5	+1.0	49.5	41.5	-8.0

7 住んでいる地域における、憩える公園や水辺などの緑の存在に対する認識（1つ選択）

①H29 年度アンケート調査の結果



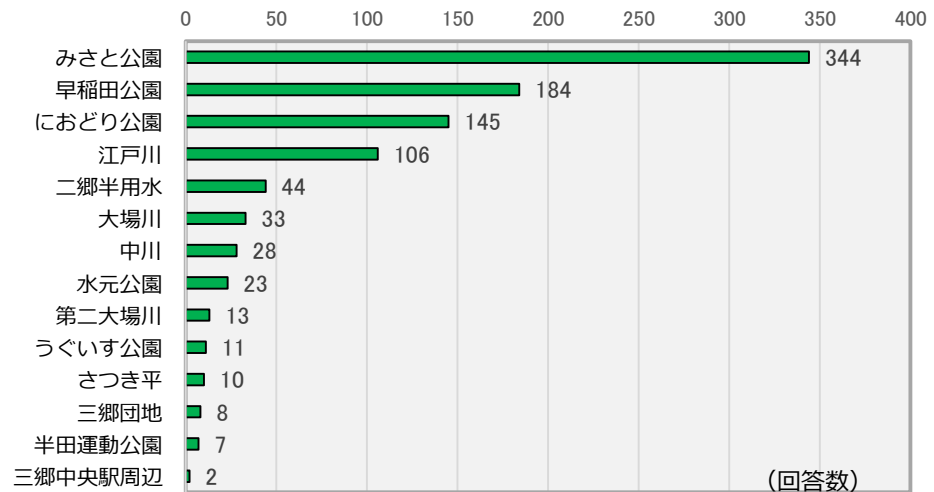
- 住んでいる地域における歩いて行ける範囲の憩える公園や水辺などの緑の存在については、歩いて 10 分程度の範囲内にあると感じている回答者が 64.8%となっています。
- 地域別では、特に早稲田地域で、「歩いて 10 分程度の範囲内にある」とする回答が 80.5%となっており、公園等が適正に配置されている地域の特性が反映された結果となりました。

②H21 年度アンケート調査と H29 年度アンケート調査の比較

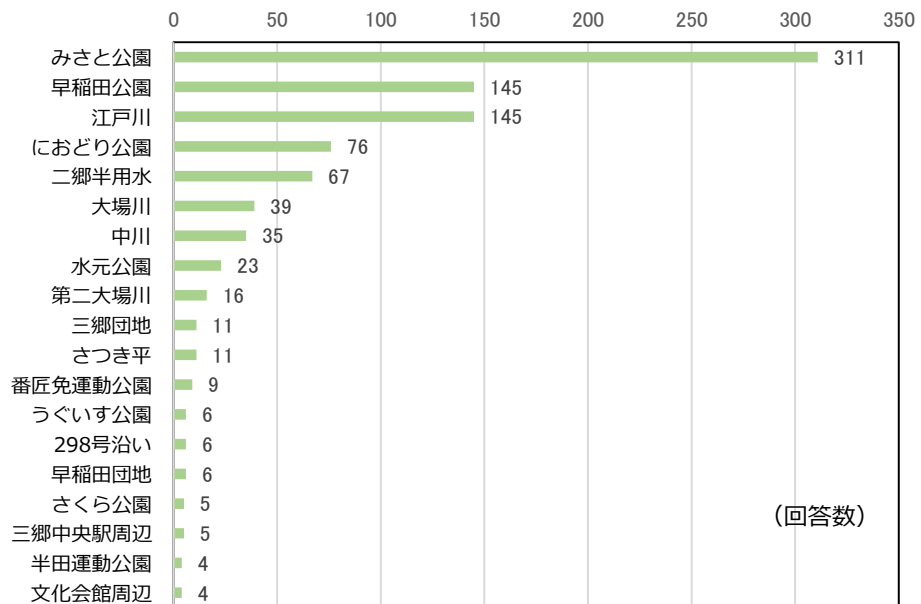
地域	憩える公園や水辺などの緑の存在に対する認識					
	歩いて 5 分程度			歩いて 10 分程度		
	H21 (%)	H29 (%)	ポイント	H21 (%)	H29 (%)	ポイント
全体	37.3	42.5	+5.2	21.2	22.3	+1.1
彦成地域	22.0	31.3	+9.3	13.6	34.4	+20.8
北部地域	41.6	45.3	+3.7	13.3	16.6	+3.3
早稲田地域	66.9	59.4	-7.5	20.1	21.1	+1.0
中央地域	30.9	43.0	+12.1	30.9	32.9	+2.0
東和地域	22.2	29.0	+6.8	26.4	21.7	-4.7
地域	歩いて 15 分程度			歩いて行ける範囲内にはない		
	H21 (%)	H29 (%)	ポイント	H21 (%)	H29 (%)	ポイント
全体	14.8	14.0	-0.8	23.5	16.7	-6.8
彦成地域	11.9	10.9	-1.0	44.1	18.8	-25.3
北部地域	9.6	9.4	-0.2	31.3	22.7	-8.6
早稲田地域	5.8	10.9	+5.1	5.8	4.6	-1.2
中央地域	19.1	16.5	-2.6	17.0	5.1	-11.9
東和地域	23.6	20.7	-2.9	26.4	25.3	-1.1

8 三郷市内で大切にしていきたいと思う水辺や緑について、3つまで記入

①H29 年度アンケート調査の結果

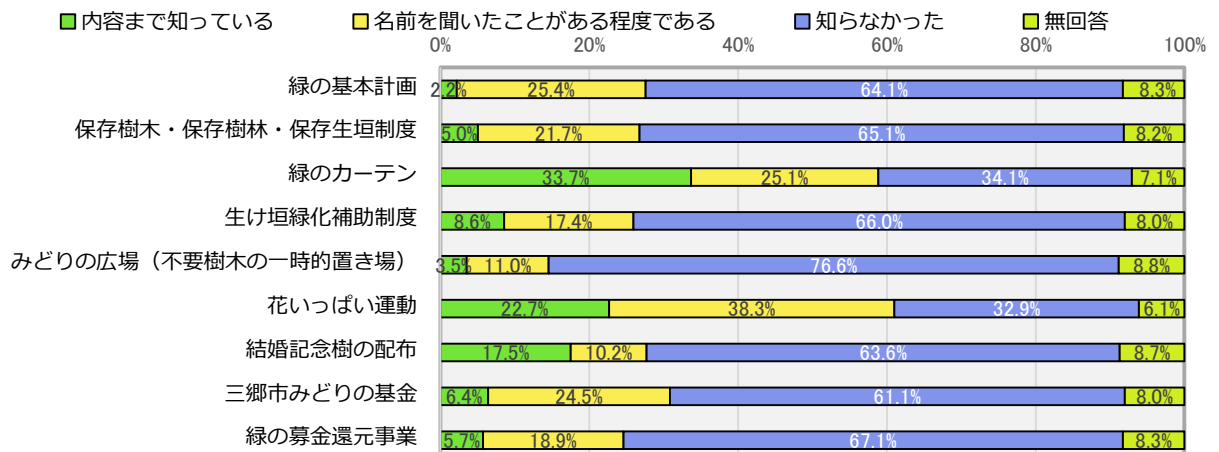


②H21 年度アンケート調査の結果



9 緑豊かなまちづくり等を目指した三郷市の取り組みに対する認知度（各項目1つ選択）

①H29 年度アンケート調査の結果



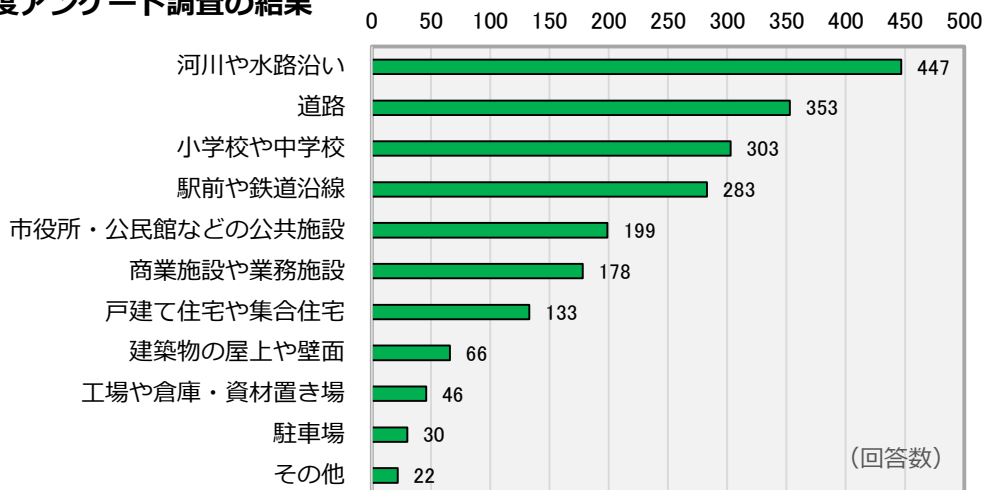
- 緑豊かなまちづくり等を目指した三郷市の取り組みなどについては、「花いっぱい運動」と「緑のカーテン」に対する認知度が高い一方、「みどりの広場」「緑の募金還元事業」「生け垣緑化補助制度」は低い状況となっています。
- 「緑の基本計画」については、「内容まで知っている」が2.2%と最も低い結果となりました。

②H21 年度アンケート調査と H29 年度アンケート調査の比較

施策	三郷市の取り組みに対する認知度								
	内容まで知っている			名前を聞いたことがある程度である			知らなかった		
	H21 (%)	H29 (%)	ポイント	H21 (%)	H29 (%)	ポイント	H21 (%)	H29 (%)	ポイント
緑の基本計画	2.6	2.2	-0.4	28.1	25.4	-2.7	57.9	64.1	+6.2
保存樹木・保存樹林・保存生垣制度	5.7	5.0	-0.7	23.0	21.7	-1.3	60.5	65.1	+4.6
緑のカーテン	29.8	33.7	+3.9	22.4	25.1	+2.7	38.3	34.1	-4.2
生け垣緑化補助制度	9.1	8.6	-0.5	20.5	17.4	-3.1	59.5	66.0	+6.5
みどりの広場	5.3	3.5	-1.8	12.1	11.0	-1.1	70.6	76.6	+6.0
花いっぱい運動	27.2	22.7	-4.5	30.6	38.3	+7.7	32.3	32.9	+0.6
結婚記念樹の配布	15.4	17.5	+2.1	11.5	10.2	-1.3	61.5	63.6	+2.1
三郷すみどりの基金	8.9	6.4	-2.5	24.0	24.5	+0.5	55.4	61.1	+5.7
緑の募金還元事業	6.3	5.7	-0.6	18.4	18.9	+0.5	63.2	67.1	+3.9

10 三郷市内の施設や空間で、重点的に緑を増やすべきであると思うもの（3つ以内選択）

①H29 年度アンケート調査の結果

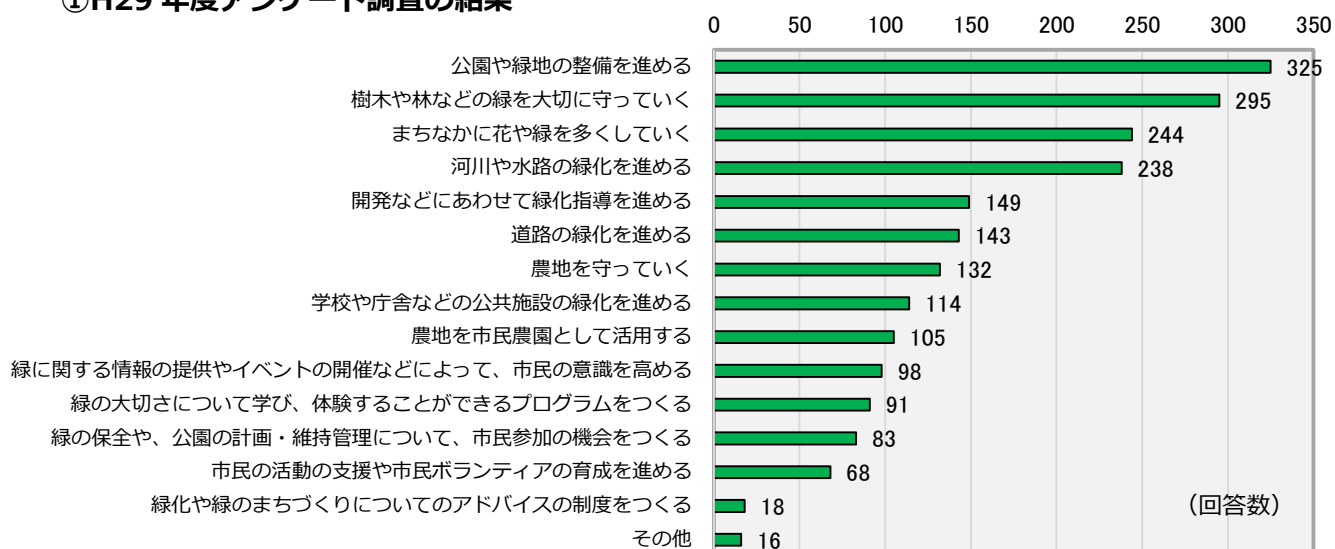


②H21 年度アンケート調査と H29 年度アンケート調査の比較

順位	重点的に緑を増やすべき施設や空間	
	H21	H29
1	河川や水路沿い	河川や水路沿い
2	道路	道路
3	駅前や鉄道沿線	小学校や中学校
4	小学校や中学校	駅前や鉄道沿線
5	市役所・公民館などの公共施設	市役所・公民館などの公共施設
6	戸建て住宅や集合住宅	商業施設や業務施設
7	商業施設や業務施設	戸建て住宅や集合住宅

11 今後の緑のまちづくりの取り組みとして重要なこと（3つ以内選択）

①H29 年度アンケート調査の結果



- 今後の緑のまちづくりの取り組みとして重要であると思うものは、「公園や緑地の整備を進める」が最も多く、次いで「樹木や林などの緑を大切に守っていく」「まちなかに花や緑を多くしていく」「河川や水路の緑化を進める」となっています。

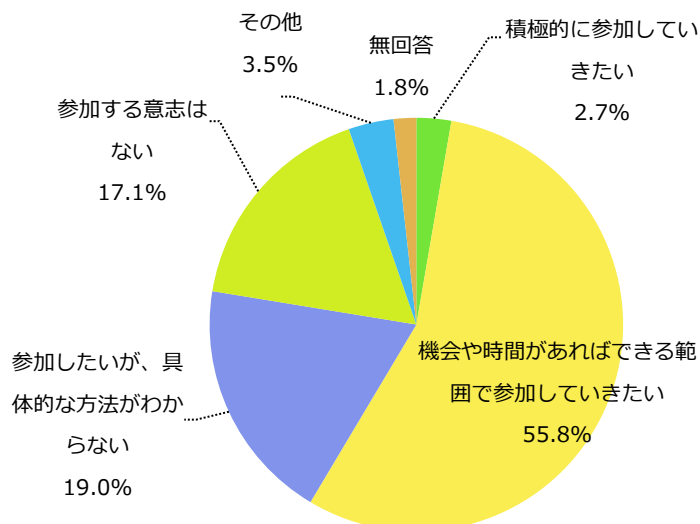
②H21 年度アンケート調査と H29 年度アンケート調査の比較

順位	今後の緑のまちづくりの取り組みとして重要なこと	
	H21	H29
1	樹木や林などの緑を大切に守っていく	公園や緑地の整備を進める
2	公園や緑地の整備を進める	樹木や林などの緑を大切に守っていく
3	まちなかに花や緑を多くしていく	まちなかに花や緑を多くしていく
4	河川や水路の緑化を進める	河川や水路の緑化を進める
5	道路の緑化を進める	開発などにあわせて緑化指導などを進める
6	開発などにあわせて緑化指導などを進める	道路の緑化を進める
7	農地を市民農園などとして活用する	農地を守っていく

12 今後、緑の保全や緑化にかかわる活動に対する参加意向（1つ選択）

①H29 年度アンケート調査の結果

- 緑の保全や緑化にかかわる活動への参加意向については、「積極的に参加していきたい」が2.7%、「機会や時間があればできる範囲で参加していきたい」が55.8%など、何らかの形で参加意向を持っている回答者は77.5%となっています。
- 特に、「参加したいが、具体的な方法がわからない」とする回答者が19%となっており、参加の手法を明確にすることが求められているといえます。

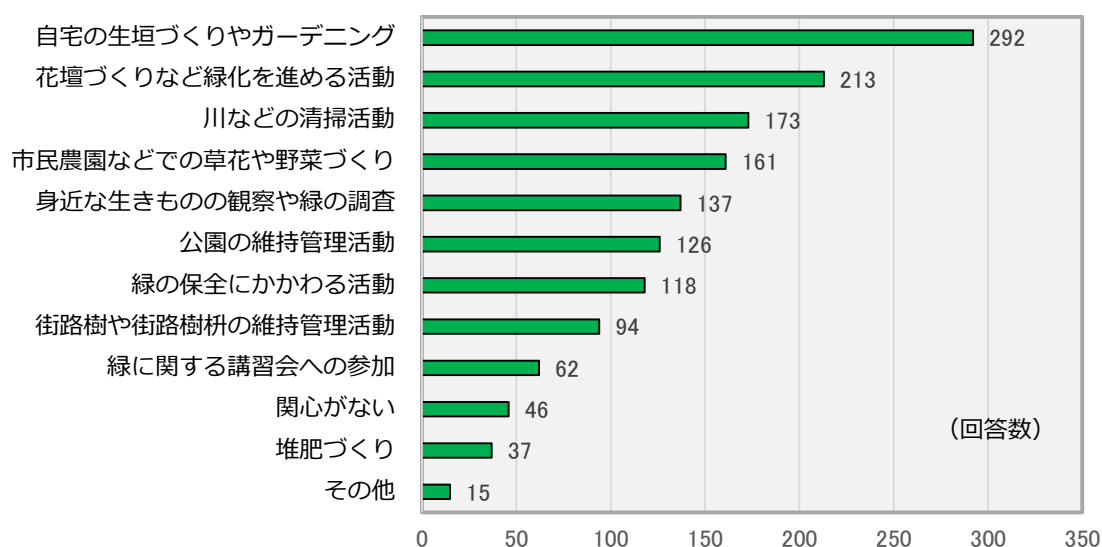


②H21 年度アンケート調査と H29 年度アンケート調査の比較

	緑の保全や緑化にかかわる活動 に対する参加意向				ポ イ ン ト
	H21 (%)		H29 (%)		
積極的に参加していきたい	4.1	81.6	2.7	77.5	-1.4
機会や時間があればできる範囲で参加していきたい	60.1		55.8		-4.3
参加したいが、具体的な方法がわからない	17.4		19.0		+1.6
参加する意思はない	11.7		17.1		+5.4

13 今後、取り組みたい活動（複数選択）

①H29 年度アンケート調査の結果



- 今後、取り組みたい緑の保全や緑化に関する活動としては、「自宅の生垣づくりやガーデニング」が最も多く、次いで、「花壇づくりなど緑化を進める活動」「川などの清掃活動」「市民農園などでの草花や野菜づくり」の順となっています。

②H21 年度アンケート調査と H29 年度アンケート調査の比較

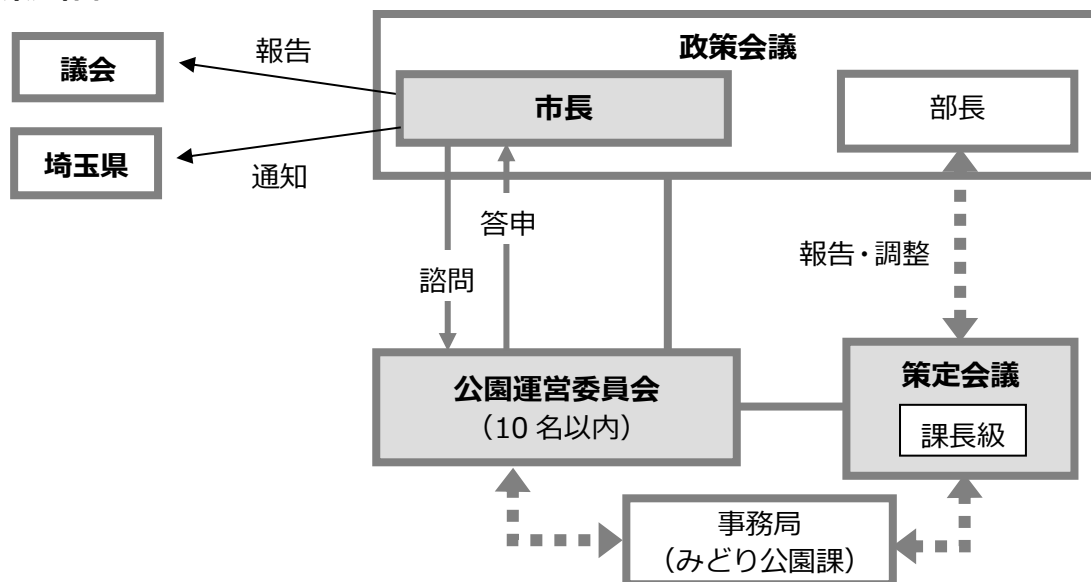
順位	今後、取り組みたい活動	
	H21	H29
1	自宅の生垣づくりやガーデニング	自宅の生垣づくりやガーデニング
2	花壇づくりなど緑化を進める活動	花壇づくりなど緑化を進める活動
3	市民農園などでの草花や野菜づくり	川などの清掃活動
4	川などの清掃活動	市民農園などでの草花や野菜づくり
5	公園の維持管理活動	身近な生きものの観察や緑の調査
6	緑の保全にかかわる活動	公園の維持管理活動
7	身近な生きものの観察や緑の調査	緑の保全にかかわる活動

3. 策定の体制と経緯

(1) 策定体制

本計画は、庁内の策定会議において、庁内の各事業・計画等との調整を図るとともに、三郷市公園運営委員会条例に基づき設置される市長の諮問機関である公園運営委員会に諮り、検討を行いました。

■ 策定体制



■ 公園運営委員会

区分	氏名	所属団体等
学識経験者	赤松 瑞枝	跡見学園女子大学 専任講師（委員長）
緑化推進団体	宗田 浩治	太極拳わせだ会
関係地域の団体に属する者	岡庭 丈夫	三郷市農業委員会
	戸邊 修司（～R2.7）	さいかつ農業協同組合
	澁谷 浩行（R2.8～）	
	岡庭 大吉	三郷市造園緑化組合（副委員長）
	堀切 茂友	三郷市都市計画審議会
その他	中尾 康世	三郷市母子愛育会
	大山 和雄	三郷市体育協会
	沼野 次男	公募による市民の代表
	文字 茂子	公募による市民の代表

■ 策定会議

課室名	課室名	課室名
企画調整課（副委員長）	危機管理防災課	生活安全課
クリーンライフ課	商工観光課	農業振興課
スポーツ振興課	健康推進課	子ども政策室
道路河川課	都市デザイン課（委員長）	まちづくり事業課
教育総務課		

(2) 経緯

年度	開催日	会議等	主な内容
令和元年度	1月30日	第1回策定会議	緑の基本計画の策定に向けて 委員委嘱
	2月10日	第1回公園運営委員会	諮問（三郷市緑の基本計画策定案） ワークショップ（緑の基本計画策定に向けて）
	5月13日 ～20日	第2回策定会議 （書面開催）	計画の目標と基本方針
令和2年度	6月16日	第2回公園運営委員会	ワークショップ（計画の目標と基本方針）
	7月15日	第3回策定会議	緑の推進施策の方針及び計画の推進に向けて
	8月4日	第3回公園運営委員会	ワークショップ（緑の推進施策の方針及び計画の推進に向けて）
	9月10日	第4回策定会議	素案の検討
	10月6日	第4回公園運営委員会	ワークショップ（素案の検討）
	10月29日	第5策定会議	緑の基本計画の素案
	11月17日	第5回公園運営委員会	ワークショップ（緑の基本計画の素案）
	2月 日 （予定）	第6回策定会議	三郷市緑の基本計画策定案
	2月 日 （予定）	第6回公園運営委員会	審議（三郷市緑の基本計画策定案） 答申（三郷市緑の基本計画策定案）

4. 用語解説

あ

NPO	自発的に公益的な活動を行う、民間の営利を目的としない団体の総称。このうち、法人格を取得した団体を一般的に NPO 法人という。
SDGs	2015 年 9 月に国連において採択された「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」のこと。「誰一人取り残さない」という理念のもと、2030 年を達成期限とする 17 のゴール、169 のターゲットから成っている。
エリアマネジメント	特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取り組み。
オープンガーデン	イギリスではじまった私有地である庭などを開放して、不特定多数の鑑賞者を受け入れる仕組み。
オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建築物などによって覆われていない土地の総称。

か

街区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として街区の居住者の利用を目的とする公園。1 箇所当たり 0.25ha を標準として設置する。
開発行為	主として、建築物の建築、第 1 種特定工作物（コンクリートプラント等）の建設、第 2 種特定工作物（ゴルフコース、1 ha 以上の墓園等）の建設を目的とした「土地の区画形質の変更」をいう。
風の道	都市気象を緩和するために、自然の風を活用するための空気の通り道のこと。冷涼で清浄な空気の流れは、市街地の温度上昇の抑制や大気の浄化機能が期待される。
ガーデンシティ (Garden City)	1898 年にイギリスのエベネザー・ハワードが提唱した新しい都市の形態で、公園や森に囲まれた住宅、農作業などをするスペースなど、自然との共生、都市の自律性を提示したもの。その理想に基づき実際に都市開発が行われ、日本でも「田園都市」として郊外型の都市開発などに大きな影響を与えた。
河畔林	河川の周辺に繁茂する林。
協働	多様な部門や組織が、同じ目標を目指して、それぞれの力を持ち寄り、対等の立場で協力してともに働くこと。
近隣公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として近隣の居住者の利用を目的とする公園。1 箇所当たり 2ha を標準として設置する。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取り組み。
景観重要樹木	景観法に基づき、景観計画区域内の景観上重要な樹木について、地域の個性ある景観づくりの核として、維持・保全・継承するために、市長（景観行政団体の長）が指定するもの。
景観法	都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、うるおいのある豊かな生活環境の創造などの実現を図るため、景観に関する基本理念、国や地方公共団体などの責務を定めるとともに、行為の規制や支援の仕組みなどを定めた法律。
広域公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーションに対応することを目的とする公園。1 箇所当たり 50ha 以上を標準として設置する。

公園施設長寿命化計画	都市公園の公園施設について、老朽化に対する安全対策の強化や改築・更新費用の平準化を図る観点から、施設点検、維持補修等の予防保全的管理を行い、既存ストックの長寿命化対策及び計画的な改築・更新を行うことを目的として作成する計画。
公募設置管理制度 (Park-PFI)	都市公園において、飲食店、売店などの公園施設（公募対象公園施設）の設置または管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き。 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。
コバトン健康マイレージ	埼玉県が実施する事業で、県民が歩数計を使ってウォーキングを楽しく続けられ、健康づくりを進めるサービスをいう。
コミュニティガーデン	直訳すると「地域の庭」。地域住民が主体となって管理運営する花壇・農園・庭の機能を持つ場所。
コワーキングスペース	場所に縛られない働き方をしている人たちが利用する共同型オフィスのこと。コワーキングスペースは、つまり共に働くことが重視され、利用者同士のコミュニケーションがなされやすい傾向がある。

さ

サウンディング調査	民間事業者等有する事業内容に対するアイディアやノウハウ、行政への要望等を公募し、対話形式で意見交換を行いながら情報収集を行う手法。
CSR	企業の社会的責任。利益の追求だけでなく、企業活動が社会的な側面からも責任を果たすべきとする理念。CSR（Corporate Social Responsibility）。
市街化区域 市街化調整区域	市街化区域は都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域、及び概ね10年以内に優先的・計画的に市街化を図る区域をいう。 市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域をいう。
自然堤防	洪水などによって河川が運んできた土砂が堆積し、自然に形成された地形。
指定管理者制度	公の施設の管理運営を、地方公共団体の指定を受けた民間事業者などの指定管理者が管理を行う制度。
市民緑地制度 市民緑地契約制度 市民緑地認定制度	都市緑地法に基づき、土地や建築物等に設置される住民の利用に供する緑地または緑化施設であり、制度上、市民緑地制度契約制度と市民緑地認定制度がある。 市民緑地契約制度は、地方公共団体などと緑地の所有者が契約を交わして借り受け、一定の期間に市民に開放する緑地。 市民緑地認定制度は、土地所有者の協力のもと、民間主体が設置管理者として、設置管理計画を作成・申請し、市長の認定を受け、空き地などを認定市民緑地として整備・公開する制度。
住区基幹公園	安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション・休養のためのスペースを確保し、住民の日常的で身近な利用に供するために設置される基幹的な公園。その機能から街区公園・近隣公園・地区公園に区分される。
生産年齢人口	15歳以上65歳未満の人口。15歳未満の人口は年少人口、65歳以上の人口は老年人口という。
生産緑地地区	生産緑地法に基づき、市街化区域内の保全する農地として都市計画に定められたもの。
生態系	植物、動物、微生物と、それらを取り巻く大気、水、土壌などの環境とを統合した全体のシステムのこと。
生態系サービス	生態系の機能のうち、水や食料、気候の安定など、特に人間が生きていくために必要な恩恵のこと。基盤サービス、供給サービス、調整サービス、文化的サービスに区分される。

設置管理許可制度	都市公園法第5条に基づき、公園管理者以外の者でも公園管理者の許可を受ければ、公園施設の設置・管理を可能とする制度。
総合公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、都市住民全般の休息、観賞、散策、遊戯、運動など総合的に利用することを目的とする公園。都市規模に応じ、1箇所当たり10～50haを標準として設置する。

た

脱炭素社会	地球温暖化の原因と考えられる二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする社会のこと。
地球温暖化	人間活動の拡大により、二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。
地区計画制度	地区の特性を活かした良好な環境の整備や保全を目的として、都市計画法に基づき、その地区の道路、公園、広場などの公共施設や居住環境、まちなみ景観などについて、住民の考えを取り入れながら、まちづくりを進める制度。
地区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として徒歩圏内の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり4haを標準として設置する。
チップ	植栽管理時に伐採、剪定される樹木や枝を、公園の園路の敷ならしなどに用いるために粉砕機で砕いたもの。
調整池・調節池	洪水、雨水を一時的に貯留して、出水量が最大になるピーク時の流量を調節・調整する施設。住宅地などの開発行為で整備される下水道施設を調整池といい、河川管理施設として整備されるものを調節池という。
特定生産緑地地区	生産緑地地区の指定後30年を経過するまでに、所有者等の同意を得て、生産緑地地区の買取り申出ができる時期を10年延長するもの。 特定生産緑地の固定資産税・都市計画税は引き続き、農地評価・農地課税で、特定生産緑地の指定は、10年ごとの更新制である。
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県または市町村が都市計画に定める地区。
都市基幹公園	都市を単位として、安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために設けられる基幹的な公園。その機能から総合公園と運動公園に区分される。
都市計画道路	都市計画法に定められた都市施設の一つで、都市計画決定された道路。
都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体または国が設置する都市計画施設である公園または緑地、都市計画区域内に設置する公園または緑地。
都市農地の貸借円滑化制度	「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づき、生産緑地の貸借を円滑にすることで継続して管理できるようにするなど、生産緑地の貸借が行いやすくした新たな仕組み。
都市緑地	主として、都市の自然的環境の保全・改善や都市景観の向上を図ることを目的として設置される都市公園。
都市緑地法	良好な都市環境の形成を図るために、緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質の変更に關する事業。

な

ネットワーク	あるものを構成している要素のつながり、または連結されている状態をいう。
---------------	-------------------------------------

ネーミングライツ	施設などの資金を調達するため、施設の名所企業名・ブランド名を付与する権利。「施設命名権」とも呼ばれる。
年少人口	15 歳未満の人口。15 歳以上 65 歳未満の人口は生産年齢人口、65 歳以上の人口は老年人口という。

は

PFI 事業	公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。PFI（Private Finance Initiative）。
ヒートアイランド現象	都市活動に伴うエネルギー廃熱やコンクリートなどの地表面の状態などによって、都市内の温度が郊外と比べて高くなる現象。
ビオトープ	野生生物が生息できる条件を備えた生態学的に良好な環境の空間、または自然の生態系に接することができるように整備された空間。生物を意味する Bio と場所を意味する Tope の合成語。
保存樹木・保存樹林・保存生垣	三郷市みどりの条例に基づき、良好な緑の環境を保全するために、一定の指定基準に該当する樹木・樹林・生垣などを指定したもの。

ま

マイツリー事業	誕生、進学、就職、昇進、結婚、出産などのできごとを記念して、市民が公園に樹を植栽する事業。
モニタリング	継続的に観測して監視すること。

ら

緑化重点地区	緑の基本計画において定める「緑化の推進を重点的に図るべき地区」のこと。
緑地協定	都市緑地法に基づき、都市計画区域内における相当規模の一団の土地で、市街地の良好な環境を確保するために、所有者全員の合意によって締結する緑地の保全または緑化の推進に関する協定。
緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性・快適性の確保を図ることを目的として、植樹帯や歩行者路などを主体とする緑地。
レジリエンス	回復力、復元力のこと。
老年人口	65 歳以上の人口。15 歳未満の人口は年少人口、15 歳以上 65 歳未満の人口は生産年齢人口という。

わ

ワークショップ	様々な立場や経験を有する参加者が、互いの考え方や意見を学びながら、全体の意見の整理や合意形成を図っていくよう工夫された会議の一つ。住民参加の手法の一つとして採用されることが多い。
ワークライフバランス	「仕事と生活の調和」という意味の言葉。仕事と生活のどちらかに偏ることなく、人生の段階に応じて望んでいるバランスで暮らせる状態をいう。

三郷市公園一覧

令和2年9月現在

番号	公園名	所在地	面積 (㎡)	種別
1	早稲田公園	早稲田4-4	32,923.88	運動公園
2	におどり公園	中央1-10-6	18,613.82	
3	三郷スカイパーク	彦沢3-51-1	71,705.76	
4	ひばり公園	三郷1-15	2,854.53	
5	ひまわり公園	三郷1-7	1,748.53	
6	カンガルー公園	三郷2-19	4,161.75	
7	さくら公園	三郷3-11	2,679.55	
8	めじろ公園	早稲田1-15	1,791.04	
9	はまなす公園	早稲田2-15	1,759.19	
10	しらさぎ公園	早稲田4-18	2,325.28	
11	アカシア公園	早稲田3-22	2,575.73	
12	つくし公園	早稲田5-14	2,501.15	
13	白鳥公園	早稲田6-23	2,051.86	
14	うぐいす公園	早稲田8-3	2,690.09	
15	カトレア公園	早稲田7-24	2,613.67	
16	あすなろ公園	早稲田8-26	2,297.89	
17	花和田児童公園	花和田170-3	1,687.00	
18	よまき公園	鷹野5-330	774.80	
19	まつのき公園	早稲田7-28-1	1,522.78	
20	谷口北児童公園	谷口603-1	1,999.54	児童遊園
21	かみぐち公園	上口1-18	661.00	
22	彦成公園	彦成2-132	1,263.11	
23	彦糸公園	彦糸1-110	1,178.09	
24	戸ヶ崎みなみ公園	戸ヶ崎3-617	1,847.00	
25	さかえ北公園	栄1-308-1	2,552.00	
26	戸ヶ崎なかす公園	戸ヶ崎3300-1	610.70	
27	上彦名第1幼児公園	上彦名333-39	524.06	
28	東町第1幼児公園	東町370-18	222.00	
29	幸房第1幼児公園	幸房309-5	260.00	
30	新和一丁目第1幼児公園	新和1-143-17	100.05	
31	新和五丁目第1幼児公園	新和5-128-4	117.09	
32	幸房第2幼児公園	幸房293-4	100.00	
33	戸ヶ崎四丁目第1幼児公園	戸ヶ崎4-45	100.00	
34	早稲田七丁目第1幼児公園	早稲田7-31-8	124.10	
35	早稲田三丁目第1幼児公園	早稲田3-10-10	123.00	
36	さつき平ふれあい公園	さつき平1-844-5	3,019.04	公園
37	さつき平なかよし公園	さつき平2-667-2	1,376.17	
38	さつき平のぞみ公園	さつき平2-740-1	3,121.00	
39	新和五丁目第2幼児公園	新和5-375-6	105.21	
40	半田第1幼児公園	半田222-1	540.86	
41	彦成一丁目第1幼児公園	彦成1-392-34	130.12	
42	戸ヶ崎第1幼児公園	寄巻979-5	168.72	
43	戸ヶ崎一丁目第1幼児公園	戸ヶ崎1-79-4	100.20	
44	ふれ愛パーク戸ヶ崎	戸ヶ崎2-243-14	583.26	
45	ららシティ悠久の道公園	新三郷ららシティ1-14-19	1,000.55	
46	ららシティくすのき公園	新三郷ららシティ1-6-24	6,945.03	
47	ららシティやまもも公園	新三郷ららシティ1-4-24	338.11	
48	ららシティ駅前公園	新三郷ららシティ2-1-3	2,960.05	
49	ららシティ大通り公園	新三郷ららシティ3-1-3	1,988.35	
50	ららシティとんがり公園	新三郷ららシティ3-2-2	2,090.57	
51	東町みなみ公園	東町317-47	176.30	
52	鳥の郷公園	ピアラシティ2-14	2,000.90	
53	中央二丁目八丁堀公園	中央2-9-2	4,682.55	その他
54	中央一丁目公園	中央1-19-1	2,517.00	
55	風の郷公園	天神1-504-1	5,434.14	
56	月の郷公園	泉2-4	2,500.94	
57	ピアラシティ中央公園	泉2-35	13,503.92	
58	中央三丁目公園	中央3-30	2,499.82	
59	戸ヶ崎中央公園	戸ヶ崎1-318-1	1,732.00	
60	鷹野一丁目公園	鷹野1-372-1	1,425.03	
61	高州ゆりのき公園	高州3-223-5	157.30	
62	花の郷公園	泉1-4	2,501.84	
63	谷中はなみずき公園	谷中字不動堀添20-4	110.93	
64	中央四丁目幸房公園	中央4-21-2	2,500.13	
65	高州シラカシ公園	高州3-444-11	123.23	
66	茂田井公園	茂田井364-1	1,939.85	
67	インター南中央公園	インター南2-5-1	14,267.65	
68	三郷市陸上競技場公園	泉3-4	66,930.04	
69	半田公園	半田849	50,769.57	
都市公園計			371,300.42	

番号	公園名	所在地	面積 (㎡)	種別
1	長戸呂運動公園	鷹野1丁目地先	9,832.34	運動公園
2	番匠免運動公園	番匠免3-164	85,065.49	
3	新和運動公園	新和4丁目地先	7,532.28	
4	江戸川第三運動公園	早稲田7丁目地先	128,031.39	
5	江戸川北運動公園	田中新田地先	18,834.22	
6	江戸川運動公園 (※一部使用停止中)	早稲田1丁目地先	133,830.17	
運動公園計			383,125.89	
1	寄巻児童遊園	寄巻901-2	937.96	児童遊園
2	吹上児童遊園	寄巻920-2	807.63	
3	せんげん児童遊園	戸ヶ崎3205-1	1,274.00	
4	彦成児童遊園	彦成2-278	414.29	
5	八木郷児童遊園	鷹野1-242	1,168.61	
6	彦江児童遊園	彦江1-21-1	2,237.70	
児童遊園計			6,840.19	
1	石崎ちびっ子広場	戸ヶ崎3114	670.00	ちびっ子広場
2	山岸ちびっ子広場	戸ヶ崎3124-49	284.82	
3	晝間ちびっ子広場	高州3-67	1,004.00	
4	倉田・増田ちびっ子広場	東町156-1	931.00	
5	宮田ちびっ子広場	彦野1-158-1	888.00	
6	長戸呂ちびっ子広場	鷹野1-421	1,393.00	
7	石井ちびっ子広場	高州2-201	1,000.00	
8	戸ヶ崎五丁目ちびっ子広場	戸ヶ崎3090地先	2,765.77	
9	吉野ちびっ子広場	岩野木40-1	998.00	
10	田中ちびっ子広場	東町255	849.85	
11	新和四丁目ちびっ子広場	新和4-223	996.00	
12	鷹野四丁目ちびっ子広場	鷹野4-183	298.50	
13	戸ヶ崎八丁目ちびっ子広場	戸ヶ崎2301-1	561.07	
14	鷹野三丁目ちびっ子広場	鷹野3-194	850.00	
15	高州一丁目ちびっ子広場	高州1-47-1	1,213.00	
ちびっ子広場計			14,703.01	
1	彦倉町会わんぱく運動場	彦倉1-170	1,018.00	わんぱく運動場
2	鷹野二丁目町会わんぱく運動場	鷹野2-305	1,400.00	
3	高州三丁目水里町会わんぱく運動場	高州3-43-1	2,390.60	
4	幸房上町会わんぱく運動場	幸房364	997.00	
わんぱく運動場計			5,805.60	
1	やすらぎ公園	彦成4-24-1	1,581.00	その他
2	幼児広場	高州2丁目地先	2,578.50	
3	ららシティ一丁目緑地	新三郷ららシティ1-3-19	2,321.00	
4	ららシティポケット広場	新三郷ららシティ1-10-13	524.93	
5	栄一丁目ポケット広場	栄1-246	171.30	
6	南蓮沼ポケット広場	南蓮沼741地先	62.00	
7	幸房第1ポケット広場	幸房1000-1	511.66	
8	幸房第2ポケット広場	幸房962-2	416.35	
9	栄調節池多目的広場	中央2-28-12	9,314.93	
10	中央一丁目緑地	中央1-18-20	385.00	
11	戸ヶ崎八丁目ポケットパーク	戸ヶ崎2317-3	427.70	
12	みさとの風ひろば	三郷1丁目地先	781.50	
13	中央五丁目幸房西緑地	中央5-13-4	3,531.00	
14	中央三丁目1号緑地	中央3-31	129.80	
15	中央三丁目2号緑地	中央3-49	62.71	
16	中央二丁目1号緑地	中央2-45	341.15	
17	中央二丁目2号緑地	中央2-30-7	252.40	
18	総合体育館ポケット広場	茂田井2	311.70	
19	江戸川野草広場	三郷1丁目地先	8,879.52	
公園他計			32,584.15	
合 計			814,359.26	㎡

